

Wordバージョンも公開中

[http://www.miyauchi-law.com/f/220324piikaiseigaiyou\\_bunshou.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/220324piikaiseigaiyou_bunshou.pdf) **NEW!**

<http://www.miyauchi-law.com/f/200923piikaisei.pdf>

仮名加工情報と匿名加工情報

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/09/27/141947>

# 個人情報保護法改正 2020年2021年のポイント解説 改正法2022年4月施行

2020.1 (2022.5改訂)

弁護士 水町 雅子

※本資料はあくまで当職の意見にすぎず、当局見解と異なる場合があります。  
また誤記・漏れ・ミス等あり得ますので、改正法、現行法やガイドライン原典に必ず当たるようお願いします。

# 講師略歴

## 弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<http://www.miyauchi-law.com> メール→[osg@miyauchi-law.com](mailto:osg@miyauchi-law.com)

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 現、みずほ情報総研入社 ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(法科大学院)修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐 マイナンバー制度立案(特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案)に従事
- ◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員 マイナンバー制度における個人情報保護業務(特にガイドライン、特定個人情報保護評価)に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人 個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所(旧、五番町法律事務所)共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員、姫路市姫路市官民データ活用推進会議委員等を務める。マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。『1冊でわかる！個人情報保護法』(労務行政、2017年)

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座(23)個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等著書・論文多数



# 本資料の改訂履歴

- 2020.1作成、2020.4大幅改訂
- 2020.12改訂
- 2021.3以下部分を改訂
  - 今後のスケジュールの説明(P5)を改訂
  - 外国関係の影響度★を引き上げ
  - 漏えい等の当局報告等の説明を改訂、漏えいに伴う制裁を追加
  - プライバシーポリシー等の追加公表事項について以下の構成に構成変更した上で、説明を政令・規則案に合わせて改訂
  - 保有個人データの公表事項追加
  - 外国提供規制強化に伴うもの
  - オプトアウト時の通知・公表等事項の拡充
  - 全般的に、順番を修正し、政令・規則案に合わせて改訂
- 2021.4以下部分を改訂
  - 施行日確定に合わせた改訂(P5)
  - 個人に関する情報提供の際の契約書文言の追加(P89)
- 2021.6 2021年個人情報保護法制改正について追記(P6)
- 2021.7.7 改正施行令・規則案時点での記載を案が取れた確定版と見比べて確認を行った。またパブコメ中のGL案も若干追記。
- 2021.8.31 改正GL案時点での記載を案が取れた確定版と見比べて確認を行った。
- 2021.9.9 誤字(「ならないない」→「ならない」等)の修正
- 2021.9.17 改訂版Q&Aの内容を一部追加、P8の仮名加工情報の外部提供→第三者提供に改め、より正確な表現に修正
- 2021.9.21 マイナンバー漏えい時等の本人通知義務について追記
- 2021.9.29 全般的な見直し
- 2021.10.18 若干の修正(どのページか失念してしまいました、すみません)
- 2021.12.7&13 ガイドライン更新を受け、GLページ数・条文番号などを修正
- 2022.1.18 海外提供チェックフローやまとめ表を新設(9, 10, 16, 20, 21P等)
- 2022.1.21 個人関連情報のQ&A追加
- 2022.4.21 個人情報保護法2021年改正に関する説明を最初の方に足す
- 2022.5.12 資料表紙のタイトルを変更しただけ

# Agenda

## まとめ

- 個人情報保護法改正2020に伴う規程改正等
- 個人情報保護法改正2020年のポイント・影響度・実務対応
- 個人情報保護法改正2020ポイント簡易版 ※スライド36Pまで

## 漏えい

- (1) 法改正(当局報告・本人通知)
- (2) 制裁・GDPR等

## ポリシー等

- (1) 個人情報全般に対する説明義務拡充
- (2) 外国への個人データ提供時の情報提供義務新設
- (3) オプトアウト時の通知・公表等事項拡充

## 利用

- 不適正利用の禁止

## 罰則

- 罰則強化

## 外部提供

- 「個人関連情報」の提供規制
- 外国提供時の情報提供義務
- オプトアウト規制強化
- 提供・受領時の記録開示義務化

## Cookie

- 「個人関連情報」の提供規制
- 公取「優越的地位の濫用」

## 本人の権利強化

- 開示請求対応の義務強化
  - 「保有個人データ」の範囲拡大
  - 開示の適正化
  - 開示のデジタル化
- 利用停止、消去、第三者提供の停止義務の拡大

## 規制緩和

- 公益目的による個人情報の取扱い
- 仮名加工情報

## 海外

- 域外適用を広く認める改正

# 個人情報保護法改正2020年

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

- 改正法は成立済
  - 2020年(令和2年)6月5日改正個人情報保護法可決、6月12日公布
- いつから新ルールを守る必要があるのか
  - **2022年(令和4年)4月1日に施行**(一部例外あり)
  - 逆算すると、民間企業としては2021年中には対応を開始したい
- 2021年中には、詳細が確定・公表されていく流れ
  - 改正施行令・施行規則は2021年(令和3年)3月24日公布
  - 改正**ガイドライン**は2021年(令和3年)5・6月パブコメ予定、**8月公表**、11月更新

# 個人情報保護法改正2020 Q&A



個人情報保護法が改正されたと聞かすが、民間企業にはどのような影響があるのか

個人情報の悪用防止のために、以下の点等について企業としてやるべきことが増えます

- 漏えい時等に、当局報告&本人通知が義務化  
(→実務対応検討、規程修正、従業員教育等)
- プライバシーポリシー等で公表すべき事項の追加  
(→全社照会、プライバシーポリシー等修正)  
(→特に外国提供関連がヘビーです！)
- 提供等記録(誰から誰へどのような個人データが提供されたかの記録)を、本人が請求したら見せる義務あり(→実務対応検討、規程修正、従業員教育等)
- データ授受等について今までの実務が違法になる可能性あり  
(オプトアウト、個人関連情報、不適正利用に関して)
- 本人の権利強化(開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止の対象拡大)



# 個人情報保護法改正2020 Q&A



民間企業にとって便利になる改正はないのか

個人情報に関する規制緩和もあります

- 仮名加工情報
  - ・ 他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工した「仮名加工情報」の新設
  - ・ 事実上、目的外利用可※？（但し、本人への電話・メール等のアプローチ不可）
  - ・ 漏えい報告義務や開示請求対応等が不要
  - ・ 第三者提供はほぼ不可（法令に基づく場合のみ）  
（提供したい場合は、仮名加工情報ではなく匿名加工情報か、法27条適合で対応する）
  - ・ 但し、仮名加工が難しいとも思われるが、委員会規則で基準の明確化が図られ、仮名加工が容易にできる
- 利活用相談の充実
- 公益目的による利用・提供の道が開ける

※目的外利用は法文上不可（法35条の2第3項）だが、利用目的の変更制限がかからないため



# 改正個人情報保護法対応のチェックポイント

影響を受ける人	改訂すべき文書	法改正事項	やるべき対応案 ※太字が急ぎ	影響度
全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシー等</li> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	安全管理措置・プロファイリング等の公表等 <b>安全管理措置の具体的内容の公表等</b> <b>外的環境の把握・公表等</b> <b>プロファイリング等の利用目的の明確化・公表等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通則ガイドライン上の安全管理措置の確認</li> <li>全社的・委託先の<b>実態調査</b>(・必要な改善)</li> <li><b>安全管理措置の記述</b></li> <li>情報提供方法の検討</li> <li>従業者教育</li> </ul>	★★★★★
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	漏えい時等の当局報告と本人通知 <b>漏えい時等に当局報告と本人通知が必要に。</b> <b>実務フロー・社内ルールの変更が必要な場合も。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の自社対応確認</li> <li>規程・社内フロー改訂</li> <li>従業者教育等</li> <li>仮名加工情報の活用検討</li> </ul>	★★
	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシー等</li> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	本人の権利強化 <b>①開示・訂正等・利用停止等請求対象の拡大、②開示方法のデジタル化、③利用停止等義務の拡大</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の自社対応確認</li> <li>規程・フロー・プライバシーポリシー改訂</li> <li>従業者教育</li> </ul>	★
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	不適正利用の禁止 <b>個人情報保護法、これまでは明確には禁止されていなかった利用も、違法になる可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報利用の全チェック</li> </ul>	★ 規制対象がある場合は影響甚大
	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> </ul>	罰則等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常想定として、特段の対応は不要だが従業者教育等</li> </ul>	—

# 改正個人情報保護法対応のチェックポイント

影響を受ける人	改訂すべき文書	法改正事項	やるべき対応案 ※太字が急ぎ	影響度
海外関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシー等</li> <li>契約書</li> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	外国提供時の情報提供・提供先確認等 <b>外国に個人データが行くことを、本人が予測できるように。本人に必要な情報提供をする義務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国提供の洗い出し、法的スキームごとに分ける</li> <li>提供先との契約書(協力、確認、保護措置)</li> <li>情報提供方法の検討</li> <li>情報提供内容の検討</li> <li>従業員教育</li> </ul>	★★★★★
		域外適用 <b>個人情報保護法自体の域外適用を広く認める法改正</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>域外適用される場合は個人情報保護法の義務遵守要</li> </ul>	— 規制対象がある場合は影響甚大
国内委託等以外で個人データの授受がある人	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	個人データの提供/受領の記録の開示義務 <b>本人が要求したら、どこの間で個人データを提供/受領したか、記録を開示する義務が新設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社に記録義務が適用される個人データの提供/受領があるか<b>確認</b></li> <li>不備・漏れがないか見直し</li> <li>規程・フロー・プライバシーポリシー改訂</li> <li>従業員教育</li> </ul>	★★★
CookieやWeb利用者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> <li>契約書等</li> <li>社内フロー等</li> </ul>	個人関連情報規制の新設 <b>提供元にとって個人情報でなくても提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、原則同意要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社に該当するものがあるか<b>確認</b></li> <li>特に広告関連</li> <li>本人同意の取得</li> <li>記録の作成・保存対応のスキーム・実務フロー等の検討</li> </ul>	— ★★★★★ 規制対象がある場合は影響甚大
オプトアウトで個人データを提供・取得している人	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程等</li> <li>社内フロー等</li> <li>契約書等</li> </ul>	オプトアウト規制強化 <b>個人データをオプトアウトで外部提供していた場合、これまで通りのやり方だと違法になるリスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社でオプトアウトで取得/提供しているものがあるか<b>確認</b></li> <li>自社で、禁止される類型をオプトアウトで取得/提供しているものがあるか<b>確認</b></li> <li>禁止対象は提供・取得不可</li> <li>届出・公表等事項の追加対応</li> </ul>	— ★★★★★ 禁止類型がある場合は、影響甚大

# 個人情報保護法改正2020に伴う規程改正等

規程等名称	改正内容案	影響度
プライバシーポリシー (基本方針等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の公表義務</li> <li>外国へ個人データを提供する際の情報提供義務対応</li> <li>オプトアウト時の通知・公表等事項の拡充</li> <li>開示のデジタル化</li> </ul>	★★★
個人情報取扱規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止請求</li> <li>漏えい時の当局報告と本人通知の義務付け対応</li> <li>個人情報ではない「個人関連情報」であっても提供規制対応</li> </ul>	★
契約書(国内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい時の当局報告と本人通知の義務付け対応</li> <li>個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の公表義務</li> <li>提供・受領時の記録開示義務化？(さらなる該当提供がある場合)</li> <li>個人情報ではない「個人関連情報」であっても提供規制対応</li> </ul>	★★
契約書(海外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい時の当局報告と本人通知の義務付け対応</li> <li>個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の公表義務</li> <li>外国へ個人データを提供する際の情報提供義務対応</li> <li>提供・受領時の記録開示義務化？(さらなる該当提供がある場合)</li> <li>個人情報ではない「個人関連情報」であっても提供規制対応</li> </ul>	★★★★ ★★
実務対応変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報ではない「個人関連情報」であっても提供規制対応</li> <li>オプトアウト禁止対象拡大の対応</li> <li>不適正利用の禁止対応</li> <li>開示請求、訂正等請求、利用停止等請求、第三者提供停止請求対応</li> </ul>	★★★

# 個人情報保護法改正2021

---

## 簡易版

# 個人情報保護法改正2021年

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>

- 2020年個人情報保護法改正のほかに、2021年個人情報保護法制改正も成立済
  - 2021年改正は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による  
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/05/31/111010>
- 民間企業へ大きな影響があるのは2020年改正
  - 2020年改正内容が、本資料のメイン
- 2021年改正とは
  - 2021年改正は、いわゆる個人情報2000個問題対応として、民間・行政機関・独立行政法人等・地方公共団体の個人情報保護法制を、個人情報保護法に一本化するもの
  - 民間企業には、基本的に大きな影響はないが、学術研究や医療分野、行政機関・独立行政法人等・地方公共団体等との個人情報のやり取りなどの際には、影響が生じうる改正
  - また、地方公共団体や一部の独立行政法人等には大きな影響が生じる改正である。
  - **条文番号が変わるので注意！**

# 2020年 & 2021年改正個人情報保護法

2020年改正と2021年改正が同時に成立済で施行時期もやや重複

- 2020年(令和2年)改正
  - **民間事業者への個人情報に関する規制強化**(一部規制緩和もあり)
  - 2020年(令和2年)6月5日改正個人情報保護法可決、6月12日公布
  - **2022年(令和4年)4月1日に施行**(一部例外あり)
- 2021年(令和3年)改正
  - ←デジタル改革関連6法の中のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく
  - **①個人情報2000個問題への対応(公的機関&医療・学術) ②学術研究への法適用**
  - 2021年(令和3年)5月12日改正個人情報保護法可決、5月19日公布
  - **2022年(令和4年)4月1日に施行**
  - 地方公共団体部分等は2023年5月までの施行予定

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/05/31/111010>

13

# 2020年 & 2021年改正個人情報保護法

---

- 民間に大きな影響があるのは2020年改正
  - 資料や書籍を見る際は、どちらの改正に関するものなのかを要確認。
- もともと、2021年改正で個人情報保護法全体の条文番号が変わるため、その点要注意
  - ガイドラインもその関係で全体的な改訂が入っている。

本資料では2020年改正についてお話するため、  
以下で軽く、2021年改正について解説する。

# 2021年改正個人情報保護法概要

## I. いわゆる個人情報2000個問題への対応

### 1 公的機関関連

- 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体と民間企業で、個人情報に関する法律が分かれていた
- **2021年改正で、一つの法律(=個人情報保護法)にまとめられた**
- **とはいえ、行政機関や独立行政法人等は基本的にはこれまでの規制内容と変わらない**  
(民間に対する規制強化である2020年改正内容を踏まえた規制強化等は存在するが)
- **地方公共団体については、**
  - これまで各自治体が定める個人情報保護条例が適用されており、規制内容が自治体間で異なっていたが、**全国一律の規制になる。行政機関と同等の規制に。**

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623\\_kouteki\\_kiritsunokangaekata.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf)

# 2021年改正個人情報保護法概要

## I. いわゆる個人情報2000個問題への対応

### 2 医療・学術分野の規制統一化(民間みなし)

- 医療や学術分野では、データを共有することでより良い社会の実現につながる
- しかし、**国立病院と公立病院と私立病院とで、適用規律が異なることで、データ共有の阻害**になるとの批判
- そこで、**医療・学術分野については、国公立であっても、民間と同等の個人情報に対する規制に**
  - 沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、放送大学学園(個人情報保護法別表第二)
  - 独立行政法人労働者健康安全機構の病院部門(58条2項)
  - 地方独法の医療事業及び学術研究を行う者(58条2項)
- もっとも、以下の事項については、公的機関向けの規律が及ぶ
  - ∵この部分は、公的機関規律の方が保護に厚い
    - 開示・訂正・利用停止等・保有個人データに関する事項公表等(32-39条)
    - 匿名加工情報(第4節)

# 2021年改正個人情報保護法概要

## Ⅱ. 学術研究への個人情報保護法適用

- これまで、**学術研究・報道・著述・宗教・政治**は、個人情報保護法が適用除外(現行法76条1項)
- **学術研究**についてはR4.4.1から個人情報保護法が**適用に**  
(**その他の報道等は適用除外のまま**)

∴個人情報保護法が適用除外されることで、**GDPRの十分性認定**の効力が及ばず、  
学術研究における**EU-日本間のデータ移転**に悪影響

「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」14ページ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho\\_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kojinjyoho_hogo/pdf/r0212saisyuhoukoku.pdf)

- もっとも、個人情報保護法が適用になっても、学術研究のための個人情報授受に支障が出にくいように、  
**通常の民間事業者に対する規制よりは弱い規制**になっている(次ページ以下参照)

(参考)

学術研究への個人情報保護法適用

# 令和4年春以降の学術研究機関等

学術研究機関等	● 「 <b>大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者</b> 」 (従前と同じ)
規律概要	● 個人情報保護法が適用されるが、内部利活用や個人データ授受等に例外規定が設けられ、 <b>比較的容易に</b> できる ● 国公立大学等、法別表第二の規律移行法人である学術研究機関等も、原則民間と同じ規律に
課せられる義務	利用目的の特定 (17条1項) 利用目的の変更制限 (17条2項) 目的外取扱制限 (18条) 不適正利用の禁止 (19条) 適正取得 (20条1項) 要配慮個人情報の取得制限 (20条2項) 利用目的の通知公表 (21条) 正確性確保・消去の努力 (22条) 安全管理措置 (23条) 従業者監督 (24条) 委託先監督 (25条) 漏えい等報告・本人通知 (26条) 第三者提供制限 (27条) 外国提供制限 (28条) 第三者提供記録 (29条) 取得の際の確認 (30条) 個人関連情報の第三者提供制限 (31条) 保有個人データに関する事項の公表等 (32条) 開示・訂正等・利用停止等 (33-39条) 苦情処理 (40条) 仮名加工情報 (41・42条) 匿名加工情報 (43-46条)

受領者



提供者



個人データ



### ① 学術研究の成果の公表・教授（27条1項5号）

・受領者は誰でも可

- ・提供者は学術研究機関
- ・当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない必要あり
- ・個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は提供不可

### ② 学術研究目的での提供（27条1項6号、20条2項6号\*）

・受領者は共同して学術研究を行う者

- ・提供者は学術研究機関
- ・当該個人データを学術研究目的で提供するとき（学術研究目的は提供目的の一部であっても可）
- ・個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は提供不可
- ・学術研究機関等による学術研究目的での取扱い（目的外利用）も可（18条3項5号）

### ③ 受領者が学術研究目的（27条1項7号、20条2項5号\*、18条3項6号）

・受領者は、学術研究機関等で、当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（学術研究目的は取扱目的の一部であっても可）

- ・提供者は誰でも可（個人情報取扱事業者）
- ・個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は提供不可

### 学術研究機関等とは

- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう（個人情報保護法16条8項）。
- ・個人情報保護法がこれまで適用除外されてきたが、令和3年改正で適用除外されなくなった。GDPR適用上はこれで有利になるとも考えられる。
- ・報道機関、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体についてはこれまで通り個人情報保護法が適用除外される（個人情報保護法57条1項）。

\*は要配慮個人情報の取得規制の場合

# 令和4年春以降の学術研究機関等

## 学術研究機関等 向け例外

- 目的外取扱い制限の例外  
個人情報の目的外取扱いは原則禁止だが、学術研究機関の場合、民間事業者と違って、以下の場合にも可能（18条3項5・6号）
  - ・ 学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき
  - ・ 学術研究機関等に個人データを提供する場合で、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき※5・6号ともに、目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く
- 要配慮個人情報の取得制限の例外  
本人同意のない要配慮個人情報取得は原則禁止だが、学術研究機関の場合、民間事業者と違って、以下の場合にも可能（20条2項5・6号）
  - ・ 学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
  - ・ 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る）※5・6号ともに、目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く

# 令和4年春以降の学術研究機関等

## 学術研究機関等 向け例外

### ● 第三者提供制限の例外

本人同意のない要配慮個人情報取得は原則禁止だが、学術研究機関の場合、民間事業者と違って、以下の場合にも可能（23条1項6・7号）

- 学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき
- 学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含む）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る）
- 学術研究機関等である第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む）

※5・6・7号ともに、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く

### ● 学術研究機関等の責務

学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守するとともに、その適正確保のために必要な措置を自ら講じ、当該措置の内容を公表するよう努力（59条）

※単なる規制強化にしか見えないが、委員会の監督権限行使に当たり、学術研究機関等の自主規範通りの取扱いなら、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないければ、原則委員会は尊重するとのこと（以下URLの12P）

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623\\_gakujutsu\\_kiritsunokangaekata.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf)

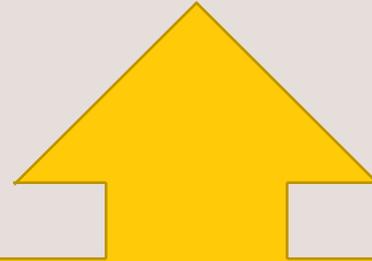
※民間事業者の例外についてはこれまでと差異なし（これまで通りの例外可）

# 倫理指針と個人情報保護法

倫理指針と個人情報保護法双方が適用される場合、双方を遵守しなければならないが、双方で求められる手順が異なる。



例) カルテ情報について「オプトアウト」「拒否機会の保証」をしています



- 個人情報保護法の場合、要配慮個人情報はオプトアウト不可です
- 実務上「オプトアウト」と呼んでいるのは、倫理指針上の「拒否機会の保障」と予想されます。
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針では、原則インフォームド・コンセントですが、多様な例外が認められており、研究対象者等が拒否できる機会を保障等することで、個人情報の授受等が認められる場合があります。
- 実務上とられている対応が、倫理指針の手続なのか、個人情報保護法の手続なのかよく確認して、双方が適用になる場合、双方の手続・義務に漏れがないようにしましょう。

また、外国法が適用になる場合もありますので、その点にも留意します

# 個人情報保護法改正2020

---

## ポイント簡易版

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等に届け出る義務があるか

改正前		改正後
<p>個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>個人情報に関しては、個人情報保護委員会に<u>届け出る義務はない</u></li><li><u>本人への通知義務もない</u></li></ul> <p>※もっとも漏えいに備えた体制作りは安全管理措置の一環、かつ届け出も通知もやった方がよいことは確か</p>	→	<ul style="list-style-type: none"><li>一定の場合*に届け出義務あり</li><li>本人への通知が原則義務</li></ul> <p>本人への通知が困難で、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置*をとるときは、通知しなくても良い</p> <p>*代替措置:公表、問合せ窓口で本人が自分のデータが対象か確認できるようにするなど</p>
<p>マイナンバー</p> <p>マイナンバーに関しては、一定の場合*に報告義務あり</p> <p>* 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(重大事態)**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告する義務がある</p> <p>**《重大事態》</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態</li><li>② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態</li><li>③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態</li><li>④ 従業員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態</li></ol>	→	<p>同じ(改正なし)</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/legal/rouci/">https://www.ppc.go.jp/legal/rouci/</a></p> <p>本人通知義務が新たに規定(番号法29条の4第2項)</p>

マイナンバーを含む個人情報を漏えいした場合は、双方の報告が必要だが、一括報告できるフォーム有(Q&A6-25)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 漏えい時等の当局報告・本人通知

## やるべきこと

- 現状確認(現在の自社対応の確認)
  - まずは個人情報の漏えいや不正利用時等に、自社で現在どのような対応を行っているのかを整理し、現行の社内規程やプライバシーポリシー等の記載内容を確認
  - 特に漏えい等時の対応フロー全般、対応状況(インシデント、ヒヤリハットの発生状況含む)、報告先、報告方法、本人への連絡方法、プライバシーポリシー等の記載内容、GDPR適用対象であれば、GDPRの漏えい報告対応
- 改正法対応
  - 改正法対応としてどのようなときにだれがどのようなルートで個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行うかを検討し、フローに盛り込む
  - 社内規程やプライバシーポリシー等の現在の規定ぶり等によっては、改正法対応としてこれらへの修正を行うべき場合もあり得る
- 従業者教育
- 委託契約の見直し(漏えい等対応)
- Pマークの動向注視(特に仮名加工情報のJIPDEC等への漏えい報告がどうなるか等によって、仮名加工情報の活用検討も)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 保有個人データの公表事項追加

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014\\_shiryuu-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014_shiryuu-1.pdf)

## 保有個人データの公表事項追加

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護法上は、プライバシーポリシーの作成義務なし(閣議決定されている「個人情報の保護に関する基本方針」に記載あり)</li><li>但し、以下の事項を公表等する義務等がある(法32条1項、施行令10条、法21条1項、法27条2・5項、ガイドライン8-1)<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 企業名等</li><li>✓ 利用目的(第三者提供含む)</li><li>✓ 関係法令・ガイドライン等の遵守</li><li>✓ 安全管理措置に関する事項</li><li>✓ オプトアウトに関する一定事項(該当する場合)</li><li>✓ 共同利用に関する一定事項(該当する場合)</li><li>✓ 開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止手続</li><li>✓ 質問及び苦情処理の窓口(苦情の申出先)</li><li>✓ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先</li></ul></li></ul>	<p>※金融機関は異なるので留意 <a href="https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/06/12/142251">https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/06/12/142251</a></p> <p>※必ずしも「公表」しなくてもよく、求められたら遅滞なく回答することでも良い(法32条1項柱書)</p>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報の安全管理措置の内容、保有個人データの処理の方法等(プロファイリング等)の公表</li><li>前者は政令、後者はガイドライン</li></ul>	
必要な対応	全社的な実態調査 → プライバシーポリシー改訂 → プライバシーポリシー更新スキーム検討	

# 安全管理措置・プロファイリング等の公表等チェックポイント

## ① 安全管理措置の公表等

- ✓ 個人データに求められる安全管理措置を通則ガイドラインで確認
- ✓ 「基本方針の策定」「個人データの取扱いに係る規律の整備」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」について、自社で行われている安全管理措置を確認
- ✓ (上記安全管理措置について改善等の必要があれば改善等を行う)
- ✓ 通則ガイドライン記載例に沿って、自社で行われている安全管理措置を記述
- ✓ 公表等方法(プライバシーポリシーorその他)の検討
- ✓ 公表等を行う

## ② 安全管理措置の公表等(外的環境の把握)

- ✓ 「外国において個人データを取り扱う場合」の有無にかかる全社の実態調査・委託先調査
- ✓ 有の場合、国名、当該国の個人情報保護法制、どのような安全管理措置を行うかを調査
- ✓ 公表等方法(プライバシーポリシーorその他)の検討
- ✓ 国名と安全管理措置について公表等を行う

## ③ プロファイリング等の公表等

- ✓ 自社における個人情報の利用目的・利用方法の洗い出し
- ✓ 現在公表等されている利用目的を照らし合わせて確認
- ✓ 本人から見てわかりにくいものがないか検討し、あれば改めていく

今後安全管理措置や利用目的が変更になった場合に、あわせて公表等事項の改訂等の必要性検討も行えるよう、社内体制の整備・周知も必要

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

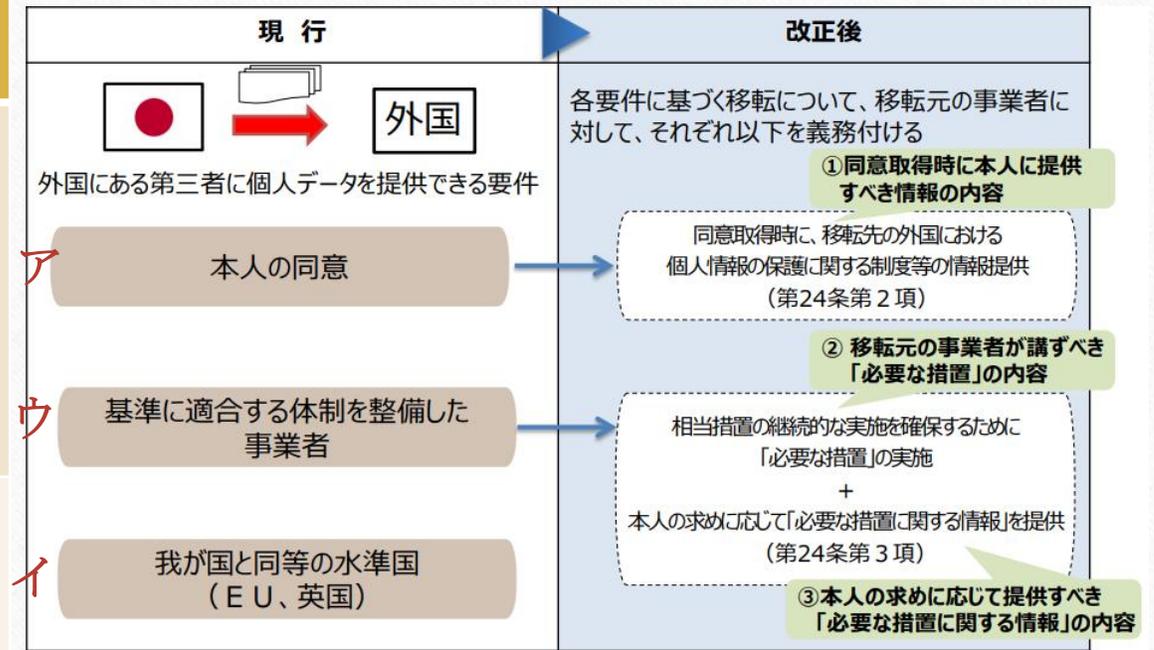
## 外国提供時の本人への 情報提供義務等の新設

前提

- 個人データを外国に提供することは、一定の場合にしか認められない。
- 具体的には以下の4パターン以外不可
  - ア) 本人の同意
  - イ) 適切な国 (EEA)
  - ウ) 相当措置を講じた適切な相手
  - エ) 法27条1項各号該当 (法令に定める場合等)

必要な対応

自社で、個人データを外国提供しているか確認  
⇒ 外国提供している場合、プライバシーポリシーの追記、  
本人の求めに応じるスキーム・実務フロー等の検討



エ ※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

注: 条文番号は第28条に変更されている

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

ア) 同意取得  
パターンで  
必要なこと

- **あらかじめ、本人に情報提供要** (改正法28条2項、31条1項2号、規則17条)
  - ✓ ①**外国の国名**、②**外国の個人情報保護制度**、③**提供先の個人情報保護措置**を情報提供
- ①外国の国名
  - ✓ 特定できないときは、**特定できない旨・理由、参考情報** (外国の範囲(ヨーロッパ)など)を提供要
  - ✓ 事後的に外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい
- ②外国の個人情報保護制度
  - ✓ ア保護制度の有無
  - ✓ イ保護水準等に関する客観的な指標となり得る情報 (GDPR十分制認定取得、APEC 加盟国) →イがあればウ不要
  - ✓ ウOECD8原則上の事業者義務・本人権利のうち、認められていないもの
  - ✓ エ本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 (ガバメントアクセス、消去等請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度等)
- ③提供先の個人情報保護措置
  - OECD8原則上の事業者義務・本人権利のうち、講じていないもの
  - 特定できないときは、**特定できない旨・理由**を提供要。事後的に特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい
- 方法は、書面、メール、HP、口頭等 (GL41P)

外国委託先その他の外国提供先との契約で、上記の協力義務を課すのが適切 (報告内容・方法・頻度も決定)。<sup>30</sup>

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

ウ) 適切な相手  
パターンで  
必要なこと

1. **本人の求めに応じて本人に情報提供要** (改正法28条3項、31条3項、規則18条)。
  - ✓ 提供先の体制の整備の方法
  - ✓ 提供先が実施する相当措置の概要
  - ✓ 以下2①の**確認の頻度・方法、外国の国名**
  - ✓ 提供先の措置の実施に影響を及ぼすおそれのあるその国の制度の有無・その概要
  - ✓ 提供先による措置の実施に関する支障の有無・概要・支障に関して以下2②により提供元が行う対応の概要
  - ✓ 但し、**情報提供することにより提供元の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合**(例) 同一人からの過剰請求等)は、その全部又は一部を提供しないことができる。全部又は一部を提供しないときは、遅滞なく本人のその旨を通知要
2. **相当措置の継続的な実施確保のための必要な措置を講ずる義務**も新設  
(改正法28条3項、31条3項、規則18条1項)。
  - ① 相手先が講じている**措置の実施状況**、措置の実施に影響を及ぼすおそれのあるその国の制度の有無・内容を**定期的に確認**
  - ② 相手先が講じている措置の実施に**支障が出たら対応**、措置の継続的な実施の確保が**困難**になったら**提供停止**

\* ガイドライン50Pにおいて、年1回以上という頻度が求められている

外国委託先その他の外国提供先との契約で、上記の協力義務を課すのが適切(報告内容・方法・頻度も決定)。<sup>31</sup>

# 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の チェックポイント

個人データの外国取扱いがあるか

※「外国取扱い」とは、外国に関わる場合等幅広くまずは捉える

NO

✓ 外国提供が将来発生した際に対応すればよい。  
但し、今後、現場において知らずに外国取扱いしてしまうことがないよう、教育・規程類の整備が必要

YES

それは個人データの外国提供か

※提供とは、自社と「法人格」が違う者が閲覧等できることなどとまずは捉える

YES

委託先か

NO

NO

YES

- ✓ 国名(取り扱われる場所、サーバの場所などを幅広く)を調査
- ✓ 当該国の個人情報保護法制を調査
- ✓ どのような安全管理措置を行うかを調査
- ✓ 公表等方法の検討
- ✓ 国名と安全管理措置について公表等
- ✓ 外国提供有の場合は、外国提供規制強化関連チェックポイントへ進む

- ✓ 基本的には法32条1項4号の観点からは国名公表等は不要。ただ事案によっては、外的環境の把握が必要となる場合も
- ✓ 外国提供規制強化関連チェックポイントへ進む

※外国取扱いを幅広く調査した上で、それぞれを外国提供とそれ以外に振り分ける作業を行った方が効率的かもしれない

# 外国提供規制強化関連チェックポイント

自社に個人データの外国提供があるか

NO

✓ 外国提供が将来発生した際に対応すればよい\*0

YES

提供先は外国法人だが、日本の個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者か\*1

YES

✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

NO

法的スキームはどれか

- (1)本人同意を得る場合
- (2)提供先と適切な契約を締結するなどして相当措置を講ずる者に本人同意なく提供する場合(CBPRでも可)
- (3)EEAに提供する場合
- (4)法令に基づく場合等、個人情報保護法27条1項各号に該当する場合

C又はd

✓ 適切な契約対応などを検討すると良い  
✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

\*0 今後、現場において外国提供規制を知らずに外国提供してしまうことがないよう、教育・規程類の整備が必要

a

- ✓ 提供先に速やかに連絡し協力依頼
- ✓ 提供先との契約で協力義務を規定する
- ✓ その他提供先との契約で適切な保護措置を規定すると良い(法的義務ではない)
- ✓ 個人情報保護委員会の調査結果を確認する\*2
- ✓ 情報提供内容を検討する
- ✓ 情報提供方法を検討する(提供自体は予め)
- ✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

b

- ✓ 定期的な確認方法・内容を検討し、契約する
- ✓ 提供先に速やかに連絡し協力依頼
- ✓ 提供先との契約で協力義務を規定する
- ✓ その他提供先との契約で適切な保護措置が全て網羅されているか確認する
- ✓ 個人情報保護委員会の調査結果を確認する\*2
- ✓ 情報提供内容を検討する
- ✓ 情報提供方法を検討する(提供自体は本人の求めに応じて)
- ✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

\*1 日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている場合などで、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、個人情報取扱事業者に該当するため、外国提供には該当しない。当該外国法人のWebサイトなどで、個人情報取扱事業者に該当し日本の個人情報保護法を遵守していることなどが謳われている場合等もある。直ちに当該Webサイトの記載を信用してよいわけではないが、個人情報取扱事業者に該当すれば、法的には外国提供には当たらない。

\*2 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210917\\_pp\\_offshore\\_kouhyou\\_sywkqc.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210917_pp_offshore_kouhyou_sywkqc.pdf)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 不適正利用の禁止

## 不適正利用の禁止

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護法上は、個人情報の不適正な利用が禁止されていなかった。 Cf. これに対して、個人情報の不適正な取得は禁止されている。</li><li>利用目的を事業者が自由に特定して、その範囲内であれば問題なく使えるという法律だった。利用目的が不当でもよいのか、利用態様が不当でもよいのかについて、個人情報保護法は無言。それらは民事訴訟(不法行為)で対応するという事になっていた。</li><li>リクナビ問題を踏まえてか、個人情報保護法改正2020年で「不適正利用」が禁止された。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>「違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用」が禁止</li><li>具体的にどのような利用が禁止されるのか、不明瞭</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報利用を全社的に全て再度チェックして、不適正利用がないか確認する</li><li>特に、ハッシュ化、利用目的の拡大解釈、一般人から見て特に違和感を感じる利用(本人から見て予測可能か、社会常識的に妥当か)等</li><li>Cookie等については、「個人関連情報の提供規制」「不適正利用禁止」が相まって適用されることも考えられるので、慎重に丁寧にチェックする</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 罰則の強化

罰則の強化	
前提	<ul style="list-style-type: none"><li>通常のビジネス時についてうっかりやってしまうことに対しては、罰則がかからないのが基本</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>法定刑の引き上げ<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 個人情報保護委員会の命令に違反したら<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 6月以下の懲役または30万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人 → <b>1年以下の懲役または100万円以下の罰金</b></li><li>(新) 法人等 → 法人業務等に関する場合、<b>1億円以下</b>の罰金</li></ul></li><li>◆ 不正提供・盗用をしたら<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 1年以下の懲役または50万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人は、現行法と同様</li><li>(新) 法人等 → 法人業務等に関する場合、<b>1億円以下</b>の罰金</li></ul></li><li>◆ 検査妨害等<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 30万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人・法人ともに → <b>50万円以下</b>の罰金</li></ul></li></ul></li></ul> <div data-bbox="1633 882 2262 1133" style="background-color: #f9e79f; padding: 5px;"><p>行政制裁については</p><ul style="list-style-type: none"><li>◆ 2020年改正によって、勧告・命令等の行政制裁が厳しくなったわけではない</li><li>◆ 但し、命令に違反した事業者がいれば、その旨を公表することができるように(改正法42条4項)</li></ul></div>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>法人は資金力があるのに、罰金が自然人(生きている人)と同じ罰金額だと、罰則として十分な抑止効果が期待できないのではないかとの議論があった</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>特に必要ないが、挙げるとすれば従業員教育、コンプライアンス意識の向上</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 開示請求対応の義務強化

### 開示請求対応の義務強化(開示方法の変更、開示対象の拡大)

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>開示請求とは、本人からの請求により、<b>保有個人データの内容を本人に閲覧等させる等の対応</b></li><li>「保有個人データ」があれば開示することは法律上の義務(法33条)で、<b>対応しなければ違法</b></li><li>義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合や義務の例外に当たる場合は、開示しなくても良い</li></ul>
法改正	<p>1) <b>開示を引き続き適法に実施</b>(規制当局として注視する旨公表されている)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 相談ダイヤルには事業者に対する不満が多く寄せられており、また開示請求権は重要な権利であることから、個人情報保護委員会として引き続き事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知を行う(大綱9ページ)</li></ul> <p>2) <b>開示方法のデジタル化</b>(改正法33条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>本人が、開示方法を指示できるようにし、原則として、本人が指示した方法により開示するのが義務。</b></li><li>✓ ただし、本人指示方法による開示に<b>多額の費用を要する場合その他の開示が困難である場合</b>にあっては、<b>書面の交付</b>で可。但し遅滞ない本人通知要(改正法33条3項)。</li><li>✓ 電磁的記録による開示を前面に打ち出すものの、紙でも特に問題はない(規則30条)</li><li>✓ 改正前は、原則書面、但し請求者が同意した方法があるときは、当該方法とされていた。</li></ul> <p>3) <b>開示対象の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>現在、開示対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に</b></li></ul>
必要な対応	現行の自社対応確認 → 請求方法・手数料等検討 → フロー改訂 → プライバシーポリシー改訂 → 従業者教育等

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

### 利用停止・消去・第三者提供停止請求の義務対象 追加

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>利用停止等請求・第三者提供停止請求とは、本人からの請求により、<b>保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者提供を停止しなければならない</b>という対応</li><li>例外＝義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合、又は義務の例外に当たる場合は、対応しなくても良い</li><li>対応が必要な場合は、以下の違法行為がある場合に限られる<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>権利利益を害する恐れ・不適正利用・目的外取扱い・不適正取得・第三者提供制限違反・外国提供違反</b></li></ul></li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li><b><u>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある(利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい・滅失・毀損等発生時(22条の2第1項本文該当時)など)場合に、利用停止、消去又は第三者提供停止義務が新設</u></b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ 当初は、本人が希望したらいつでも利用停止等義務があるという法改正も検討されていたが、改正法案では、このように限定的な場合に限られるようになっている。</li><li>✓ もっとも、何をもって「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」かどうかは、不明瞭であり、ガイドラインやFAQである程度解説がなされると思われるものの、解釈に幅が出て、消費者側と事業者側のトラブルになる事態も考えられなくはない。事業者としては、幅広に本人の希望通りに対応することが望まれる。</li></ul></li><li><b><u>不適正利用時にも、利用停止又は消去義務がある</u></b></li><li><b><u>対象の拡大</u></b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>現在、対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に</b></li></ul></li></ul>
必要な対応	現行の自社対応確認 → フロー改訂 → プライバシーポリシー改訂 → 従業員教育等

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 開示・訂正等・利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

### やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
  - 特に対応フロー、対応状況、開示/全部不開示/部分不開示の実績確認、利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除の実績確認、対象、請求方法(書面/IT)、開示方法(書面/IT)、プライバシーポリシー等の記載内容
  - 個人情報保護法上のものではなく、DM停止、メール配信停止等の対応も合わせて確認する
- ギャップ分析
  - 現在の自社対応と、現行法でやるべきこととの間にギャップがないかどうかの念のための確認
- 苦情・質問等の検討
  - 本人(消費者等の個人情報の対象者)等からの苦情状況の確認
  - 従業者・対応者からの質問・実務対応上困難を感じている点などの確認
  - これらなどを通して、現状の改善点はないかどうか検討する
- プライバシーポリシー等の記載に誤り・改善すべき点はないかの確認 等
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討

### やるべきこと2) 改正法

- 改正事項
  - 開示請求対応の義務強化(開示方法の変更、開示対象の拡大)
  - 第三者提供/受領の記録の開示義務化
  - 利用停止・消去・第三者提供停止請求の義務対象 追加
- 上記の改正事項及び左記1について
  - 実務フロー改訂
  - プライバシーポリシー改訂
  - 従業者教育等

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 第三者提供/受領時の記録・確認

### 第三者提供/受領時の記録・確認

前提	個人データを提供したり、提供を受けたりする場合には、一定事項を確認し、記録を作成・保管する義務がある。 ※厳密には、確認義務は提供を受ける場合のみ
法改正	1) <b>本人が求めれば、第三者提供/受領の記録を開示する法的義務</b> がある！（改正法33条5項） ✓ 誰から誰へ自分のどんな個人データがいつ提供/受領されたかについて、本人が記録を見ることができる！ ✓ 開示義務の例外あり(公益その他の利益が害される場合等) ✓ 第三者提供/受領の記録をもしまつて忘れていたり、対応に不備がある企業があれば、早急に対応する必要がある 2) <b>個人関連情報の提供時にも</b> 、記録作成・保存義務が準用された ✓ 個人データの第三者提供/受領だけではなく、個人関連情報の第三者提供時にも記録作成・保存義務が課せられる 3) 法人でない団体の代表者・管理人については、法改正なし
背景	• 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響
必要な対応	• 自社の記録実務の確認(きちんと全て記録が作成・保存できているか) • 開示対象にするよう、規程類・実務対応・従業者教育を変更

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 第三者提供/受領時の記録・確認

### 第三者提供/受領時の記録・確認

#### 例外

以下に該当する第三者提供/受領記録は、開示する法的義務がない(改正法33条5項・施行令11条)  
→きわめて例外的な場合といえる

- 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

# 個人情報保護法改正2020ポイント 個人関連情報の提供規制 新設

## 個人関連情報の提供規制の新設

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人データを外部提供することは、一定の場合にしか認められない(法27条)。</li><li>個人データでなければ、外部提供に当たって特に法規制はなかった。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>自分にとって個人データでなくても、個人情報でなくても、提供先が個人データとして取得することが想定*されるときは、提供が規制される(改正法31条) →「個人関連情報」<ul style="list-style-type: none"><li>✓ *提供元が現に認識している場合及び同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準にして通常想定できる場合をいう(GL91P)</li><li>✓ 契約で定めると良いが、契約していても個人データとしての利用・取得がうかがわれる場合は確認要(GL92P)</li></ul></li><li>提供できる場合は、次の場合に限定<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 法27条1項各号(法令に基づく場合等)</li><li>✓ 本人同意が得られていることを確認した場合</li></ul></li><li>記録・保存義務あり(改正法31条3項で準用される30条3・4項。なお改正法31条3項では30条2項も準用。)</li><li>外国への提供であっても同様</li></ul>
改正背景	<ul style="list-style-type: none"><li>リクナビのCookie情報の外部提供を踏まえての規制新設。したがって、Cookie等規制のための改正ともいえる。</li><li>しかし、改正法ではCookie情報のみが規制されているわけではなく、Cookieでなくても「個人関連情報」であれば規制対象。</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>自社で、個人関連情報を提供しているか確認</li></ul> ⇒ 提供している場合、本人同意の取得、記録の作成・保存対応のスキーム・実務フロー等の検討

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120\\_shiryuu-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120_shiryuu-1.pdf)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 個人関連情報の提供規制 新設

## 個人関連情報の提供規制の新設

必要な  
対応

- 自社で利用している**Cookie等**について今一度網羅的な実態確認を  
使用Cookie・関連Webサイトの洗い出し  
個人情報に該当するものがないか  
不適切な取り扱いがないか  
特に、広告関連、第三者が関係しているCookieについて、  
広告業界等の対応を確認したり、提携先企業への照会等も必要に
    - ✓ プライバシーポリシー、Cookieポップアップ等の記載を再確認
    - ✓ GDPR適用はないかどうか再確認
  - 自社で、**個人関連情報を提供しているか**確認
- ⇒ Cookieのみならず個人関連情報を提供している場合、
- ✓ **本人同意**の取得
  - ✓ **記録の作成・保存対応**のスキーム・実務フロー等の検討

Cookieの改善をするとなると、Webサイト改修等が発生するので、予算・スケジュール確保等にも留意

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト禁止対象の拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>オプトアウトとは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li><li>個人データを提供すること等を公表等しておき、本人から拒否がなければ同意がなくても第三者提供できる仕組み</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウト禁止の場合が拡大される。</li><li>具体的には以下の場合、オプトアウトによる個人データの提供/取得禁止<ul style="list-style-type: none"><li>◆ オプトアウトで取得した個人データをさらにオプトアウトで提供してはダメ</li><li>◆ 不適正取得された個人データ(法20条1項違反) ←ある意味当たり前の話</li><li>◆ 要配慮個人情報 ←現行法でもオプトアウト禁止で法改正後も同様</li></ul></li></ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>元々の個人情報保護法では、オプトアウトは対象に限定なく幅広く認められていた。</li><li>平成27年改正で「要配慮個人情報」が新設されたのを受け、「要配慮個人情報」はオプトアウト禁止に(現行法23条2項)</li><li>令和2年改正で、オプトアウト禁止対象が、さらに拡大(改正法27条2項)</li></ul>
必要な対応	<p>自社で、禁止される類型をオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認 ⇒禁止対象は提供/取得不可なので、個人データなしで業務を行うか、異なる方法で個人データを提供/取得できるか検討する</p>

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト時の通知・公表等事項 拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプトアウトは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li> <li>そのため、事前に、オプトアウトで個人データを提供することや本人が拒否する際のやり方等が、本人にわかるようにしておく必要がある。そのため、事前に一定事項を通知・公表等しておく義務がある。</li> </ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウトに先立つ、通知・公表等が必要な事項が拡大される</li> <li>具体的には、以下の事項を通知・公表等しなければならない             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 提供者の氏名・住所・代表者名</li> <li>◆ 提供される個人データの取得方法</li> <li>◆ 委員会規則で定める事項（データの更新方法・提供開始年月日(規則11条4項)）</li> <li>◆ 第三者への提供を利用目的とすること</li> <li>◆ 第三者に提供される個人データの項目</li> <li>◆ 第三者への提供の方法</li> <li>◆ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</li> <li>◆ 本人の求めを受け付ける方法</li> </ul> </li> </ul>
必要な対応	<p>自社で、オプトアウトで取得/提供している個人データ/個人情報があるか確認          →通知・公表等事項の追加対応(多くの場合は、プライバシーポリシー等の修正が必要に)</p>

法改正により  
追加された事項

これまでも  
必要だった事項

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 公益目的による個人情報の取扱い

### 公益目的による個人情報の取扱い

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>• 個人情報を活用することで、人々の役に立てたり社会課題を解決できることがある</li><li>• しかし、個人情報の利用目的にそれらが含まれていない場合は、たとえ公益に役立つ利用であっても、「目的外利用」に当たり、原則本人同意が必要になり、個人情報の活用ができない場合も多かった</li><li>• とはいえ、個人情報保護法にはすでに、「人の生命、身体又は財産の保護」「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進」等のためには、本人同意のない「目的外利用」「第三者提供」が可能という条項が存在</li><li>• しかし、それらはあくまで例外規定があり、かつ消極的に厳格に解釈される傾向があった</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>• ガイドラインやQ&amp;AでOKな場合を具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進する</li><li>• 質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などは、利用や提供がしやすくなる場合がたまにある</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自社で、活用したい場合は、活用を検討する</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

### 仮名加工情報の新設

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報/個人データは、漏えい時に報告する義務があり、目的外利用や第三者提供等が制限される。</li><li>「匿名加工情報」化すれば、消費者等のプライバシー権に配慮しながら情報の利活用が可能。但し、加工レベルが非常に高度で加工が難しい。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>「匿名加工情報」とは違う、「仮名加工情報」というジャンルが新設された</li><li>他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからない情報のこと。<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 例) 単発IDと1回の買い物履歴等</li><li>◆ 他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからなくさせることで、個人(消費者等)を保護</li></ul></li><li>仮名加工情報のメリット<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 利用目的の変更が自由に行える(17条2項が適用除外)</li><li>◆ 漏えい報告義務がかからなくなる(改正法41条9項) (認定個人情報保護団体次第だが、Pマークでも漏えい報告が簡素化される可能性??)</li><li>◆ 開示請求、訂正等請求、利用停止請求等の対応が不要になる</li></ul></li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>自社で、仮名加工しているデータがあれば、改正個人情報保護法上の各種義務に対応する必要がある</li><li>自社で、仮名加工したいデータがあれば、仮名加工情報の活用を検討する</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

### 仮名加工情報の新設

#### 加工基準

- 法定の加工基準を満たす必要がある(改正法41条1項)
  - ◆ 「他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからなくする」のは、実は意外と難しい
  - ◆ 例えば、ユーザIDとネット上での行動履歴(閲覧履歴・ログイン日時履歴・検索履歴・投稿履歴・購買履歴・出品履歴等)は、特異な行動等があったり、長期間に及ぶと、他の情報と組み合わせなくても、誰の情報かわかる場合もある
  - ◆ 但し、匿名加工情報とは異なり仮名加工情報の作成は、委員会規則で基準の明確化が図られ、容易にできる
  - ◆ 削除情報や元情報等を保有し続けると、容易照合性があり、個人情報である仮名加工情報の義務を遵守要(GL6P)
- 法定の加工基準とは以下のとおり(規則31条)
  - ◆ 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→氏名削除、住所丸め、生年月日丸め等
  - ◆ 個人情報に含まれる個人識別符号の全部削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→マイナンバー、保険証記号番号の削除等
  - ◆ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→クレジットカード番号の削除等(これに対しクレジットカード番号下4桁や口座番号全体であれば、削除は必須ではない、Q&A14-8)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 仮名加工情報 新設

## 仮名加工情報の新設

### 義務・ 注意点

- **安全管理措置義務**あり(改正法41条2項)
  - ◆ 仮名加工情報を作成したとき又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(削除された記述等及び個人識別符号並びに加工方法に関する情報)を取得したときに生じる
  - ◆ ①削除情報等を取り扱う者の**権限及び責任**を明確に定める必要あり(規則32条第1号)
  - ◆ ②削除情報等の取扱いに関する**規程類**を整備し、規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について**評価**を行い、その結果に基づき**改善**を図るために必要な措置を定める必要(規則32条2号)
  - ◆ ③削除情報等を取り扱う**正当な権限を有しない者**による削除情報等の**取扱いを防止**するために必要かつ適切な**措置**を講ずる必要(規則32条3号)
- 仮名加工情報であっても、**目的外利用や第三者提供は基本的には禁止**されている
  - ◆ 目的外利用できるのは、「**法令に基づく場合**」のみで、**通常の個人情報よりも厳しい**(改正法41条3項)
  - ◆ 第三者提供できるのは、「**法令に基づく場合**」のみで、**通常の個人情報よりも厳しい**  
(第三者に当たらない、委託・事業承継・共同利用は可)(改正法41条6項、42条1・2項)
  - ◆ 第三者提供/受領時の**記録・確認義務は適用なし**
  - ◆ **利用目的の公表等**も、当然必要(改正法41条4項)
  - ◆ 電話をかける、郵便・信書・電報・FAX・電子メール等を送る、住居訪問するために、仮名加工情報に含まれる**連絡先等**を利用しては**ダメ**  
(改正法41条8項、42条3項、規則33条)
  - ◆ 消去の努力義務もかかっている(改正法41条5項)
- **照合も禁止**(改正法41条7項、42条3項)
  - ◆ 本人を識別するために、他の情報と仮名加工情報を照合しては**ダメ**
- 仮名加工情報と、**匿名加工情報/非識別加工情報/匿名加工医療情報とは異なる!**
  - ◆ 他の仕組みとの差異を正しく理解しないと、それぞれに必要な対応・義務が遵守できず、違法のリスク
  - ◆ とはいえ、現実問題として、通常の事業者や役人において、**確実な区別・的確な対応**ができるかどうかは懸念も

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 海外関連

### 海外関連

法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を外国において取り扱う場合についても適用される(改正法171条) 但し、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者に該当する必要あり</li><li>個人情報保護法の施行に当たって、国際約束の誠実な履行、国際法規の遵守(改正法173条)</li></ul>
GDPR	<ul style="list-style-type: none"><li>GDPRでも域外適用され、日本企業がEEAデータを取り扱う際にGDPRが適用される</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>海外事業者も、日本の個人情報保護法対応をする必要がある場合がある</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020

---

## ポイント詳細版

# 個人情報の漏えいについて

---

(1) 法改正

漏えい時等の当局報告と本人通知の義務付け（新設）

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等に届け出る義務があるか

改正前		改正後
<p><b>個人情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報に関しては、個人情報保護委員会に<u>届け出る義務はない</u></li><li>・<u>本人への通知義務もない</u></li></ul> <p>※もっとも漏えいに備えた体制作りは安全管理措置の一環、かつ届け出も通知もやった方がよいことは確か</p>	→	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>一定の場合*に届け出義務あり</u></li><li>・<u>本人への通知が原則義務</u></li></ul> <p>本人への通知が<u>困難</u>で、本人の権利利益を保護するため必要なこれに<u>代わるべき措置*</u>をとるときは、通知しなくても良い</p> <p>*<u>代替措置</u>:公表、問合せ窓口で本人が自分のデータが対象か確認できるようにするなど</p>
<p><b>マイナンバー</b></p> <p>マイナンバーに関しては、一定の場合*に報告義務あり</p> <p>* 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(重大事態)**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告する義務がある</p> <p>**《重大事態》</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態</li><li>② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態</li><li>③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態</li><li>④ 従業員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態</li></ol>	→	<p>同じ(改正なし)</p> <p><a href="https://www.ppc.go.jp/legal/rouci/">https://www.ppc.go.jp/legal/rouci/</a></p> <p>本人通知義務が新たに規定(番号法29条の4第2項)</p>

マイナンバーを含む個人情報を漏えいした場合は、双方の報告が必要だが、一括報告できるフォーム有(Q&A6-25)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

### ◆ 必要な場合(規則6条の2第1項)

- ①要配慮個人情報
- ②財産的被害が発生するおそれ(クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワード等)
- ③故意等の不正目的又はその恐れ(不正アクセス、ランサムウェア、盗難、内部不正等)
- ④1001人以上の漏えい等
- 高度な暗号化その他の必要な措置(\*)を講じた場合は、報告不要

### ◆ 報告は、30日以内(③故意等の不正目的又はその恐れのみ60日以内)に行う必要あり(規則6条の3第2項)

- とはいえ、知ったときから3-5日以内に速報を入れ(規則6条の3第1項、GL61P)、その後報告期間内に確報を入れる(規則6条の3第2項)。知った日を1日目と数える(GL61P)。
- 本人通知は、速やかに本人の権利利益を保護するために必要な範囲で行う(規則6条の5)

### ◆ 漏えいに限らず、滅失・毀損やその恐れも対象

### ◆ 報告先は、個人情報保護委員会(ネット経由で提出)だが、法44条に基づき他省庁が権限委任を受けている場合は当該他省庁(報告書の提出等)(規則6条の3第3項第2号)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

高度な暗号化その他の必要な措置(Q&A6-16＝ⅠかつⅡを満たす)を講じた場合は、報告不要

- **Ⅰ) 適切な技術が採用**されていること
  - 適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストや ISO/IEC18033 等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていること
  - 事案発生時点の技術水準に照らして、漏えい等した個人データを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるそのような暗号化等の技術的措置が講じられる必要
- **Ⅱ) 復号等の手段が適切に管理**されていること(①②③いずれかを満たすこと)
  - ①暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること
  - ②遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は
  - ③第三者が復号鍵を行使できないように設計されていること
  - 暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

個人データを取り扱わないこととなっているクラウドサービス提供事業者において漏えい等が発生(Q&A6-19)

- クラウドサービスを利用する事業者が報告義務を負う
- クラウドサービス提供事業者は報告義務を負わないが、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うべき

配送事業者の誤配送により漏えい等が発生(Q&A6-20)

- 配送事業者を利用した個人情報取扱事業者が報告義務を負う
- 配送事業者は、法第22条の2第1項の報告義務を負わないが、契約等に基づいて、配送事業者を利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うべき。
- 配送は、通常、個人データの委託に当たらない(∴配送を依頼された中身の詳細については関知しない)  
(例外として、配送事業者との間で特に中身の個人データの取扱いについて合意があった場合等)

## 個人情報保護法改正2020ポイント

# 漏えい時等の当局報告・本人通知

◆ 本人通知は、**速やかに**本人の権利利益を保護するために必要な範囲で行う(規則6条の5)

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

- 事例1) 漏えいした個人データがアップロードされているが、管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合
- 事例2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合
- (※)「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

- 事例1) 不正アクセスにより漏えいした場合に、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。
- 事例2) 漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関する内容のみを本人に通知すること。

◆ 当局報告とは違い、「速やかに」の期限の目安は特に示されていない(GL)

## 個人情報保護法改正2020ポイント

# 漏えい時等の当局報告・本人通知

- ◆ 本人通知が困難な場合は、通知ではなく代替措置を講ずることもよい(法22条の2第2項但書、GL)

### 【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例 1) 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例 2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

### 【代替措置に該当する事例】

事例 1) 事案の公表(※この場合の公表内容は、本人へ通知すべき内容を基本とする)

事例2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする

(※1) 代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、公表を行うことが望ましい。

- ◆ 通知方法や様式は定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

	項目	当局報告	本人通知
<b>報告事項</b> 規則6条の3第1・4項  ※報告時点で把握しているものに限る	概要	○	○
	個人データの項目	○	○
	本人の数	○	—
	原因	○	○
	二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	○	○
	本人への対応の実施状況	○	—
	公表の実施状況	○	—
	再発防止のための措置	○	—
	その他参考となる事項	○	○

- 報告・通知は、たとえ受託先がデータを保管している場合でも、委託元が行う。ただ、報告・通知代行や支援を受託すること自体は可能かもしれないが、責任主体・名前は委託元が行うということ。
- 受託先は、当局報告事項を速やかに(3-5日位)、委託元に報告要(法22条の2第1項但書・規則6条の4)

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201225\\_shiryuu-3-4.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201225_shiryuu-3-4.pdf)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 漏えい時等の当局報告・本人通知

## 現行法下で類似する運用・取組例

- これまでも、本改正と近い運用がなされてきた場合がある。
  - 例) プライバシーマーク付与事業者であれば、個人情報の外部漏えいその他本人の権利利益の侵害が発生した際には、JIPDEC等のプライバシーマーク指定審査機関に報告要(プライバシーマーク付与に関する規約(PMK500)11条2項)
  - GDPRが適用される事業者であれば、個人データ侵害が発生した際にはデータ保護当局への報告(GDPR33条1項)及び本人への連絡(GDPR34条1項)が義務付けられている。
  - 一部の民間企業においては、日本のデータ保護当局である個人情報保護委員会へ自発的に報告を行ってきた場合もある。
- もっとも、改正法施行後は、漏えい時に必要な報告や本人通知をせずにいると明確な違法行為になるので、これまで気にしていなかった事業者においては十分な注意が必要<sup>59</sup>

# 個人情報保護法改正2020ポイント 漏えい時等の当局報告・本人通知

## やるべきこと

- 現状確認(現在の自社対応の確認)
  - まずは個人情報の漏えいや不正利用時等に、自社で現在どのような対応を行っているのかを整理し、現行の社内規程やプライバシーポリシー等の記載内容を確認
  - 特に漏えい等時の対応フロー全般、対応状況(インシデント、ヒヤリハットの発生状況含む)、報告先、報告方法、本人への連絡方法、プライバシーポリシー等の記載内容、GDPR適用対象であれば、GDPRの漏えい報告対応
- 改正法対応
  - 改正法対応としてどのようなときにだれがどのようなルートで個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行うかを検討し、フローに盛り込む
  - 社内規程やプライバシーポリシー等の現在の規定ぶり等によっては、改正法対応としてこれらへの修正を行うべき場合もあり得る
- 従業者教育
- 委託契約の見直し(漏えい等対応)
- Pマークの動向注視(特に仮名加工情報のJIPDEC等への漏えい報告がどうなるか等によって、仮名加工情報の活用検討も)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

### 事業者にとってどの程度の負荷になるか(当局報告)

- 当局報告は、そこまで負荷とはならない？
  - 当局報告義務が課せられるのは「個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」に限定
  - 具体的には、①要配慮個人情報②財産的被害が発生するおそれ(クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワード等)③故意等の不正目的又はその恐れ④1001人以上の基準
  - まじめな企業は軽微な漏えいで、現行法で報告義務がないものでも、当局報告をすることを検討していると考えられる。その点、この法改正で、報告すべき対象が明確化することは、企業負担の軽減にもつながり得る。
  - 但し、①要配慮個人情報②財産的被害が発生するおそれ③故意等の不正目的又はその恐れの場合は、1件でも報告要に注意！
- GDPRとは異なり、30日(③は60日)以内の報告が良い
  - 但し、速報は3-5日以内が目安

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

### 事業者にとってどの程度の負荷になるか(本人通知)

- 本人通知は負荷大になる可能性も
  - 個人への個別連絡等が求められる場合には、対象者数等によっては民間企業実務に多大な影響が及ぶ可能性。
  - 但し、本人通知の具体的な方法については特段固定されていないこと、また「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」には、通知義務が課せられない
  - 個人情報保護法ガイドライン又はQ&Aで示されている本人通知の代替措置として認められる具体的方法(公表、問い合わせ窓口で本人が自分のデータが対象か確認できること)を注視し、自社実務にフィットする対応を検討していくことが重要。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

### 個人情報保護法22条の2

- (漏えい等の報告等)  
第二十二條の二 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 漏えい時等の当局報告・本人通知

### 大綱14-16ページ

- 漏えい等の報告については、委員会がその事態を把握し、必要な措置を講ずるという趣旨に鑑み、速やかに行われる必要がある一方、事業者が事態を把握するのに要する時間については、個別具体的な事情によるところが大きく、**一律に日数を規定することは困難**である。そのため、明確な時間的な制限は設けられないものの、報告内容を一定程度限定した上で「速やか」に報告することを義務付けることとする。
- 他方で、原因や再発防止策等の報告を求める必要もあることから、運用上、上記の**速報**とは別に、一定の期限までに**確報**として報告を求めることとする。
- なお、現行の制度では、漏えい等報告の報告先については、一定の場合、委員会以外に、権限委任官庁及び認定個人情報保護団体に対して提出することを認めている。これについては、中間整理の意見募集では、報告先の一元化を求める意見が寄せられたこと、今回、法令上の義務とすることに鑑み、委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。
- 個人データの漏えい等が発生した場合に、その旨を本人に通知することで、本人が二次被害の防止を行ったり、必要な権利を行使するなど、自ら適切な措置を講じることができる。そこで、個人情報取扱事業者は、(2)に記載した報告の対象となる場合、原則として本人に通知しなければならないものとする。
- 一方で、個人データの漏えい等が発生した場合であっても、実際、本人に対する通知が困難な場合がある。具体的には、把握している個人データに、本人に対する連絡先がそもそも含まれていない場合や、把握している情報が古いために、本人に対する連絡ができない場合が想定される。本人に対する通知は可能な限り行うべきであるが、保有している情報に基づいて本人に対する通知ができない場合にまで、本人の現在の連絡先を特定した上で、本人に対する連絡を求めることは、事業者に過度な負担を課すこととなる。
- ただし、本人に対する通知が困難な場合であっても、個人情報取扱事業者としては、個人の権利利益に配慮し、公表を行い問合せに応じるなど代替的な措置を講じることが可能である。したがって、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときについては、例外規定を置くこととする。

# 個人情報情報の漏えいについて

---

(2) 制裁・GDPR等

# 個人情報漏えい等をめぐる制裁

刑罰

行政制裁等

民事制裁

レピュテー  
ションリスク

プライバシー  
マーク

# 個人情報重要ポイント(7)

## 漏えい時の制裁(罰則が科せられるか)

### 個人情報保護法に基づく刑罰

- ◆ 不正提供・盗用
  - ・ 業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき(個人情報保護法179条)
- ◆ 命令違反
  - ・ 個人情報保護委員会による命令に違反したとき(個人情報保護法178条)
- ◆ 検査妨害等
  - ・ 個人情報保護委員会等に報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(個人情報保護法182条1号)

※ 個人情報の取得元や保有者等が地方公共団体や国立病院、独立行政法人等、行政機関の場合、個人情報保護条例や独立行政法人等個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等に定められた刑罰が科される可能性がある(もっとも、令和3年改正でこれらの法律は個人情報保護法に統一)

※ また不正競争防止法や刑法等、個人情報保護法制とは別法で罰せられる可能性もある

# 漏えい時の制裁（罰則が科せられるか）

## ◆ 漏えいだけでは刑罰は科されないのが原則

- 漏えい等といっても、書類を電車やタクシーに置き忘れた、USBメモリを紛失した、メールを誤送信した場合でも、漏えい等に当たる可能性あり
- 刑罰は最終手段なので、謙抑性を有する
- もっとも、刑罰の話であって、行政制裁、民事制裁、消費者感情悪化等は別の話

## ◆ 漏えいで刑罰が科される場合

- 不正提供、盗用:例えばベネッセ事件のように関係者が個人情報を売却したなど
- 命令違反:個人情報保護委員会から改善命令を受けたのに従わないなど
- 検査妨害等:個人情報保護委員会による立入検査を妨害するなど

## ◆ 通常業務を行っていれば上記行為はありえないはず

## ◆ 対策

- 盗用等の不正行為が行われないような従業員教育・監督
- 退職者であっても刑罰の対象(退職したら個人情報にアクセスできないことを担保する技術的対策や運用ルール、誓約等の措置)

# 漏えい時の制裁（行政制裁がなされるか）

## 個人情報保護法に基づく行政制裁等（広義を含む）

- ◆ 助言・指導（個人情報保護法147条）
- ◆ 勧告（個人情報保護法148条1項）
- ◆ 命令（個人情報保護法148条2・3項）
- ◆ 厳密な意味での行政制裁ではないが、立入検査・報告徴収（個人情報保護法146条1項）
- ◆ 過料
  - 個人データ/個人関連情報の提供時に取得の経緯等を偽った場合（個人情報保護法185条1号）

※ 個人情報の取得元や保有者等が地方公共団体や国立病院、独立行政法人等、行政機関の場合、個人情報保護条例や独立行政法人等個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等に定められた行政制裁等がなされる可能性がある（もともと、令和3年改正でこれらの法律は個人情報保護法に統一）

※ このほか、事業所管官庁による行政制裁等がなされる可能性もあり（金融庁、厚生労働省など）

# 漏えい時の制裁（行政制裁がなされるか）

---

- ◆ 不適切事案のレベル感によって、行政制裁等のレベルも変わってくる可能性
  - 1件のメール誤送信、1枚の名刺を社内で紛失したという場合
  - 大量の個人情報を漏えいしたり、従業員が悪用したという場合
  - 個人情報の内容、量、態様、影響度合い、講じていた安全管理措置（個人情報保護法23条）の内容など
  - 漏えいに限らず、不適切事案全般に対して行政制裁等
  - 重い行政制裁は、事業廃止命令や業務停止命令、業務改善命令等（発出された事例あり）
  - なお、不適切な行為がなくても、報告徴収・立入検査等がなされる可能性はある
- ◆ 対策
  - 個人情報保護法上の義務を再確認
  - 不適切な行為を防止するよう体制・規程・従業員監督・委託先監督その他の運用を徹底
  - インシデント発生後は速やかに被害を最小限に抑える方策を取り、真摯に対応する

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

## 個人情報保護法に基づく民事制裁（広義を含む）

- ◆ 民事訴訟による損害賠償請求等
- ◆ 和解
- ◆ 自主的なお詫び
- ◆ 契約解除・入札禁止            などなど

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

## 要配慮個人情報（信条・犯罪）の流出

- ◆ 公安テロ情報流出被害国家賠償請求事件 東京地判平成26年1月15日判タ1420号268頁
- ◆ 結論:500万円の損害賠償を認める(1人のみ200万円)。なお、このほか1割の弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案:インターネット上に公安情報と思われるデータが流出。国籍, 出生地, 氏名, 性別, 生年月日(年齢), 現住所, 勤務先及び使用車両, 旅券番号, 在留資格, 本国住所, 在留期間, 我が国における住所歴及び通学・勤務先歴, 「身体特徴」として, 身長, 体格, 髪, ひげ, 眼鏡の有無等, 「家族交友関係」として, 訴外人1名以外の者につき, その家族の氏名, 生年月日, 勤務先及び住所が記載され, また, 一部の者については, 「免許関係」として, 保有する免許の種別, 取得年月日及び免許番号, 「犯罪情報」として, 検挙年月日, 罪名, 検挙署及び処分結果が記載されているほか, 「容疑」, 「対応状況及び方針」, 「所属団体」, 「地位・役職・役割等」, 「モスクへの立ち入り状況」, 「立ち寄り徘徊先」, 「行動パターン概要」という項目についての記載欄も設けられ, このうち「容疑」と「対応状況及び方針」については全員につき記載がされ, 一部の者についてはその余の項目の記載もされた上で, 顔写真が添付されたデータなどが含まれていた。特定のイスラム教徒との交友関係等が具体的かつ詳細に記載された書面もあった。
- ◆ 第三者が見れば, 原告らがテロリスト若しくはその支援者であるか, 又は少なくとも警察からその疑いをかけられているとの印象を抱くことは避け難い。
- ◆ 20を超える国と地域の1万台以上のパソコンにダウンロードされた

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

個人情報漏えいに伴う民事裁判例の事例は意外と少ない

## エステ顧客情報の流出

- ◆ 東京地判平成19年 2月 8日判タ 1262号270頁
- ◆ 結論: **3万円の損害賠償**を認める(**1万7000円の場合も**)。なお、このほか弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案: エステサロンの顧客情報が流出
- ◆ 氏名, 住所, 電話番号及びメールアドレス, 職業, 年齢, 性別, 関心を有していたコース名, 回答の内容等やこれらの情報が蔵置された電子ファイル名, 被告が原告らを識別するために付した番号が流出?

## 地方公共団体 住民情報の流出

- ◆ 大阪高裁平成13年12月25日
- ◆ 結論: **1万円の損害賠償**を認める。なお、このほか弁護士費用も賠償すべきとされている。
- ◆ 事案: 地方公共団体の再々委託先従業員が住民基本台帳のデータを不正にコピーしてこれを名簿販売業者に販売する等して、インターネット上でその購入を勧誘する広告が掲載された

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

- ◆ 不適切事案のレベル感によって、損害賠償額も変わってくる可能性
  - 前述の損害賠償額は1人当たりなので、漏えい人数が多いと積算で高額になる
- ◆ 損害賠償以外にも多額の費用を要する可能性あり
  - 事実調査・原因究明や再発防止策の検討・実装、会見等の実施、自主的なお詫び等
  - ベネッセでは、2014年に260億円の特別損失を計上し、顧客への補償に200億円、おわび文書の発送や事件の調査、セキュリティ対策などに60億円を充てる旨の報道がなされている  
[https://www.nikkei.com/article/DGXLASGD31H1G\\_R30C14A7EA2000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASGD31H1G_R30C14A7EA2000/)
- ◆ 対策
  - 不適切な行為を防止するよう体制・規程・従業員監督・委託先監督その他の運用を徹底
  - 技術的対策も十分に行う
  - インシデント発生後は速やかに被害を最小限に抑える方策を取り、真摯に対応する
  - 保険加入等も検討？

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

## レピュテーションリスク等（広義を含む）

- ◆ 報道での批判
- ◆ SNS・電話等による批判
- ◆ 謝罪
  - ASKA氏乗車のタクシー事案では、代表取締役社長名での謝罪<https://news.livedoor.com/article/detail/12352797/>
- ◆ サービス変更
  - Yahoo!スコア <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1909/09/news075.html>
- ◆ サービス廃止
  - リクナビDMPフォロ [https://job.rikunabi.com/2021/contents/article/edit~dmp\\_follow~index/u/?original=1](https://job.rikunabi.com/2021/contents/article/edit~dmp_follow~index/u/?original=1)
- ◆ 事業撤退
- ◆ 顧客減少
  - ベネッセの通信講座「進研ゼミ」の会員数は、2012年4月まで400万人程度で推移していたが、個人情報漏えい事案後、2015年4月には271万人に、2016年4月には243万人まで減少したとも報道されている  
<https://business.nikkei.com/atcl/report/15/110879/051100341/?P=1>
- ◆ 消費者感情の悪化などなど

# 漏えい時の制裁（民事訴訟等）

- ◆ 個人情報保護法制上の義務を適正に履行する      もはや漏えいにだけ気を付ければ良い時代ではない
- ◆ 個人情報保護法上仮に適法であったとしても、個人の感情から見て不適当な行為を厳に慎み、個人情報保護／プライバシー権保護を第一に考慮して事業を実施することが重要
  - 個人情報保護法制は技巧的な部分も多い
  - 細かい技術的な法規制を暗記したりこねくり回す必要はない
  - 例えば、無理に「委託」構成、「共同利用」構成をとっても、違法・不适当
  - 本人の立場に立ってみたときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか
  - 消費者目線・相手方目線を忘れない
  - 従業者も悪気なく個人情報保護の観点から不適切な行為を行うこともあるので、企業としてチェック・確認を徹底する
- ◆ 個人情報への国民意識の高まりを常に意識する
  - 時代とともに国民意識も変化する  
(以前は電話帳ハローページで個人自宅電話番号が公開されていたなど)
  - 個人情報保護の相談を受ける当職でも、年々、国民意識の高まりを感じる。昔は、個人情報を使って何が悪いのかという聞き直りや、氏名を消せば個人情報には当たらないという誤解、気にしすぎ・誰もあなたの情報なんて欲しくないという思い込みもあった。
  - 国民意識の高まりと同時に、近年は当職としても、個人情報を取り扱う企業における意識向上も強く感じる。

# GDPR下での漏えい等

## ◆ 72時間以内の当局報告(GDPR33条)

個人データ侵害が発生した場合、管理者は、その個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがない場合を除き、不当な遅滞なく、かつ、それが実施可能なときは、その侵害に気づいた時から遅くとも72時間以内に、第55条に従って所轄監督機関に対し、その個人データ侵害を通知しなければならない。監督機関に対する通知が72時間以内に行われない場合、その通知は、その遅延の理由を付さなければならない。(33条1項)

## ◆ 本人への連絡(GDPR34条)

- 個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させる可能性がある場合、管理者は、そのデータ主体に対し、不当な遅滞なく、その個人データ侵害を連絡しなければならない。
- 第1項で定めるデータ主体に対する連絡は、以下の条件に合致する場合、これを要しない
  - 管理者が適切な技術上及び組織上の保護措置を実装しており、かつ、当該措置、特に、暗号化のような、データに対するアクセスが承認されていない者にはその個人データを識別できないようにする措置が、個人データ侵害によって害を受けた個人データに対して適用されていた場合
  - 管理者が、第1項で定めるデータ主体の権利及び自由に対する高いリスクが具体化しないようにすることを確保する事後的な措置を講じた場合;又は
  - それが過大な負担を要するような場合。そのような場合、データ主体が平等に効果的な態様で通知されるような広報又はそれに類する方法に変更される。
- 管理者がデータ主体に対して個人データ侵害をまだ通知をしていない場合、監督機関は、その個人データ侵害が高いリスクを発生させる可能性を検討した上で、その管理者に対し、そのようにすべきことを要求でき、又は、第3項で定める要件のいずれに該当するかを判断できる。

## ◆ 制裁金(GDPR83条)

- 以下の条項違反行為は、第2項に従い、1000万ユーロ以下の制裁金に服するものとし、又は、事業の場合、直前の会計年度における世界全体における売上総額の2%以下の金額、若しくは、いずれか高額の方の制裁金に服するものとする:
  - 第8条、第11条、第25条から第39条並びに第42条及び第43条による管理者及び処理者の義務;

# プライバシーポリシー等で 追加公表すべき事項

---

## 個人情報保護法改正2020ポイント

# 個人情報保護法改正2020による情報提供義務

---

- (1) 個人情報全般に対する説明義務拡充（保有個人データの公表事項追加）
  - 個人情報の取扱体制、講じている措置、処理の方法、プロファイリング等
- (2) 外国へ個人データを提供する際の情報提供義務新設（外国提供規制強化に伴うもの）
  - 外国の国名、外国の個人情報保護制度、提供先の個人情報保護措置
- (3) オプトアウト時の通知・公表等事項の拡充

# プライバシーポリシー等で 追加公表すべき事項

---

- (1) 個人情報全般に対する説明義務拡充  
(保有個人データの公表事項追加)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 保有個人データの公表事項追加

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014\\_shiryuu-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014_shiryuu-1.pdf)

## 保有個人データの公表事項追加

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護法上は、プライバシーポリシーの作成義務なし(閣議決定されている「個人情報の保護に関する基本方針」に記載あり)</li><li>但し、以下の事項を公表等する義務等がある(法32条1項、施行令10条、法21条1項、法27条2・5項、ガイドライン8-1)<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 企業名等</li><li>✓ 利用目的(第三者提供含む)</li><li>✓ 関係法令・ガイドライン等の遵守</li><li>✓ 安全管理措置に関する事項</li><li>✓ オプトアウトに関する一定事項(該当する場合)</li><li>✓ 共同利用に関する一定事項(該当する場合)</li><li>✓ 開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止手続</li><li>✓ 質問及び苦情処理の窓口(苦情の申出先)</li><li>✓ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先</li></ul></li></ul>	<p>※金融機関は異なるので留意 <a href="https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/06/12/142251">https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/06/12/142251</a></p> <p>※必ずしも「公表」しなくてもよく、求められたら遅滞なく回答することでも良い(法32条1項柱書)</p>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報の安全管理措置の内容、保有個人データの処理の方法等(プロファイリング等)の公表</li><li>前者は政令、後者はガイドライン</li></ul>	
必要な対応	全社的な実態調査 → プライバシーポリシー改訂 → プライバシーポリシー更新スキーム検討	

# 保有個人データの公表事項追加

NG→「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に沿って安全管理措置を実施している」

## ○ 安全管理のために講じた措置の例

- 内部規律の整備（取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、取扱方法や担当者及びその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施している旨等）
- 組織体制の整備（責任者を設置している旨及びその役職・任務等、漏えい等を把握した場合の報告連絡体制等）
- 定期点検・監査（定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査の実施等）
- 従業員の教育（定期的な研修を実施している旨、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み周知している旨等）
- 不正アクセス等の防止（外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入している旨等）
- 外的環境の把握（外国で個人データを取り扱っている場合の外国の個人情報保護制度等）

※上記は委員会資料の例だが、GLでより詳細に例示されている

# 保有個人データの公表事項追加

公表等により当該データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表しなくてよい

## ガイドライン例

(基本方針の策定)

事例) 個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

(組織的安全管理措置)

事例 1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例 2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

(人的安全管理措置)

事例 1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

事例 2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

# 保有個人データの公表事項追加

公表等により当該データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表しなくてよい

## ガイドライン例

### (物理的安全管理措置)

事例 1) 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体 等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

### (技術的安全管理措置)

事例 1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例 2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

### (外的環境の把握)

事例) 個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

安全管理措置として、外国で個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと、GLで追記された。

# 保有個人データの公表事項追加

公表等により当該データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表しなくてよい

## ガイドライン例(中小規模事業者)

(基本方針の策定)

事例) 個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例) 個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備

(組織的安全管理措置)

事例 1) 整備した取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを責任者が確認

事例 2) 従業者から責任者に対する報告連絡体制を整備

(人的安全管理措置)

事例 1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

事例 2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

# 保有個人データの公表事項追加

公表等により当該データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表しなくてよい

## ガイドライン例（中小規模事業者）

（物理的安全管理措置）

事例 1) 個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧できないような措置を実施

事例 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

事例 1) 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止

事例 2) 個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

（外的環境の把握）

事例) 個人データを保管している A 国における個人情報保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

安全管理措置として、外国で個人データを取り扱う場合は、当該外国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと、GLで追記された。

# 保有個人データの公表事項追加

公表等により当該データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものは公表しなくてよい

プロファイリング等については、利用目的の明確化で対応

(GLよりも検討段階の以下委員会資料の方が詳しい) [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014\\_kouhyouzikou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014_kouhyouzikou.pdf)

- 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケース
  - 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
  - × 広告配信のために利用いたします。
- 履歴書や面接で得た情報のみならず、(本人が分析されることを想定していない) 行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケース
  - 履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします。
  - × 取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします。
- 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア(自体を提供することを本人に通知等することなく)を第三者へ提供するケース
  - 取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。
  - × 取得した情報を第三者へ提供いたします。

# 保有個人データの公表事項追加

## ○個人情報保護法32条1項

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的(第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)
- 三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続(第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

## ○施行令10条

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

※赤字が新設

- 一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。))に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

# プライバシーポリシー等で 追加公表すべき事項

---

- (2) 外国へ個人データを提供する際の情報提供義務新設  
(外国提供規制強化に伴うもの)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

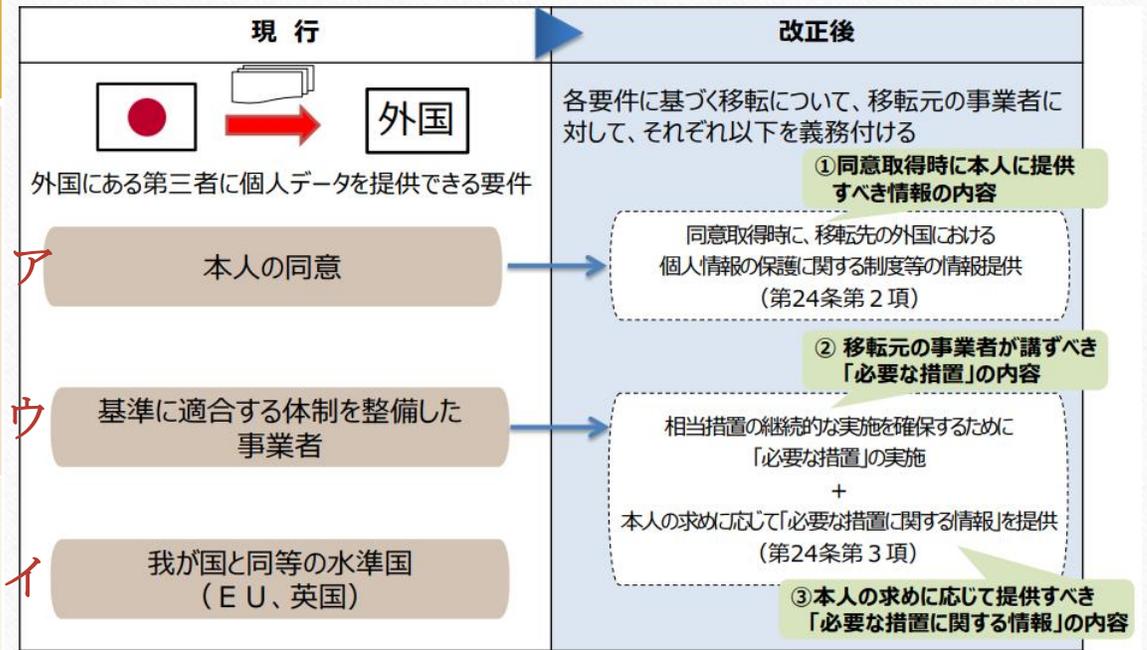
## 外国提供時の本人への 情報提供義務等の新設

前提

- 個人データを外国に提供することは、一定の場合にしか認められない。
- 具体的には以下の4パターン以外不可
  - ア) 本人の同意
    - イ) 適切な国 (EEA)
    - ウ) 相当措置を講じた適切な相手
    - エ) 法27条1項各号該当 (法令に定める場合等)

必要な対応

自社で、個人データを外国提供しているか確認  
⇒ 外国提供している場合、プライバシーポリシーの追記、本人の求めに応じるスキーム・実務フロー等の検討



エ ※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

注: 条文番号は第28条に変更されている

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

ア) 同意取得  
パターンで  
必要なこと

- **あらかじめ、本人に情報提供要** (改正法28条2項、31条1項2号、規則17条)
  - ✓ ①**外国の国名**、②**外国の個人情報保護制度**、③**提供先の個人情報保護措置**を情報提供
- ①外国の国名
  - ✓ 特定できないときは、**特定できない旨・理由、参考情報** (外国の範囲(ヨーロッパ)など)を提供要
  - ✓ 事後的に外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい
- ②外国の個人情報保護制度
  - ✓ ア保護制度の有無
  - ✓ イ保護水準等に関する客観的な指標となり得る情報 (GDPR十分制認定取得、APEC 加盟国) → イがあれば不要
  - ✓ ウOECD8原則上の事業者義務・本人権利のうち、認められていないもの
  - ✓ エ本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 (ガバメントアクセス、消去等請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度等)
- ③提供先の個人情報保護措置
  - OECD8原則上の事業者義務・本人権利のうち、講じていないもの
  - 特定できないときは、**特定できない旨・理由**を提供要。事後的に特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい
- 方法は、書面、メール、HP、口頭等 (GL41P)

外国委託先その他の外国提供先との契約で、上記の協力義務を課すのが適切 (報告内容・方法・頻度も決定)。<sup>91</sup>

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

ウ) 適切な相手  
パターンで  
必要なこと

1. **本人の求めに応じて本人に情報提供要** (改正法28条3項、31条3項、規則18条)。
  - ✓ 提供先の体制の整備の方法
  - ✓ 提供先が実施する相当措置の概要
  - ✓ 以下2①の**確認の頻度・方法、外国の国名**
  - ✓ 提供先の措置の実施に影響を及ぼすおそれのあるその国の制度の有無・その概要
  - ✓ 提供先による措置の実施に関する支障の有無・概要・支障に関して以下2②により提供元が行う対応の概要
  - ✓ 但し、**情報提供することにより提供元の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合**(例) 同一人からの過剰請求等)は、その全部又は一部を提供しないことができる。全部又は一部を提供しないときは、遅滞なく本人のその旨を通知要
2. **相当措置の継続的な実施確保のための必要な措置を講ずる義務**も新設  
(改正法28条3項、31条3項、規則18条1項)。
  - ① 相手先が講じている**措置の実施状況**、措置の実施に影響を及ぼすおそれのあるその国の制度の有無・内容を**定期的に確認**
  - ② 相手先が講じている措置の実施に**支障が出たら対応**、措置の継続的な実施の確保が**困難**になったら**提供停止**

\* ガイドライン50Pにおいて、年1回以上という頻度が求められている

外国委託先その他の外国提供先との契約で、上記の協力義務を課すのが適切(報告内容・方法・頻度も決定)。<sup>92</sup>

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

- **基準適合体制の整備の方法：**  
移転先との間の委託契約
- **移転先が講ずる相当措置の概要：**  
委託契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、個人データの第三者提供の禁止等を定めている
- **移転先が所在する外国の名称：**  
A国
- **移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度：**  
特段の制限なく、政府による民間事業者が保有する個人情報へのアクセスが認められている
- **確認の頻度及び方法：**  
毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している
- **移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等：**  
移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した

※今のガイドラインの例ではない。  
※検討段階の上記URLに記載の例だが、表記のわかりやすさから掲載している。  
※実際に情報提供文章を作成する際は、左記ではなく、ガイドラインを参照する。

# 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の チェックポイント

個人データの外国取扱いがあるか

※「外国取扱い」とは、外国に関わる場合等幅広くまずは捉える

NO

✓ 外国提供が将来発生した際に対応すればよい。  
但し、今後、現場において知らずに外国取扱いしてしまうことがないよう、教育・規程類の整備が必要

YES

それは個人データの外国提供か

※提供とは、自社と「法人格」が違う者が閲覧等できることなどとまずは捉える

YES

委託先か

NO

NO

YES

- ✓ 国名(取り扱われる場所、サーバの場所などを幅広く)を調査
- ✓ 当該国の個人情報保護法制を調査
- ✓ どのような安全管理措置を行うかを調査
- ✓ 公表等方法の検討
- ✓ 国名と安全管理措置について公表等
- ✓ 外国提供有の場合は、外国提供規制強化関連チェックポイントへ進む

- ✓ 基本的には法32条1項4号の観点からは国名公表等は不要。ただ事案によっては、外的環境の把握が必要となる場合も
- ✓ 外国提供規制強化関連チェックポイントへ進む

※外国取扱いを幅広く調査した上で、それぞれを外国提供とそれ以外に振り分ける作業を行った方が効率的かもしれない

# 外国提供規制強化関連チェックポイント

自社に個人データの外国提供があるか

NO

✓ 外国提供が将来発生した際に対応すればよい\*0

YES

提供先は外国法人だが、日本の個人情報保護法が適用される個人情報取扱事業者か\*1

YES

✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

NO

法的スキームはどれか

- (1)本人同意を得る場合
- (2)提供先と適切な契約を締結するなどして相当措置を講ずる者に本人同意なく提供する場合(CBPRでも可)
- (3)EEAに提供する場合
- (4)法令に基づく場合等、個人情報保護法27条1項各号に該当する場合

C又はd

✓ 適切な契約対応などを検討すると良い  
✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

\*0 今後、現場において外国提供規制を知らずに外国提供してしまうことがないよう、教育・規程類の整備が必要

a

- ✓ 提供先に速やかに連絡し協力依頼
- ✓ 提供先との契約で協力義務を規定する
- ✓ その他提供先との契約で適切な保護措置を規定すると良い(法的義務ではない)
- ✓ 個人情報保護委員会の調査結果を確認する\*2
- ✓ 情報提供内容を検討する
- ✓ 情報提供方法を検討する(提供自体は予め)
- ✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

b

- ✓ 定期的な確認方法・内容を検討し、契約する
- ✓ 提供先に速やかに連絡し協力依頼
- ✓ 提供先との契約で協力義務を規定する
- ✓ その他提供先との契約で適切な保護措置が全て網羅されているか確認する
- ✓ 個人情報保護委員会の調査結果を確認する\*2
- ✓ 情報提供内容を検討する
- ✓ 情報提供方法を検討する(提供自体は本人の求めに応じて)
- ✓ 個人情報保護法32条1項4号外的環境の把握の対応要否を検討

\*1 日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている場合などで、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、個人情報取扱事業者に該当するため、外国提供には該当しない。当該外国法人のWebサイトなどで、個人情報取扱事業者に該当し日本の個人情報保護法を遵守していることなどが謳われている場合等もある。直ちに当該Webサイトの記載を信用してよいわけではないが、個人情報取扱事業者に該当すれば、法的には外国提供には当たらない。

\*2 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210917\\_pp\\_offshore\\_kouhyou\\_sywkqc.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210917_pp_offshore_kouhyou_sywkqc.pdf)

# 安全管理措置・プロファイリング等の公表等チェックポイント

## ① 安全管理措置の公表等

- ✓ 個人データに求められる安全管理措置を通則ガイドラインで確認
- ✓ 「基本方針の策定」「個人データの取扱いに係る規律の整備」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」について、自社で行われている安全管理措置を確認
- ✓ (上記安全管理措置について改善等の必要があれば改善等を行う)
- ✓ 通則ガイドライン記載例に沿って、自社で行われている安全管理措置を記述
- ✓ 公表等方法(プライバシーポリシーorその他)の検討
- ✓ 公表等を行う

## ② 安全管理措置の公表等(外的環境の把握)

- ✓ 「外国において個人データを取り扱う場合」の有無にかかる全社の実態調査・委託先調査
- ✓ 有の場合、国名、当該国の個人情報保護法制、どのような安全管理措置を行うかを調査
- ✓ 公表等方法(プライバシーポリシーorその他)の検討
- ✓ 国名と安全管理措置について公表等を行う

## ③ プロファイリング等の公表等

- ✓ 自社における個人情報の利用目的・利用方法の洗い出し
- ✓ 現在公表等されている利用目的を照らし合わせて確認
- ✓ 本人から見てわかりにくいものがないか検討し、あれば改めていく

今後安全管理措置や利用目的が変更になった場合に、あわせて公表等事項の改訂等の必要性検討も行えるよう、社内体制の整備・周知も必要

# クラウド利用時の情報提供義務・安全管理措置等

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2021/09/17/170636>

## 法的義務

## 詳細

### 委託先監督 (国内&国外)

- クラウド事業者が個人データを取り扱わない場合\*は、委託に非該当。監督義務を負わない  
\*契約条項によってクラウド事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合(Q&A7-53)  
\*\*クラウド事業者が個人データを機械学習する場合等、人の目に触れなくても、クラウド事業者が利用していれば、取り扱っているものと考えられる(水町解釈)

### 安全管理措置 (国内&国外)

- 個人データを取り扱わないこととなっている場合であってもなくとも、クラウドを利用する側が安全管理措置を講じる必要がある。適切な対応を行っているクラウドを選定する必要等あり。
- 安全管理措置の情報公表等義務あり(法32条1項4号・施行令10条1号)。  
外国の場合は、①外国の名称(クラウド事業者が所在する国及び個人データが保存されるサーバが所在する国)を明らかにし、②当該外国の制度等を把握した上で③安全管理措置を講じ、④当該安全管理措置の内容を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置く必要がある(Q&A10-25)。

個人データを扱うか否か(実態&契約)、取り扱う場合の条件・保護措置、選定基準、セキュリティ対策等等(水町意見)

### 国外提供

- クラウド事業者が個人データを取り扱わない場合\*は、クラウド事業者やサーバが外国であったとしても、国外提供には非該当。
- 取り扱うこととなっている場合には、国外提供に伴う情報提供義務が発生。

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

- 改正法の施行日以後に個人データを外国提供する場合に適用(改正附則4条)

(外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置)

- 第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612\\_houritsu.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_houritsu.pdf)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 外国提供規制強化

- 日本の個人情報保護法が適用にならない国に個人データが越境移転すると、個人データ保護が不十分になるおそれ
  - EU十分性認定にも悪影響のおそれ。EU→日本→第三国と個人データが越境移転すると、日本を介して個人情報保護が不十分な第三国にデータが行きかねず、そうなるともそもそも日本への移転をもっと規制強化しようという話にもつながりかねない。
- このため、日本の個人情報保護法が適用になる場合は、外国法人であっても外国提供規制は適用されない！
  - 外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない(ガイドライン外国第三者提供編2-2)
  - 但し、日本国内における事業の実態を勘案して、個別の事例ごとに判断することとなるため、日本国内に出張所を有することのみをもって直ちに「外国にある第三者」に該当しないわけではない(Q&A12-5)。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 外国提供規制強化

- 外国提供規制に伴い情報提供する外国名は、サーバの場所ではなく、事業者が所在する国名をいう
  - (但しサーバの場所も情報提供するとより良い(Q&A12-11)し、以下のクラウドの記載の通り事業者国、サーバ国両方を提供要の場合有)
- **提供する先の委託先やグループ企業**が外国であっても、情報提供義務の対象
- クラウドサーバは国内、クラウド事業者が外国の場合
  - 外国にあるクラウド事業者が、サーバに保存された個人データを取り扱っている場合には、サーバが国内にある場合でも、外国提供に**該当**。
    - ただし、当該外国事業者が、当該サーバに保存された個人データを日本国内で取り扱っており、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国提供に**非該当**(ガイドライン(外国ある第三者への提供編)2-2)。
  - 外国にあるクラウド事業者が、サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国提供に**非該当**(Q&A12-4)。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 外国提供規制強化

- 提供先の外国からさらに再提供がある場合
  - 再提供先が外国の場合、提供先と再提供先が同一の国かどうかにかかわらず、再提供について、個人情報保護法24条の規定の趣旨に沿った措置が必要(Q&A12-7)。これは情報提供の話だけではなく、適切な国か、相当措置を講じた適切な相手かどうかといったそもそもの提供規制の話も同様である。
  - ただし、再提供先が日本の場合は、個人情報保護法28条は問題にならず、個人情報保護法27条に沿っていればよい
- 他社(日本法人)の外国支店に個人データの提供を行う場合
  - 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、外国提供に該当し得る(Q&A-9)
- 外国法制が改正された場合
  - 「適切かつ合理的な方法」により確認を行った「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」を提供した上で本人の同意を取得した後に、当該外国制度に変更があった場合でも、既を取得された同意の有効性には影響を及ぼさない。但し再度情報提供することは望ましい(Q&A12-13)

# 個人データを外国提供できる場合

ルール 個人データを海外提供できる場合は、法律上限定されている(27条)。

ポイント① 対象は「個人情報」ではなく「個人データ」

ポイント② 本人同意を得なくても、提供できることが法律上認められている

ポイント③ 日本の法律は基本的には日本国内で提供される。日本国外でも適切な個人情報保護が図られるための措置

## 提供できる場合

### ① 本人の同意

- **あらかじめ、本人に情報提供要** (28条2項、31条1項第2号、規則17条)
  - ✓ ア) 外国の国名
  - ✓ イ) 外国の個人情報保護制度
  - ✓ ウ) 提供先の個人情報保護措置を情報提供
- どの国でどういう保護がされるかを示したうえで、基本的に、明示の記録に残る同意を取るのが良い
- 同意を取れば、提供先との契約は法律上必須ではないが、提供先に契約書で一定の義務は課すのが適切

### ② 適切な国 (EEA)

- EEAであれば、法律上は特段の対応は不要
- もっとも、提供先に契約書で一定の義務は課した方が適切

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_h31iinkaikokuji01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf)

# 個人データを外国提供できる場合

## 提供できる場合

### ③相当措置を講じた 適切な相手

#### I 以下の場合に該当

- ✓ ア) 個人情報保護法上の義務を具体的に定める**契約書、内規、プライバシーポリシー**等
- ✓ 又はイ) 国際的枠組みに基づく認定(APECの越境プライバシールール(CBPR)システムの認証を取得している事業者)

#### II 相当措置の継続的な実施確保が必要

- ✓ ア) 相当措置の**実施状況を年1回以上確認**(現地監査、書面報告、口頭報告等)
- ✓ イ) 相当措置の実施に**影響を及ぼすおそれのある当該外国制度の有無及び内容を年1回以上確認**
- ✓ ウ) 相当措置の実施に支障が生じたときは対応(相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは提供停止)

#### III 本人の求めに応じて**情報提供**も必要

- ✓ ア) 基準適合体制を整備する方法(契約締結、内規適用等)
- ✓ イ) 相当措置の概要(契約内容の概要等)
- ✓ ウ) IIアイ確認の頻度・方法(ア年1回書面報告イ年1回委員会公表資料確認等)
- ✓ エ) 外国の国名
- ✓ オ) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国制度の有無及び概要
- ✓ カ) 提供先による相当措置実施に関する支障の有無・概要(目的外利用していたなど)
- ✓ キ) カ支障に関して提供元が講じる措置(是正・削除要請中等)

# 個人データを外国提供できる場合

## 提供できる場合

### ④法27条1項各号 該当

- 以下の場合に該当
  - ✓ ア)法令に基づく場合
  - ✓ イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ✓ ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ✓ エ)国の機関・地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - ✓ オ)提供元が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
  - ✓ カ)提供元が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
  - ✓ キ)提供先が学術研究機関等である場合であって、提供先が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

# 海外提供規制に関する大綱記載

- 平成27年改正法で導入された法第24条は、個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものであり、その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者であることから、当該規制によって、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するためには、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとする。
- 具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。  
また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。
- なお、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、当該個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要最低限のものとし、網羅的なものである必要はない。今後、事業者の負担や実務に十分配慮した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討することとする。(大綱30-31ページ)。

# 海外提供規制に関する大綱記載

- 海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進む中、個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつある。これまで、データ保護関連法制については、多くの国々で、OECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたが、近年、データ保護関連法制が途上国を含め世界に広がる中で、一部の国において国家管理的規制がみられるようになってきている。データの国内での保存等を義務付けるデータ・ローカライゼーションや、民間のデータに対する制限のないガバメント・アクセスに係る海外の立法例はその一例と考えられる。
- 個人情報の越境移転の機会が広がる中で、こうした国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。例えば、データ・ローカライゼーション政策との関係から、本人による個人データの消去の請求に越境移転先の事業者が対応することができないおそれや、外国政府による無制限なガバメント・アクセスによって、我が国で取得され越境移転された個人データが不適切に利用されるおそれがある。こうした国家管理的規制は、個人の権利利益の保護の観点から看過しがたいリスクをもたらすおそれがある。
- また、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合(令和元年6月8日及び9日)において、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT)」(信頼性のある自由なデータ流通)のコンセプトがG20全体で合意され(大綱29-30ページ)。

# プライバシーポリシー等で 追加公表すべき事項

---

(3) オプトアウト時の通知・公表等事項の拡充

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト禁止対象の拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>オプトアウトとは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li><li>個人データを提供すること等を公表等しておき、本人から拒否がなければ同意がなくても第三者提供できる仕組み</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウト禁止の場合が拡大される。</li><li>具体的には以下の場合、オプトアウトによる個人データの提供/取得禁止<ul style="list-style-type: none"><li>◆ オプトアウトで取得した個人データをさらにオプトアウトで提供してはダメ</li><li>◆ 不適正取得された個人データ(法20条1項違反) ←ある意味当たり前の話</li><li>◆ 要配慮個人情報 ←現行法でもオプトアウト禁止で法改正後も同様</li></ul></li></ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>元々の個人情報保護法では、オプトアウトは対象に限定なく幅広く認められていた。</li><li>平成27年改正で「要配慮個人情報」が新設されたのを受け、「要配慮個人情報」はオプトアウト禁止に(現行法23条2項)</li><li>令和2年改正で、オプトアウト禁止対象が、さらに拡大(改正法27条2項)</li></ul>
必要な対応	<p>自社で、禁止される類型をオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認 ⇒禁止対象は提供/取得不可なので、個人データなしで業務を行うか、異なる方法で個人データを提供/取得できるか検討する</p>

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト時の通知・公表等事項 拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプトアウトは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li> <li>そのため、事前に、オプトアウトで個人データを提供することや本人が拒否する際のやり方等が、本人にわかるようにしておく必要がある。そのため、事前に一定事項を通知・公表等しておく義務がある。</li> </ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウトに先立つ、通知・公表等が必要な事項が拡大される</li> <li>具体的には、以下の事項を通知・公表等しなければならない             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 提供者の氏名・住所・代表者名</li> <li>◆ 提供される個人データの取得方法</li> <li>◆ 委員会規則で定める事項（データの更新方法・提供開始年月日(規則11条4項)）</li> <li>◆ 第三者への提供を利用目的とすること</li> <li>◆ 第三者に提供される個人データの項目</li> <li>◆ 第三者への提供の方法</li> <li>◆ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</li> <li>◆ 本人の求めを受け付ける方法</li> </ul> </li> </ul>
必要な対応	<p>自社で、オプトアウトで取得/提供している個人データ/個人情報があるか確認          →通知・公表等事項の追加対応(多くの場合は、プライバシーポリシー等の修正が必要に)</p>

法改正により  
追加された事項

これまでも  
必要だった事項

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

- 個人情報保護法施行日（平成17年4月1日）以前に取得した個人データは、オプトアウトにより提供を受けた個人データではないため、上記規制の対象外（Q&A7-32）
- 令和2年改正法の施行日（令和4年4月1日）以前にオプトアウトにより提供を受けた個人データについても、再提供は禁止される（Q&A7-31）
- オプトアウトにより提供を受けた個人データを、令和2年改正法の施行日（令和4年4月1日）以降に、目的内利用したり、他の事業者からダイレクトメール発送の依頼を受けてそのために利用することは可能（Q&A7-33）

# 利用関連改正

---

不適正利用の禁止(新設)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 不適正利用の禁止

## 不適正利用の禁止

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護法上は、個人情報の不適正な利用が禁止されていなかった。 Cf. これに対して、個人情報の不適正な取得は禁止されている。</li><li>利用目的を事業者が自由に特定して、その範囲内であれば問題なく使えるという法律だった。利用目的が不当でもよいのか、利用態様が不当でもよいのかについて、個人情報保護法は無言。それらは民事訴訟(不法行為)で対応するという事になっていた。</li><li>リクナビ問題を踏まえてか、個人情報保護法改正2020年で「不適正利用」が禁止された。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>「違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用」が禁止</li><li>具体的にどのような利用が禁止されるのか、不明瞭</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報利用を全社的に全て再度チェックして、不適正利用がないか確認する</li><li>特に、ハッシュ化、利用目的の拡大解釈、一般人から見て特に違和感を感じる利用(本人から見て予測可能か、社会常識的に妥当か)等</li><li>Cookie等については、「個人関連情報の提供規制」「不適正利用禁止」が相まって適用されることも考えられるので、慎重に丁寧にチェックする</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント7

## 不適正利用の禁止

---

### 個人情報保護法改正法案19条

- (不適正な利用の禁止)  
第十六条の二 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない
- 非常にあいまいな表現ぶりであるが、禁止される利用は限定的と解してグレーな利用をするのは厳に避けるべき。

# 罰則関連改正

---

罰則強化

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 罰則の強化

罰則の強化	
前提	<ul style="list-style-type: none"><li>通常のビジネス時についてっかりやってしまうことに対しては、罰則がかからないのが基本</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>法定刑の引き上げ<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 個人情報保護委員会の命令に違反したら<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 6月以下の懲役または30万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人 → <b>1年以下の懲役または100万円以下の罰金</b></li><li>(新) 法人 → 法人業務に関する場合、<b>1億円以下</b>の罰金</li></ul></li><li>◆ 不正提供・盗用をしたら<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 1年以下の懲役または50万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人は、現行法と同様</li><li>(新) 法人 → 法人業務に関する場合、<b>1億円以下</b>の罰金</li></ul></li><li>◆ 検査妨害等<ul style="list-style-type: none"><li>(現) 自然人・法人ともに → 30万円以下の罰金</li><li>(新) 自然人・法人ともに → <b>50万円以下</b>の罰金</li></ul></li></ul></li></ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>法人は資金力があるのに、罰金が自然人(生きている人)と同じ罰金額だと、罰則として十分な抑止効果が期待できないのではないかとの議論があった</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>特に必要ないが、挙げるとすれば従業員教育、コンプライアンス意識の向上</li></ul>

### 行政制裁については

- ◆ 2020年改正によって、勧告・命令等の行政制裁が厳しくなったわけではない
- ◆ 但し、命令に違反した事業者がいれば、その旨を公表することができるように(改正法148条4項)

# 外部提供関連改正

---

## 「個人関連情報」の提供規制

外国提供時の情報提供義務

オプトアウト規制強化

提供・受領時の記録開示義務化

# ポイント1 個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。  
それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？

## 提供元基準説？

(提供「元」にとって「個人データ」に当たるか)



提供元

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

ID	成績
123	80点
234	90点

提供先



ID	成績
123	80点
234	90点

...個人データや個人情報を取得するわけではないので、個人情報の取得規制には服さない

個人データ

...個人データの提供規制に服する？

この提供元では、IDから名前を簡単にたどれるので、「容易照合性」があり、「個人データ」を保有

個人データではない

提供する情報自体は、誰かわからない情報のみ。提供先においては、依然として誰かわからない状態のまま。

# 提供元基準説・個人関連情報に関する大綱記載

- ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP (Data Management Platform)」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐付く個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者に提供する事業形態が出現している。
- 法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。
- 外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していなくても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者は、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである(一般に「提供元基準」と呼ばれている。)
- しかし、最近問題となっている「提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。(大綱24-25ページ)

# ポイント1 個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。  
それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？

提供元基準説を取れば、個人情報保護法の規制が及ばない？



提供元

ID	成績
123	80点
234	90点

個人データではない

この提供元では、IDから名前等をたどれない

...個人データや個人情報を提供するわけではないので、個人データの提供規制には服さない？



提供先

ID	成績
123	80点
234	90点

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

個人データ

取得する情報自体は、非個人情報。提供先で持っている他の個人データと照合して、誰かわかる。

...個人情報を取得するわけではない？？

# 個人関連情報の提供規制新設の背景(リクナビ)

<図 1> アンケートスキームにおけるデータの流れ

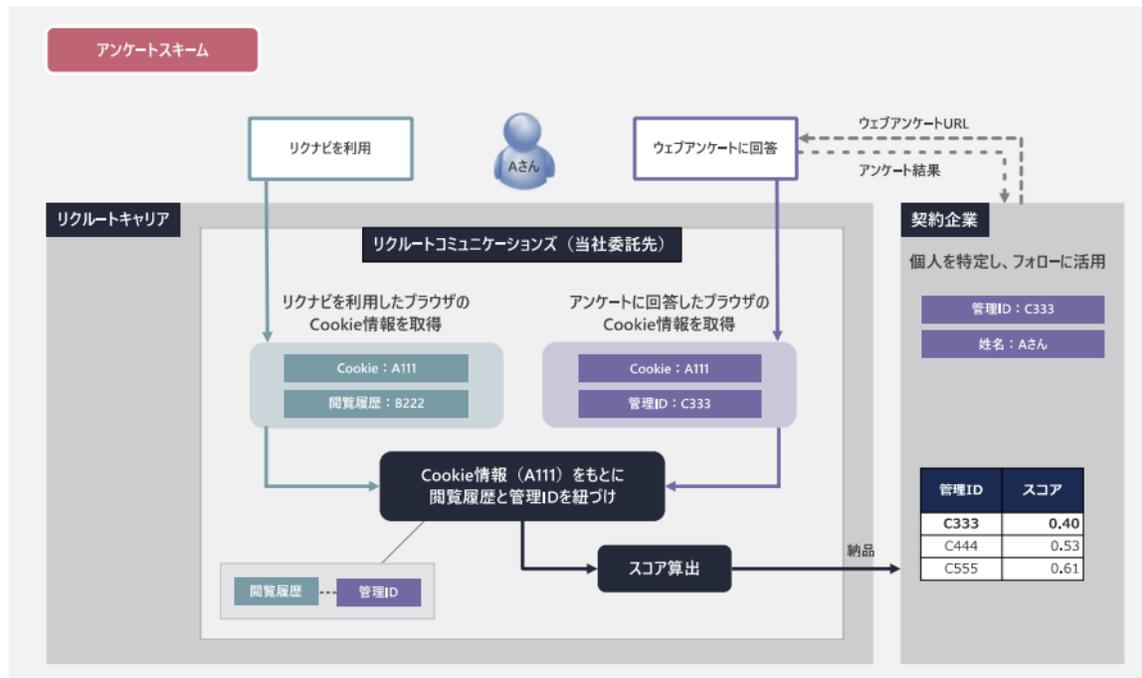


図1スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、図1の場合、氏名・住所等は保持していない
- 契約企業に提供する際は、管理IDとスコアのみ
- 契約企業では、管理IDから氏名等がわかる
- ※もっとも、別サービスのためリクルートコミュニケーションズ同一部署内で氏名等を保有しており、容易照合性から個人情報に該当(同社文書11ページ)

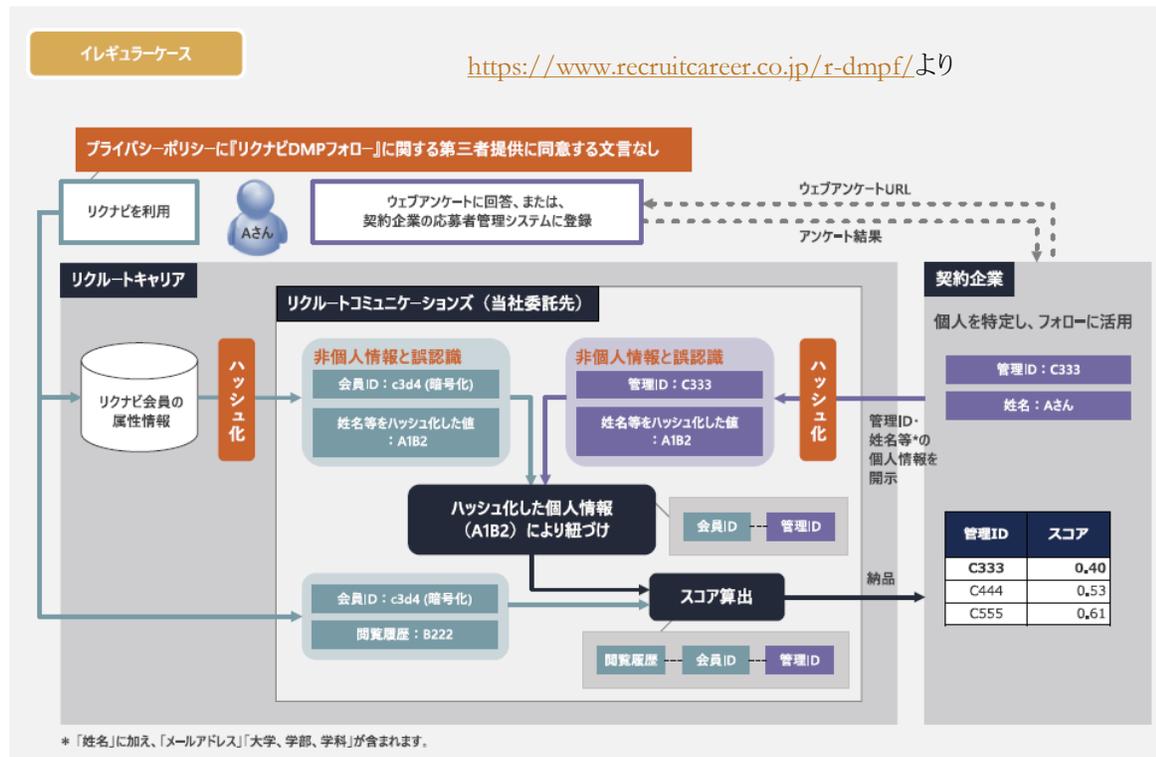
法解釈はどうなるか、どうあるべきか

<https://www.recruitcareer.co.jp/r-dmpf/>より

- 「提供元基準」を取ると、提供元である、リクルートコミュニケーションズにとっては個人データではない
- しかし、提供先においては個人情報として活用可能。「提供元基準」「非個人情報構成」を用いた、不適切スキーム
- 「提供元基準」「非個人情報構成」を基に、個人情報保護法適用を逃れようとしても、結局炎上する
- 大きくとらえれば、誰が内定辞退しそうかどうかの予測を、顧客企業に売却しているわけであり、不法行為に該当しそう。細かい点や技巧的解釈をこねくり回すよりも、ビジネスを大きく捉えたときに、一般人が本人の立場に立って見たときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか、消費者目線・相手方目線を忘れないようにする！

# 個人関連情報の提供規制新設の背景(リクナビ)

<図7> 誤認識に基づく個人情報の第三者提供の流れ



## 図7スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、氏名等は読めない(ハッシュ化)
- 氏名等が読めるのは、別会社のリクルートキャリアと、別会社の訳企業
- ただリクルートコミュニケーションズでも、氏名等は読めないものの同一人物かどうかはわかり、異なるID同士を氏名等ハッシュで紐づけられる(異なるIDでも同一人物のものか特定できる)

## 法解釈はどうなるか、どうあるべきか

- リクルートコミュニケーションズでは、個人情報ではないと誤認識したと公表
- またリクナビ側で同意を取得できていなかったケースがあったと公表
- いくら同意のチェックボックスを設けても、プライバシーポリシーや利用規約に記載していても、通常の合理的な人間なら同意しない内容を同意させるのは、「適切な同意」を取得できたとは言えないのではないか(ユーザは読まずに同意ボタンをクリックしている場合も)

# 個人情報保護法改正2020ポイント 個人関連情報の提供規制 新設

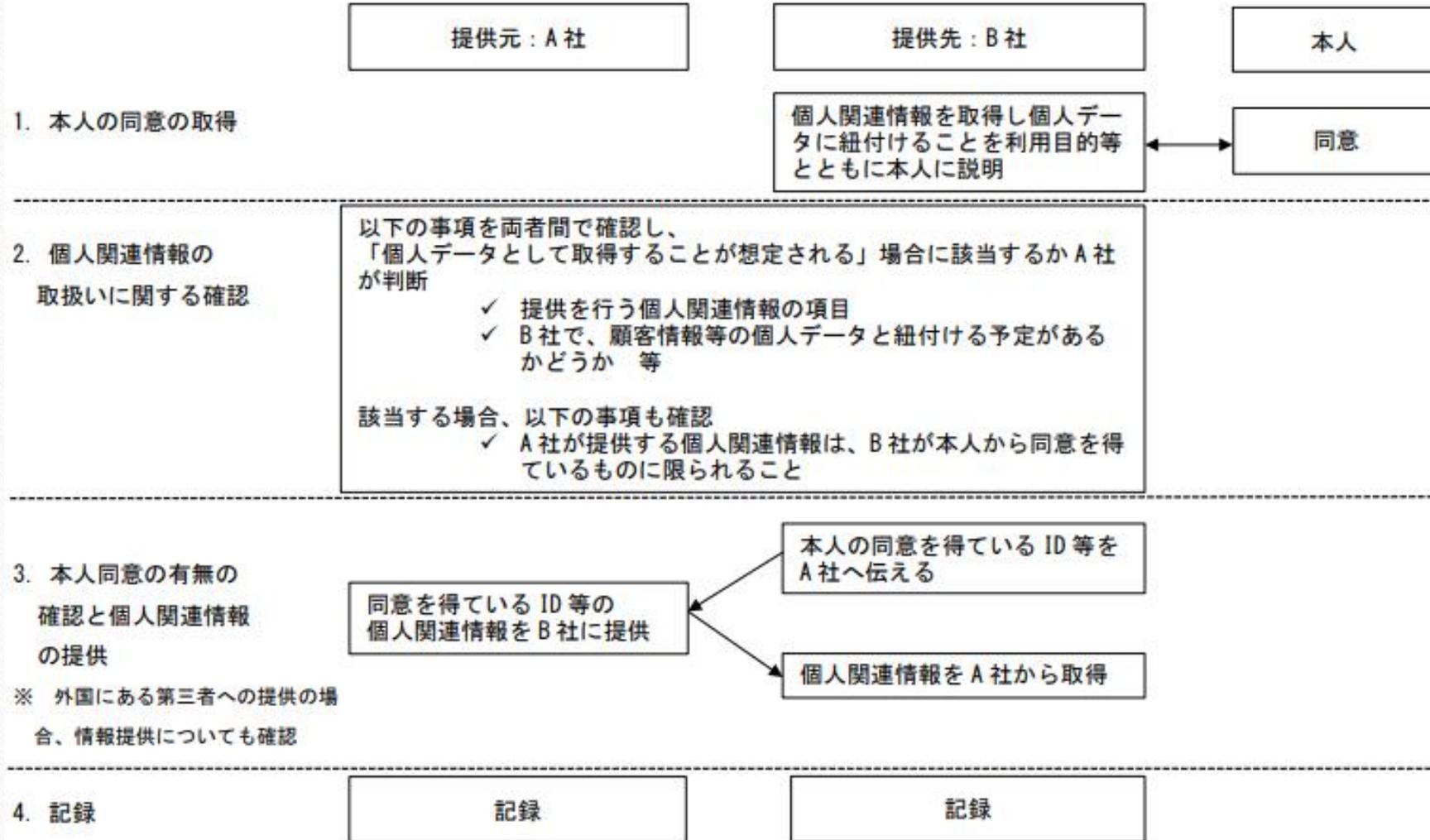
## 個人関連情報の提供規制の新設

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人データを外部提供することは、一定の場合にしか認められない(法27条)。</li><li>個人データでなければ、外部提供に当たって特に法規制はなかった。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>自分にとって個人データでなくても、個人情報でなくても、提供先が個人データとして取得することが想定*されるときは、提供が規制される(改正法31条) →「<b>個人関連情報</b>」<ul style="list-style-type: none"><li>✓ *提供元が現に認識している場合及び同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準にして通常想定できる場合をいう(GL91P)</li><li>✓ 契約で定めると良いが、契約していても個人データとしての利用・取得がうかがわれる場合は確認要(GL92P)</li></ul></li><li>提供できる場合は、<b>次の場合に限定</b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ 法27条1項各号(法令に基づく場合等)</li><li>✓ <b>本人同意</b>が得られていることを確認した場合</li></ul></li><li>記録・保存義務あり(改正法31条3項で準用される30条3・4項。なお改正法31条3項では30条2項も準用。)</li><li>外国への提供であっても同様</li></ul>
改正背景	<ul style="list-style-type: none"><li>リクナビのCookie情報の外部提供を踏まえての規制新設。したがって、Cookie等規制のための改正ともいえる。</li><li>しかし、改正法ではCookie情報のみが規制されているわけではなく、<b>Cookie</b>でなくても「<b>個人関連情報</b>」であれば規制対象。</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>自社で、<b>個人関連情報を提供しているか</b>確認</li></ul> ⇒ 提供している場合、 <b>本人同意</b> の取得、 <b>記録の作成・保存対応</b> のスキーム・実務フロー等の検討

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120\\_shiryuu-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120_shiryuu-1.pdf)

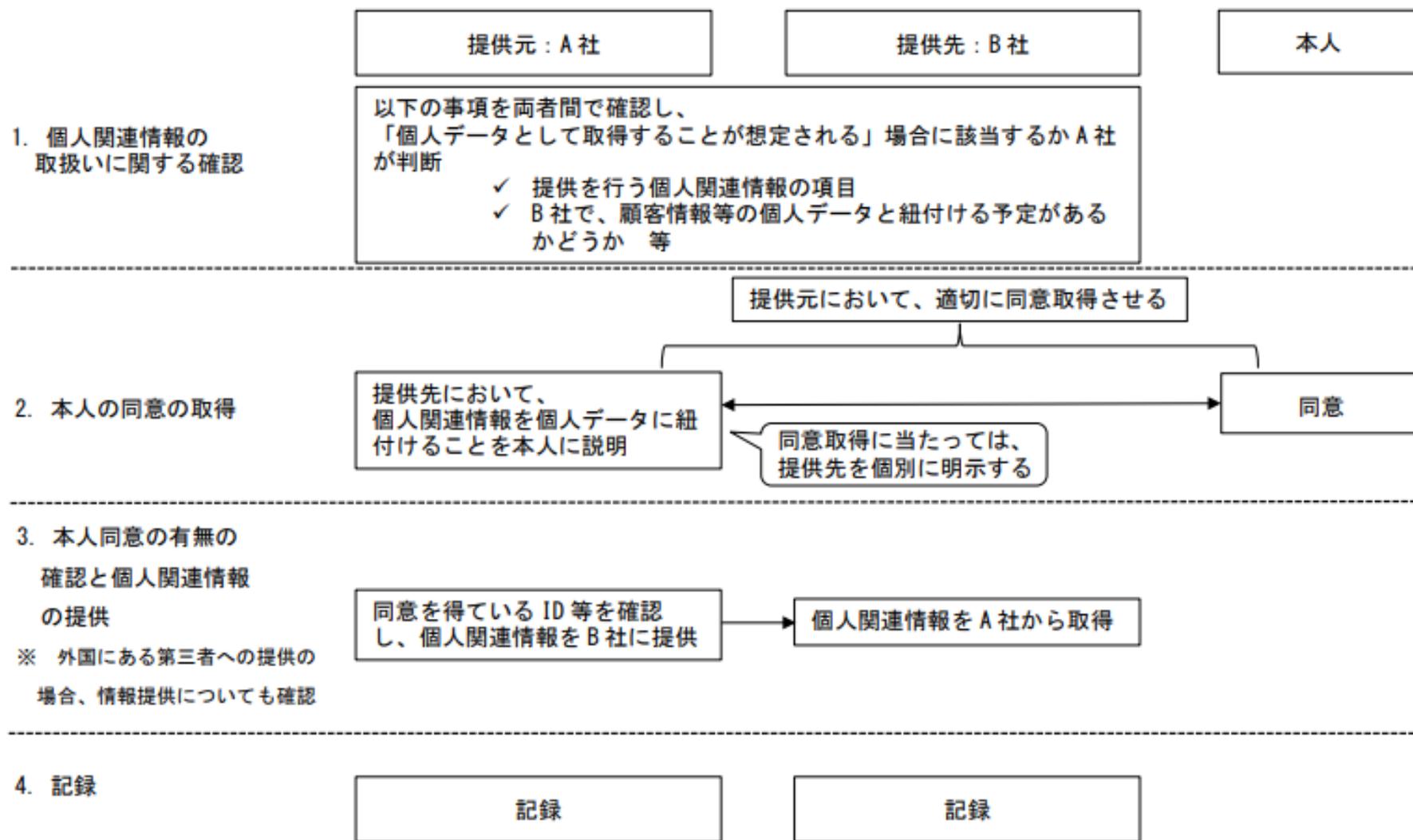
【付録】

個人関連情報の第三者提供につき、提供先で同意取得する場合の一般的なフロー



※ 上記フロー図は一例であり、1.と2.が前後する場合等もある。

個人関連情報の第三者提供につき、提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー



# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 個人関連情報の提供規制 新設

- 第三者？
- 個人情報保護法の各規制上、「第三者」の意味合いが異なっている(わかりづらい！)
  - 第三者提供(法27条)における「第三者」から、委託・共同利用・事業承継は除かれている(法27条5項)
  - 他方で外国提供規制(法28条)における「第三者」は、委託等でも該当
  - 記録・確認義務が生じる第三者提供等における「第三者」は公的機関が除外されるのみで、委託等でも該当。  
但し、委託等は明文の規定で記録・確認義務が免除(法29条1項但書)
  - 個人関連情報の提供規制(法31条)における「第三者」は、委託等でも該当(Q&A8-8)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 個人関連情報の提供規制 新設

- 委託関連Q&A [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2109\\_APPI\\_QA\\_4ejj3t.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2109_APPI_QA_4ejj3t.pdf)  
(注:Q&Aの条文番号は古い)
  - Q8-8 個人関連情報の第三者提供について、個人データの第三者提供における、委託、事業の承継及び共同利用(法第23条第5項各号)に相当する例外規定はありますか。
    - A8-8 **個人関連情報の第三者提供について、法第23条第5項各号に相当する例外規定はありません。**法第26条の2第1項の適用の有無については、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。
  - Q8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供しました。委託先にとって当該データが個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合、委託先が当該データを委託元に返す行為について、法第26条の2第1項は適用されますか。
    - A8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、**法第26条の2第1項は適用されません。**ただし、委託先が、委託先で独自に取得した個人関連情報を当該データに付加し、その付加後の当該データを委託元に返す場合には、**法第26条の2第1項が適用されます。**

# 個人情報保護法改正2020ポイント 個人関連情報の提供規制 新設

## 個人関連情報の提供規制の新設

必要な  
対応

- 自社で利用している**Cookie等**について今一度網羅的な実態確認を  
使用Cookie・関連Webサイトの洗い出し  
個人情報に該当するものがないか  
不適切な取り扱いがないか  
特に、広告関連、第三者が関係しているCookieについて、  
広告業界等の対応を確認したり、提携先企業への照会等も必要に
    - ✓ プライバシーポリシー、Cookieポップアップ等の記載を再確認
    - ✓ GDPR適用はないかどうか再確認
  - 自社で、**個人関連情報を提供しているか**確認
- ⇒ Cookieのみならず個人関連情報を提供している場合、
- ✓ **本人同意**の取得
  - ✓ **記録の作成・保存対応**のスキーム・実務フロー等の検討

A社が自社のウェブサイトにB社のタグを設置し、B社が当該タグを通じてA社ウェブサイト閲覧したユーザーの閲覧履歴を取得している場合で、A社は当該閲覧履歴を取り扱っていない場合  
→A社はB社にユーザーの閲覧履歴を「提供」したことにはならず、B社が適正に取得すればよい(Q&A8-10)

Cookieの改善をするとすると、Webサイト改修等が発生するので、予算・スケジュール確保等にも留意

# 個人情報保護法改正2020ポイント 個人関連情報の提供規制 新設

## 個人関連情報の提供規制の新設

必要な  
対応

- 個人情報ではない、何らかの個人に関する情報を自社外に提供する際は、契約書で例えば、以下の条項を置くと良い。

「1 乙(相手方)は、甲(貴社)より取得するデータについて、個人データとしての取得、利用その他の取扱いをせず、甲による当該データの提供は、個人情報保護法26条の2に該当しないことを保証する。  
2 前項に定める保証違反があった場合、乙は甲に生じた損害を全て賠償するものとする。」

# 外部提供関連改正

---

「個人関連情報」の提供規制

外国提供時の情報提供義務

オプトアウト規制強化

提供・受領時の記録開示義務化

# 個人情報保護法改正2020ポイント 外国提供規制強化

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryuu-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryuu-2.pdf)

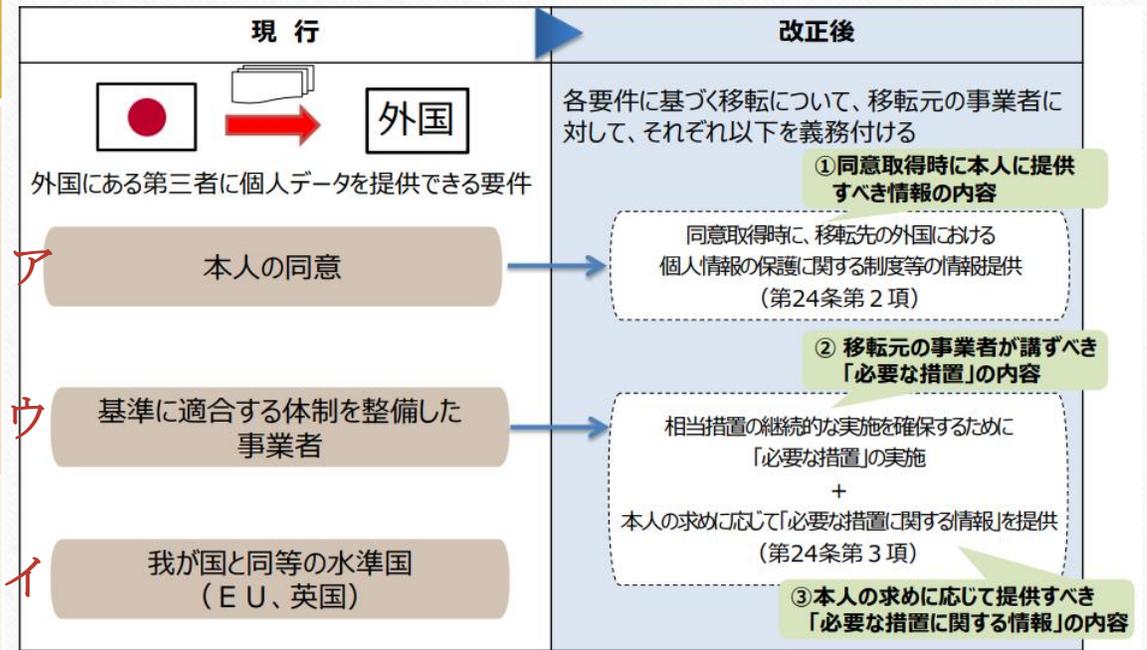
## 外国提供時の本人への 情報提供義務等の新設

前提

- 個人データを外国に提供することは、一定の場合にしか認められない。
- 具体的には以下の4パターン以外不可
  - ア) 本人の同意
    - イ) 適切な国 (EEA)
    - ウ) 相当措置を講じた適切な相手
    - エ) 法27条1項各号該当 (法令に定める場合等)

必要な対応

自社で、個人データを外国提供しているか確認  
⇒ 外国提供している場合、プライバシーポリシーの追記、本人の求めに応じるスキーム・実務フロー等の検討



エ ※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

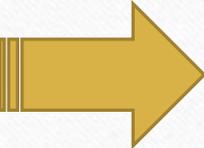
注: 条文番号は第28条に変更されている

# 現行法の、外国への第三者提供規制

**POINT** 外国へ個人データを第三者提供する場合は、原則本人の同意を得なければならない(28条)。

個人情報取扱事業者が外国(略)にある第三者に個人データを提供できる場合

- ① **同意** (あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得た場合)
- ② **適切な国** (個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める国への提供) = EEA [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_h31iinkaikokuji01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf)
- ③ **適切な相手方** (個人データの取扱いについて個人情報保護法第4条第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供)
- ④ **個人情報保護法27条1項各号**に掲げる場合

- 
- ④法27条1項各号 または ②適切な国(EEA)への提供以外の場合は、
  - 法27条5項(委託・事業承継・共同利用)でも同様に、①同意を得るか、③適切な相手方としての体制整備が必要に
    - 外国政府なども法28条の「第三者」に当たる
    - 提供元と提供先の法人格が同一の場合は第三者ではない 例)同一法人格の海外支社
    - 外国法人でも、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していて個人情報取扱事業者に該当すれば、法24条上は第三者ではない(外国GLP5)

# 現行法の、外国への第三者提供規制

## ① 本人の同意

- 外国にある第三者への提供を認める旨の同意である必要
  - 単なる法27条1項柱書同意とは異なり、外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない
  - 平成27年改正法の施行日前になされた同意も可(改正附則3条)
  - 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人などは代理人から同意を取得

## ④ 法27条1項各号

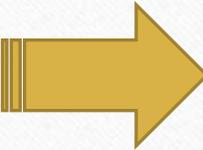
- 法令に基づく場合
  - ✓ 外国の法令は含まれない
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

# 外国への第三者提供

## ③ 適切な相手方(規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供)

- 一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
  - 契約書、内規、プライバシーポリシー等
  - APECの越境プライバシールール(CBPR)システムの認証を取得している事業者が提供元で、提供先が当該事業者によって個人情報を取り扱う者である場合もこれを満たす(外国GLP7)
  - 提供を行ったデータについてこれを満たしていればよく、そのほかの個人情報に対してまで及ぶものではない(外国GLP7)
  - 契約書等に法15から35条すべてに相当する内容が規定されている必要はない(外国GLP7)
- 又は
- 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
  - APECの越境プライバシールール(CBPR)システムの認証を取得している事業者が提供先の場合。

実務対応としては、

- 
- CBPR認証取得者かどうかの確認
  - 契約書の精査(日本の個人情報保護法を遵守するという条項だけではなく、具体的な利用目的・提供制限などを規定すべき!)

※これまでの取扱いを違法とするGLではないが、個人情報保護に対する国民意識なども踏まえて慎重に対応

# 外部提供関連改正

---

「個人関連情報」の提供規制

外国提供時の情報提供義務

**オプトアウト規制強化**

提供・受領時の記録開示義務化

# 個人データを提供できる場合

**ルール** 第三者に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(27条)。

ポイント① 対象は「個人情報」ではなく「個人データ」

ポイント② 本人同意を得なくても、提供できることが法律上認められている

## 提供できる場合

① 本人の**同意**がある場合(法27条1項柱書)

- 書面でなくてもよい
- Webサイトでチェックボックスにチェックしてもらうなどの方法も可
- 口頭でもよいが、重要度によって、原則として記録が残せる形が良い

② **法令**に基づく場合(法27条1項1号)

例) 令状に基づき裁判所に提出

③ 人の**生命、身体**又は**財産の保護**のために**必要**がある場合であって、本人の**同意を得ることが困難**であるとき(法27条1項2号)

例) 災害時、意識不明時、重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する等

# 個人データを提供できる場合

## 提供できる場合

- |  |   |
|--|---|
| ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法27条1項3号)   | 例)健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供、児童虐待の情報提供 |
| ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法27条1項4号) | 例)統計法に定める一般統計調査に協力する                            |
| ⑥ オプトアウト(法27条2項)   | 例)一定事項を通知等要。本人に拒否されれば提供を止める                     |
| ⑦ 委託(法27条5項1号)   | 例)データ入力業者への委託、印刷業務の委託                           |
| ⑧ 事業の承継(法27条5項2号)  | 例)合併先の会社  |
| ⑨ 共同利用(法27条5項3号)   | 例)一定事項を通知等必要。病院と訪問看護ステーション                      |

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト禁止対象の拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>オプトアウトとは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li><li>個人データを提供すること等を公表等しておき、本人から拒否がなければ同意がなくても第三者提供できる仕組み</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウト禁止の場合が拡大される。</li><li>具体的には以下の場合、オプトアウトによる個人データの提供/取得禁止<ul style="list-style-type: none"><li>◆ オプトアウトで取得した個人データをさらにオプトアウトで提供してはダメ</li><li>◆ 不適正取得された個人データ(法20条1項違反) ←ある意味当たり前の話</li><li>◆ 要配慮個人情報 ←現行法でもオプトアウト禁止で法改正後も同様</li></ul></li></ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>元々の個人情報保護法では、オプトアウトは対象に限定なく幅広く認められていた。</li><li>平成27年改正で「要配慮個人情報」が新設されたのを受け、「要配慮個人情報」はオプトアウト禁止に(現行法23条2項)</li><li>令和2年改正で、オプトアウト禁止対象が、さらに拡大(改正法27条2項)</li></ul>
必要な対応	<p>自社で、禁止される類型をオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認 ⇒禁止対象は提供/取得不可なので、個人データなしで業務を行うか、異なる方法で個人データを提供/取得できるか検討する</p>

# 個人情報保護法改正2020ポイント オプトアウト規制強化

## オプトアウト時の通知・公表等事項 拡大

前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプトアウトは、本人の同意なく個人データを第三者提供する構成</li> <li>そのため、事前に、オプトアウトで個人データを提供することや本人が拒否する際のやり方等が、本人にわかるようにしておく必要がある。そのため、事前に一定事項を通知・公表等しておく義務がある。</li> </ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年(2020年)法改正で、オプトアウトに先立つ、通知・公表等が必要な事項が拡大される</li> <li>具体的には、以下の事項を通知・公表等しなければならない             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 提供者の氏名・住所・代表者名</li> <li>◆ 提供される個人データの取得方法</li> <li>◆ 委員会規則で定める事項（データの更新方法・提供開始年月日(規則11条4項)）</li> <li>◆ 第三者への提供を利用目的とすること</li> <li>◆ 第三者に提供される個人データの項目</li> <li>◆ 第三者への提供の方法</li> <li>◆ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること</li> <li>◆ 本人の求めを受け付ける方法</li> </ul> </li> </ul>
必要な対応	<p>自社で、オプトアウトで取得/提供している個人データ/個人情報があるか確認          →通知・公表等事項の追加対応(多くの場合は、プライバシーポリシー等の修正が必要に)</p>

法改正により  
追加された事項

これまでも  
必要だった事項

# オプトアウト規制強化の発端は名簿屋

- 個人情報保護法2020年改正で、オプトアウト規制が強化されるが、発端は名簿屋対策
- 個人情報保護法2020年改正で検討された利用停止請求の大幅拡大、提供記録の開示も、発端は名簿屋？
- 名簿屋については、以下のスライド参照
- もっとも、名簿屋だけに特化した法改正でないため、名簿屋以外の業界にもオプトアウト規制強化や利用停止請求、提供記録開示は等しく義務であり、法改正対応が必要！

# 名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

- 現行法では、名簿購入自体は違法ではない。
- 購入者側の法的問題
  - しかし、購入者には、**適正取得義務**(20条)、**確認義務・記録義務**(30条)等が課せられている。名簿屋による**取得の経緯等を確認**する必要があり、**違法な取得方法を疑われる**名簿を購入していたら、**購入者自体が個人情報保護法違反**になりうる(個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編)14ページ)。
- 名簿屋側の法的問題
  - 名簿屋にも、同様に、**適正取得義務**(20条)、**確認義務・記録義務**(30条)があり、当然適法に名簿を取得する必要がある。さらに加えて、名簿売却に係る第三者提供規制(オプトアウトがほとんどか? オプトアウトの場合届出&公表等)、利用目的規制(**利用目的**の特定等(17・18条)・**公表**等(21・32条))が課せられている。

# 名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

## 購入者の主な義務

### • 適正取得

- 個人情報を偽りその他不正の手段により取得してはダメ → その名簿は大丈夫ですか、確認しましたか？  
(適正な取得)

**第二十條** 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。(以下略)

### • 確認義務・記録義務

- 個人データの提供を受ける際は、取得の経緯等を確認し、記録・保存しなければならない  
→ 取得の経緯やオプトアウト届出などは確認しましたか？

(第三者提供を受ける際の確認等)

**第三十條** 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七條第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

# 参考：第三者提供を受けた/行った時の確認と記録

## 確認方法

### ① 氏名等の確認方法

- 例) 口頭/書面で申告を受ける、登記/HPを確認、法人番号から名称・住所を確認、信用DB、有報等を確認(記録GLP12)

### ② 取得の経緯:取得先の別(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、公開情報等)、取得行為の態様(本人から直接取得、有償取得、公開情報、紹介、私人として取得)

- 例) 契約書を確認、本人の同意を得ていることを誓約する書面の取得、HP、同意書面を確認
- 適法に入手されたものではないと疑われるのに提供を受けた場合、法20条1項違反のおそれ
- あくまで提供者の取得経緯を確認すれば足り、それより前に取得した者の取得経緯を確認する必要はない

### ③ 提供者が法を遵守していることについても確認することが望ましい

- オプトアウトの場合は、オプトアウト届出が公表されていることを確認し記録しなければならない

※ すでに確認・記録した事項と同一の場合は省略可

# 名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

## 名簿屋の主な義務

- 適正取得、確認義務・記録義務(名簿を取得する際の義務)に加えて、
- 利用目的の特定・公表等 ← 名簿を利用したり第三者提供したりする際の義務

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 全ての保有個人データの利用目的(第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項の規定による求め又は次条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続(第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

# 名簿屋から適法に個人情報を購入できるか

## 名簿屋の主な義務

### • オプトアウト ← 名簿を売却する際の義務

- 届出・通知公表等・拒否対応などはきちんとできていますか？

(第三者提供の制限)

**第二十七条** 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

### 提供記録 ← 名簿を売却する際の義務

(第三者提供に係る記録の作成等)

**第二十九条** 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

# 名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- 名簿屋規制を強化してほしいとの消費者感情
- 名簿屋が個人情報保護法を適法に遵守していない実態も、個人情報保護委員会にて確認されている(以降のページ参照)
- 名簿屋規制が強化される(大綱12-13ページ)
  - オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定  
→名簿屋以外に、オプトアウトで個人データを第三者提供している事業者に影響がないか検討要
  - 個人データの第三者提供時・第三者からの受領時の記録を、本人が開示請求できるように  
→取得元の確認を本人ができるようになる どの名簿屋が誰にいつ提供しているか本人がわかるように
  - 住所や屋号が変わった場合の変更届出
- 名簿屋への**執行強化**(大綱12ページ、中間整理14-16ページ)
  - 未届業者への臨場等ヒアリング、助言、指導、モニタリング
  - 確認・記録義務の履行等の業務実態についてもモニタリング

## 購入者への影響

名簿購入者に大きな義務が生じる改正ではないと見込まれるが、もし名簿を購入しているのであれば、現行法を遵守することは当然の義務だし、消費者感情を踏まえてさらに厳格に対応する必要がある

# 名簿屋関連の個人情報保護法改正の見通し

- 相談ダイヤルやタウンミーティングの中で対策の徹底を求める意見が多い。また、中間整理の意見募集でも、名簿屋対策についてより厳格な執行を求める意見が多く寄せられた。
- 確認・記録義務の履行が不十分な事業者や未だ届出のない事業者が存在することが分かった。また、本人がオプトアウトの可否を判断する手がかりとなる、オプトアウト手続に関する委員会への届出の内容と実際の業況が異なる業者が存在することも判明している。さらに、本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容が提供されているかどうかという点で、懸念がある。
- このような実態を踏まえ、委員会においては、届出を行っている全事業者に対し、届出書の記載内容の確認を求め、必要に応じて再届出を行わせている。今後も指導等を行った事業者の業務実態や未届事業者の把握を継続的に行うなど、執行による名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく。(大綱11-12ページ)。
- 名簿屋としては、設立後20年以上の事業者が多く、従業員は2～20名程度、年間売上高は数百万円～1億円程度、数千万件～1億件の個人データを基に顧客ニーズに応じたリストを提供していた。また、主な取得元は、過去の住民基本台帳、同業者、同窓会名簿、主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産、金融業等であり、同業者間取引が行われているほか、名簿屋と購入者の仲介を行う「ブローカー」が存在。
- 名簿屋における業務状況としては、適正な取得を前提とすれば、住民基本台帳の閲覧禁止(平成18年)以降、新規の個人情報の入手は(公開情報を除き)困難となっており、当該台帳情報の利用価値がなくなれば、多くの名簿販売事業の継続が難しくなる傾向にある。また、個人情報保護法改正の影響及び同法の履行状況については、実態調査等により、3分の2程度の事業者においてはおおむね適切な取扱いがなされていることを確認した。一方、個人からの問合せへの対応においては、入手経路を回答しない事業者が存在した。(中間整理14-15ページ)

# 外部提供関連改正

---

「個人関連情報」の提供規制

外国提供時の情報提供義務

オプトアウト規制強化

提供・受領時の記録開示義務化

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 第三者提供/受領時の記録・確認

### 第三者提供/受領時の記録・確認

前提	個人データを提供したり、提供を受けたりする場合には、一定事項を確認し、記録を作成・保管する義務がある。 ※厳密には、確認義務は提供を受ける場合のみ
法改正	1) <b>本人が求めれば、第三者提供/受領の記録を開示する法的義務</b> がある！(改正法33条5項) ✓ 誰から誰へ自分のどんな個人データがいつ提供/受領されたかについて、本人が記録を見ることができる！ ✓ 開示義務の例外あり(公益その他の利益が害される場合等) ✓ 第三者提供/受領の記録をもしまつて忘れていたり、対応に不備がある企業があれば、早急に対応する必要がある 2) <b>個人関連情報の提供時にも</b> 、記録作成・保存義務が準用された ✓ 個人データの第三者提供/受領だけではなく、個人関連情報の第三者提供時にも記録作成・保存義務が課せられる 3) 法人でない団体の代表者・管理人については、法改正なし
背景	• 名簿屋規制として導入されるものだが、名簿屋以外にも影響
必要な対応	• 自社の記録実務の確認(きちんと全て記録が作成・保存できているか) • 開示対象にするよう、規程類・実務対応・従業員教育を変更

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 第三者提供/受領時の記録・確認

### 第三者提供/受領時の記録・確認

#### 例外

以下に該当する第三者提供/受領記録は、開示する法的義務がない(改正法33条5項・施行令11条)  
→きわめて例外的な場合といえる

- 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

# 現行法の、第三者提供を受けた/行った時の確認と記録

## 取得時

第三者から個人データの提供を受けた際は、原則として取得の経緯などを確認し、その記録を作成・保存しなければならない(30条1項・3項・4項)。

- ① 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、(略)次に掲げる事項の確認を行わなければならない(30条1項)。(略)
- ② 個人情報取扱事業者は、(略)確認を行ったときは、(略)当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない(30条3項)。
- ③ 個人情報取扱事業者は、(略)記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない(30条4項)。

## 提供時

個人データを第三者提供した際は、原則としてその記録を作成・保存しなければならない(29条1項・2項)。

- ① 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(16条2項各号に掲げる者を除く。)に提供したときは、(略)当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない(法29条1項)。
- ② 個人情報取扱事業者は、(略)記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない(法29条2項)。

# 第三者提供を受けた/行った時の記録事項の比較

取得時(規則24条1項)	提供時(規則20条1項)
<p>相手方の氏名・住所など</p> <p>当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p>	<p>相手方の氏名など</p> <p>当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)</p>
<p>取得経緯</p> <p>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p>	
<p>本人の氏名など</p> <p>当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p>	
<p>内容 当該個人データの項目</p>	
<p>本人の同意を得ている旨</p> <p>※同意の場合(法27条1項/28条) ※非個人情報取扱事業者からの取得を除く(規則24条1項4号)</p>	<p>本人の同意を得ている旨</p> <p>※同意の場合(法27条1項/28条)</p>
<p>年月日</p> <p>個人データの提供を受けた年月日 ※オプトアウトの時のみ</p>	<p>年月日</p> <p>当該個人データを提供した年月日 ※オプトアウトの時のみ</p>
<p>オプトアウトの届出が委員会に公表されている旨</p> <p>※オプトアウトの時のみ</p>	

# 現行法の、第三者提供を受けた/行った時の確認と記録

## 確認方法

### ① 氏名等の確認方法

- 例) 口頭/書面で申告を受ける、登記/HPを確認、法人番号から名称・住所を確認、信用DB、有報等を確認(記録GLP12)

### ② 取得の経緯:取得先の別(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、公開情報等)、取得行為の態様(本人から直接取得、有償取得、公開情報、紹介、私人として取得)

- 例) 契約書を確認、本人の同意を得ていることを誓約する書面の取得、HP、同意書面を確認
- 適法に入手されたものではないと疑われるのに提供を受けた場合、法17条1項違反のおそれ
- あくまで提供者の取得経緯を確認すれば足り、それより前に取得した者の取得経緯を確認する必要はない

### ③ 提供者が法を遵守していることについても確認することが望ましい

- **オプトアウトの場合は、オプトアウト届出が公表されていることを確認し記録しなければならない**

※ すでに確認・記録した事項と同一の場合は省略可

# 現行法の、第三者提供を受けた/行った時の記録作成方法

授受前に記録作成(3年保存)

提供ガイドラインP17

授受の都度、速やかに記録作成(原則)(3年保存)

規則19条2項本文、23条2項本文

一括記録(3年保存)

規則19条2項但書、23条2項但書

- 継続的にか反復するか、それが確実であると見込まれる時に可
- データ群を構成する本人が変動するときも可
- 例外なので、対象期間、対象範囲等を明確にした方がよい
- オプトアウト不可

契約書等(1年保存)

規則19条3項、23条3項

- 本人に対する物品又は役務の提供に関連して本人の個人データを第三者に提供する場合に、提供に関して作成された契約書その他の書面に次の事項が記録されているとき
  - イ 同意を得ている旨
  - ロ 氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に提供したときはその旨)
  - ハ 氏名その他の本人を特定するに足りる事項
  - ニ 当該個人データの項目
- 複数の書面を合わせて一つの記録としても可、オプトアウト不可

代行

提供ガイドラインP20

- 提供者又は受領者どちらかに代行してもらう
- 委託 など

# 現行法の、確認・記録義務が適用されない場合

※解釈類型についてオプトアウトは不可

提供・受領時とも	
類型	場合
法27条1項 類型	法令に基づく場合
	人(法人含む。)の生命・身体・財産の保護のために必要で、同意を得ることが困難
※学術研究等もあり	公衆衛生の向上・児童の健全な育成推進のために特に必要で、同意を得ることが困難
	国・自治体・受託者に協力する必要がある、同意を得ると支障のおそれ
非第三者 (法27条 5項類型)	委託
	事業承継
	共同利用
法16条2項 類型	国の機関
	地方公共団体
	独立行政法人等
	地方独立行政法人

提供・受領時とも	
類型	場合
「提供者」 解釈類型	本人による提供者 例) 本人がSNSで入力
	本人に代わって提供 例) 振込、修理等の仲介、ID連携、担当者名の連絡
「受領者」 解釈類型	本人と一体と評価 例) 家族、代理人、振込
「提供」 解釈類型	不特定多数の者が取得できる公開情報 例) 報道
受領時	
類型	場合
「個人データ」 非該当類型	受領者にとって「個人データ」でない ※受領時点で判断。後に個人データ化しても義務は及ばない
「個人情報」 非該当類型	受領者にとって「個人情報」でない 例) 氏名削除データ
「提供」解釈類型	受領者に「提供を受ける」行為がない 例) 閲覧、一方的に提供された

※法27条5項類型は外国提供は確認・記録義務ありという解釈もあり得るが、当局見解としては確認・記録不要

# Cookie関連改正

---

- 「個人関連情報」の提供規制
- 公取「優越的地位の濫用」
- 不適正利用

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## Cookie等規制改正

改正前		改正
<b>Cookieの個人情報該当性</b> Cookieは、個人情報に <b>当たる場合</b> と <b>当たらない場合</b> がある <ul style="list-style-type: none"><li>個人情報に当たらない場合は、個人情報保護法の対象外</li><li>個人情報に当たる場合は、個人情報保護法の対象</li></ul>	→	同じ(改正なし)
<b>提供規制</b> 自分にとって個人データに当たらない情報であれば、相手方にとって個人データに当たっても、提供規制の <b>対象外</b> かは不透明だった	→	提供規制の <b>対象</b> になる

### 海外動向

GDPRではCookieは規制対象で、e-Privacy Regulationも検討中

- クッキーウォールでは不適切？
- クッキー規制は現実的ではない？

# Cookie等規制に関する大綱記載

- ターゲティング広告には、個人情報を使用される場合もあるが、個人情報を含まないユーザーデータのみが使用される場合が多い。例えば、クッキー等の識別子に紐づくユーザーデータであっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は個人情報となるが、従前、ターゲティング広告の多くでは、個人を特定しない形で行うことが業界の慣行となっていたところである。
- 端末識別子等を用いたビジネスモデルの実態は非常に複雑かつ多様である。ターゲティング広告のベースとなるウェブ技術は進化が著しく、本来、イノベーションを阻害することを避ける観点からも、まずは、自主ルール等による適切な運用が重要である。一方、可能な限り民間の自主性を活かしつつ、認定個人情報保護団体制度等を活用するなど効果的な執行の在り方を検討していく必要がある。
- さらに、個人の権利利益との関係で不適切な取扱いとして看過しがたい事態に対しては、委員会として適切な執行を行うとともに、制度の検証を行う必要がある。
- 端末識別子等であっても、会員情報等と紐付けられ特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法上の個人情報として取り扱われなければならない。しかし、事業者の中にはこの点について理解不足と思われる事例も散見されるため、今後、実態を注視しつつ、適切に周知・執行を行っていく必要がある(大綱23-24ページ)。

# Cookie等規制に関する大綱記載

- 一方、ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、「DMP (Data Management Platform)」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐付く個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者に提供する事業形態が出現している。
- 法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。
- 外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していなくても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。これは、提供先で個人情報として認識できな  
いとしても、個人情報を取得した事業者は、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである(一般に「提供元基準」と呼ばれている。)
- しかし、最近問題となっている「提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。(大綱24-25ページ)

# Cookie等規制 公取

- 令和元年12月17日「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(独占禁止法2条9項5号)  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_dpfgl.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html)
  - Cookieに特化したものではないが、Cookie等の「個人情報」以外も対象になる
  - 「個人情報等」とは、「個人情報」及び「個人情報以外の個人に関する情報」をいう。例えば、ウェブサイトの閲覧情報、携帯端末の位置情報等は、一般には、それ単体では個人識別性を有しないため、個人情報保護法上の個人情報とは解されないとされている。
  - デジタル・プラットフォーム事業者(オンライン・ショッピング・モール、検索サービス、コンテンツ(映像、動画、音楽、電子書籍等)配信サービス、予約サービス、SNS、電子決済サービス等であって、「間接ネットワーク効果」(多面市場において、一方の市場におけるサービスにおいて利用者が増えれば増えるほど、他方の市場におけるサービスの効用が高まる効果)を有するデジタル・プラットフォームを提供する事業者)が対象
  - 次ページ参照
- Cookie規制？
  - 朝日新聞 <https://www.asahi.com/articles/ASMBQ7JVNMBQULZU01H.html>
  - ITmedia <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1910/29/news119.html>
  - ↑優越的地位の濫用でCookieも包含？

# Cookie等規制 公取

「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」

## (1) 個人情報等の不当な取得

- ア 利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること
- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること
- ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること
- エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること

## (2) 個人情報等の不当な利用

- ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること（同意を得た提供行為も含む）
- イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること

※ 上記に限らず、消費者に対して優越した地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者による個人情報等の取得又は利用に関する行為が、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

# Cookie等規制 海外動向

- GDPR

前文(30) 自然人は、インターネットプロトコルアドレス、クッキー識別子、又は、無線識別タグのようなその他の識別子と似たような、当該自然人のデバイス、アプリケーション、ツール及びプロトコルによって提供されるオンライン識別子と関連付けられうる。これは、特に、サーバによって受信されるユニーク識別子及びその他の情報と組み合わせられるときは、自然人のプロファイルをつくり出し、そして、自然人を識別するために用いられうる痕跡を残しうるものである。

- ePrivacy Regulation

- e-Privacy Directive改正、2019年10月にも改正Draft、2023年頃??
- 「自由な同意」 Cookie Wall, Tracking Wallは有効か?
- Directive on privacy and electronic communications (通称、e-Privacy Directive) の2009年の改正 (同5条3項) により、ユーザに対して、クッキー等の目的などをわかりやすく説明した上で、ユーザの事前同意を得なければ、クッキー等は利用できないとされた
- 国内法(英の例) The UK introduced the amendments on 25 May 2011 through The Privacy and Electronic Communications (EC Directive) (Amendment) Regulations 2011、ICOがガイドラインを公表、他のDPAでも

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2019/04/10/120826>

# 本人の権利強化関連改正

---

## 開示請求対応の義務強化

- 「保有個人データ」の範囲拡大  
= 開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止請求の対象が拡大
- 開示の適正化
- 開示のデジタル化

## 利用停止、消去、第三者提供の停止義務の拡大

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 現行法の、開示請求対応

## 開示請求対応

- ⚠️ 本人からの請求により、保有個人データの内容を本人に閲覧等させる等の対応
  - 例えば、病院のカルテ、学校等の成績、領収書等を開示請求したりするが、これらに限られるものではない
- ⚠️ 「保有個人データ」があれば開示することは法律上の義務(個人情報保護法33条)で、対応しなければ違法
  - 海外でも日本でも、個人情報保護上、開示請求対応は重要なものと捉えられている(後述)
  - なぜならば、個人情報とは本人のものだが、本人が自分の個人情報に関与する機会を保障することが大変重要だから。  
現実問題として、現代の個人情報取扱いにおいて、本人が自分の個人情報に関与できる機会は少なく、その機会を保障する必要。
- ◆ 義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合 & 義務の例外に当たる場合は、開示しなくても良い
  - もっとも、本人にとってより良い対応を行うべき

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化

## 現行法の、開示しないてよい例外

### ◆ 但し、以下の場合には部分開示又は全部不開示で良い（**義務の例外、33条2項1-3号**）

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 例) ストーカー被害に遭う恐れ、虐待者に被虐待者の情報を教える、病状が悪化する場合、他の法人の企業秘密を明らかにしてしまう場合等
  - 個人だけではなく法人の権利利益を害する恐れも含む。生命・身体・財産以外であっても法律上保護に値する利益を害する蓋然性があれば、この例外に当たる
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 例) 自社の企業秘密が明らかになる場合、試験・検査・評価の不正を助長する恐れがある場合等
  - 通常の支障ではなく著しい支障でなくてはダメ(同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合等)。単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない
- ③他の法令に違反することとなる場合
  - 例) 刑法134条秘密漏示罪に当たる場合、電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反等

### ◆ 上記以外の場合でも、そもそも「**保有個人データ**」に該当しない場合は開示義務の対象外

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 現行法の対象＝保有個人データ

## ◆ 対象は、保有個人データ(33条1項、16条4項)

- この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの 又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

※赤字部分が法改正によって削除される！

## ◆ 個人情報保護法上の「情報」の概念

個人情報 > 個人データ > 保有個人データ

- **個人情報**：広い(生きている人の情報で誰の情報かがわかる情報のことすべて)
- **個人データ**：個人情報のうち、検索性があつて体系的に構成されているもの
- **保有個人データ**：大体個人データと同じ。  
個人データから、権限がないものと~~6月以内に消去するもの~~等を除いたもの

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化

## 個人情報

### 定義

「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう(2条1項・2項)。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- ② 個人識別符号が含まれるもの  
※個人識別符号とは、指紋、掌紋、パスポート番号、健康保険証番号等、特定の個人を識別することができるもの

生きている人の情報

誰の情報かわかるもの

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 個人データ / 個人情報

## 個人データ

- この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

## 個人情報データベース等

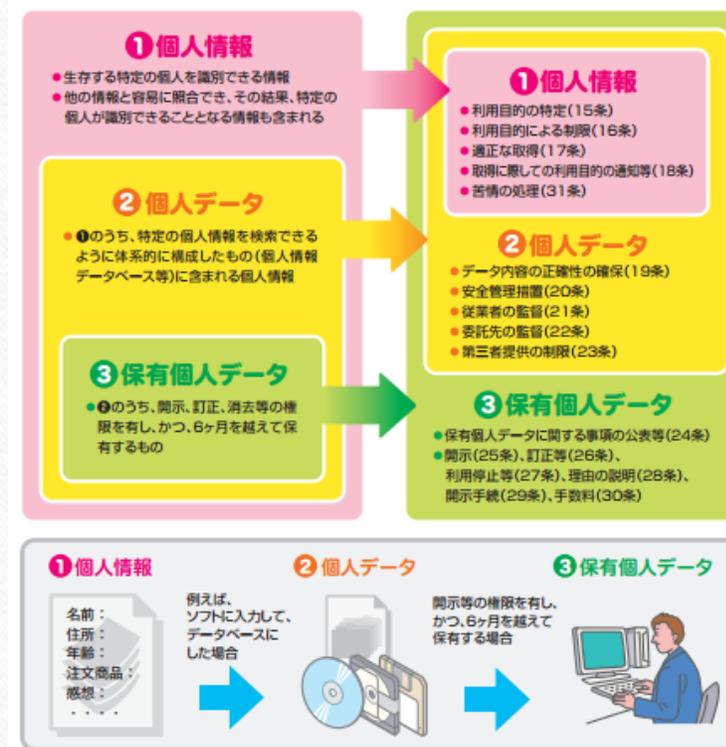
- この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

POINT ⇒

検索性

体系的構成



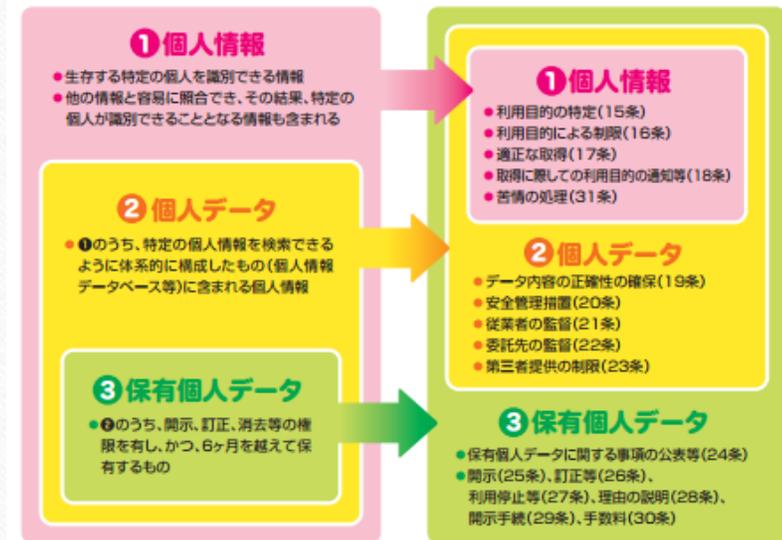
# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 対象＝保有個人データ

## 保有個人データ

- この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間(六月)以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

POINT ⇒

開示等の権限



# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 対象＝保有個人データ

## 保有個人データに当たらないもの（法16条4項・施行令5条）

- 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有さないもの（法16条4項）
  - 例) 受託して預かっているだけの個人データ
- 存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの
  - 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの 例) 犯罪・不正
  - 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの 例) 武器関連
  - 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの 例) 振り込め詐欺情報
- 一年以内の政令で定める期間（六月）以内に消去することとなるもの（旧法2条7項・施行令5条）
  - ←**法改正により、この6か月消去の例外が認められなくなる！**

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 開示請求対応の義務強化

### 開示請求対応の義務強化(開示方法の変更、開示対象の拡大)

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>開示請求とは、本人からの請求により、<b>保有個人データの内容を本人に閲覧等させる等の対応</b></li><li>「保有個人データ」があれば開示することは法律上の義務(法33条)で、<b>対応しなければ違法</b></li><li>義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合や義務の例外に当たる場合は、開示しなくても良い</li></ul>
法改正	<p>1) <b>開示を引き続き適法に実施</b>(規制当局として注視する旨公表されている)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 相談ダイヤルには事業者に対する不満が多く寄せられており、また開示請求権は重要な権利であることから、個人情報保護委員会として引き続き事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知を行う(大綱9ページ)</li></ul> <p>2) <b>開示方法のデジタル化</b>(改正法33条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>本人が、開示方法を指示できるようにし、原則として、本人が指示した方法により開示するのが義務。</b></li><li>✓ ただし、本人指示方法による開示に<b>多額の費用を要する場合その他の開示が困難である場合</b>にあっては、書面の交付で可。但し遅滞ない本人通知要(改正法33条3項)。</li><li>✓ 電磁的記録による開示を前面に打ち出すものの、紙でも特に問題はない(規則30条)</li><li>✓ 改正前は、原則書面、但し請求者が同意した方法があるときは、当該方法とされていた。</li></ul> <p>3) <b>開示対象の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>現在、開示対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に</b></li></ul>
必要な対応	現行の自社対応確認 → 請求方法・手数料等検討 → フロー改訂 → プライバシーポリシー改訂 → 従業者教育等

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 本人(消費者等)の不满

- 中間整理9・11ページ [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press\\_betten1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf)
  - 業者に対する不满等のうち、開示されなかったことに関する不满等が最も多く寄せられている。
  - このほか、開示手続の遅延等の事業者の対応に関する不满、一部不開示とされたことや開示された文書等の内容が請求者の認識と異なっていたことなどの開示請求の結果に関する不满、開示手続において事業者から提出を求められた書類の種類等や手数料の金額が妥当でないなどの開示手続に関する不满等もあった。
  - 要望等としては、開示請求者の利害に関わる場合、当該請求者が開示に係る個人情報の「本人」でなくても開示されるようにするべきといった開示請求権者の範囲の拡大を求める意見等
  - 一部事業者の対応について消費者からの不满が見られる状況にあり、また、開示請求に応じなくてもよい場合を法定する例外規定の拡大解釈とも受けとれる不適切な対応事例が見られた。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 開示に関する改正法

改正法案28条(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 開示請求対応の義務強化対応

## やるべきこと

- ①開示対象の拡大について
  - まず自社で6か月以内に消去するデータを開示・訂正等・利用停止等請求の対象としているか否かを確認する。これまでも対象としていれば、本改正事項による影響はない。
  - これまで対象としていなかった企業においては、これらを対象とするよう運用を変更し従業員教育をする必要がある。また社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載が、6か月以内に消去するデータを対象から除外しているようであれば、改訂する必要がある。
- ②開示方法のデジタル化について
  - 自社でどのような請求方法、開示方法を行っているかを確認し、書面で実施しているようであればデジタル化対応を行う必要。
  - 社内規程・プライバシーポリシー等の現在の記載が、書面による請求・開示に限定しているようであれば、改訂する必要がある。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 開示請求対応の義務強化対応

## やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
  - 特に対応フロー、対応状況、開示/全部不開示/部分不開示の実績確認、利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除の実績確認、対象、請求方法(書面/IT)、開示方法(書面/IT)、プライバシーポリシー等の記載内容
  - 個人情報保護法上のものではなく、DM停止、メール配信停止等の対応も合わせて確認する
- ギャップ分析
  - 現在の自社対応と、現行法でやるべきこととの間にギャップがないかどうかの念のための確認
- 苦情・質問等の検討
  - 本人(消費者等の個人情報の対象者)等からの苦情状況の確認
  - 従業者・対応者からの質問・実務対応上困難を感じている点などの確認
  - これらなどを通して、現状の改善点はないかどうか検討する
- プライバシーポリシー等の記載に誤り・改善すべき点はないかの確認 等
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討

## やるべきこと2) 改正法

- 改正事項
  - 開示請求対応の義務強化(開示方法の変更、開示対象の拡大)
  - 第三者提供/受領の記録の開示義務化
  - 利用停止・消去・第三者提供停止請求の義務対象 追加
- 上記の改正事項及び左記1について
  - 実務フロー改訂
  - プライバシーポリシー改訂
  - 従業者教育等

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(OECD)

OECD Privacy Guidelines [https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecd\\_privacy\\_framework.pdf](https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecd_privacy_framework.pdf)

## Individual Participation Principle 個人参加の原則

Individuals should have the right:

個人には以下の権利がある

a) to obtain from a data controller, or otherwise, confirmation of whether or not the data controller has data relating to them;

a) データの存否を教えてください

b) to have communicated to them, data relating to them

i. within a reasonable time;    ii. at a charge, if any, that is not excessive;    iii. in a reasonable manner; and    iv. in a form that is readily intelligible to them;

b) データに関して伝えてください(わかりやすく合理的な期間内・方法・費用で)

c) to be given reasons if a request made under subparagraphs (a) and (b) is denied, and to be able to challenge such denial; and

c) (事業者側が)拒否する場合理由を教えてください&異議申し立てられる

d) to challenge data relating to them and, if the challenge is successful to have the data erased, rectified, completed or amended.

d) 異議申し立てられ、異議申し立てが成功すれば消去・修正等していただく

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向 (GDPR)

## GDPR 15条 データ主体によるアクセスの権利 (GDPRでは開示請求権以上の保障がある)

1. データ主体は、管理者から、**自己に関する個人データが取扱われているか否かの確認を得る権利**、並びに、それが取扱われているときは、**その個人データ及び以下の情報にアクセスする権利**を有する：
  - (a) 取扱いの目的。
  - (b) 関係する個人データの種類。
  - (c) 個人データが開示された、又は、個人データが開示される取得者若しくは取得者の類型、特に、第三国又は国際機関の取得者。
  - (d) 可能な場合、個人データが記録保存される予定期間、又は、それが不可能なときは、その期間を決定するために用いられる基準。
  - (e) 管理者から、個人データの訂正又は消去を得る権利、データ主体と関係する個人データの取扱いの制限を要求する権利、又は、取扱いに対して異議を述べる権利が存在すること。
  - (f) 監督機関に異議を申立てる権利。
  - (g) 個人データがデータ主体から取得されたものではない場合、その情報源に関する利用可能な全ての情報。
  - (h) プロファイリングを含め、第22条第1項及び第4項に定める自動的な決定が存在すること、また、それが存在する場合、その決定に含まれている論理、並びに、そのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報。
2. 個人データが第三国又は国際機関に移転される場合、データ主体は、その移転に関して、第46条による適切な保護措置について通知を受ける権利を有する。
3. 管理者は、取扱中の個人データの**複製物を提供**する。データ主体から求められた追加的な複製物の提供に関し、管理者は、業務運営費用に基づいて、**合理的な手数料を課金できる**。データ主体が電子的な手段によって要求するときは、データ主体から別の手段によることが求められている場合を除き、その情報は、一般的に用いられる電子的な手段によって提供される。
4. 第3項に定める複製物を取得する権利は、他の者の権利及び自由に不利な影響を及ぼしてはならない。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(GDPR)

## GDPR 16条 訂正の権利

データ主体は、管理者から、不当に遅滞することなく、自己と関係する不正確な個人データの訂正を得る権利を有する。取扱いの目的を考慮に入れた上で、データ主体は、補足の陳述を提供する方法による場合を含め、不完全な個人データを完全なものとする権利を有する。

## GDPR 18条 取扱いの制限の権利

1. データ主体は、以下のいずれかが適用される場合、管理者から、取扱いの制限を得る権利を有する

- (a) 個人データの正確性についてデータ主体から疑義が提示されている場合、その個人データの正確性を管理者が確認できるようにする期間内において。
- (b) 取扱いが違法であり、かつ、データ主体が個人データの消去に反対し、その代わりに、そのデータの利用の制限を求めている場合
- (c) 管理者がその取扱いの目的のためにはその個人データを必要としないが、データ主体から、訴訟の提起及び攻撃防御のためにそのデータが求められている場合
- (d) データ主体が、管理者の正当性の根拠がデータ主体の正当性の根拠よりも優先するか否かの確認を争い、第21条第1項により、取扱いに対する異議を申立てている場合。

2. 第1項に基づいて取扱いが制限された場合、その個人データは、記録保存の場合を除き、データ主体の同意がある場合、又は、訴えの提起及び攻撃防御のための場合、又は、他の自然人若しくは法人の権利を保護するための場合、又は、EU若しくは加盟国の重要な公共の利益の理由のための場合においてのみ、取り扱われる。

3. 第1項により取扱いの制限を得たデータ主体は、その取扱いの制限が解除される前に、管理者からその通知を受ける。

## GDPR19条 個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限に関する通知義務

管理者は、それが不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかである場合を除き、そのデータの開示を受けた個々の取得者に対し、第16条、第17条第1項及び第18条に従って行われた個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限を通知する。管理者は、データ主体に対し、そのデータ主体がそれを求める場合、その取得者に関する情報提供する。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(GDPR)

## GDPR 17 条 消去の権利(「忘れられる権利」)

- 以下の根拠中のいずれかが適用される場合、データ主体は、管理者から、不当に遅滞することなく、自己に関する個人データの消去を得る権利をもち、また、管理者は、不当に遅滞することなく、個人データを消去すべき義務を負う。
  - その個人データが、それが収集された目的又はその他の取扱いの目的との関係で、必要のないものとなっている場合。
  - そのデータ主体が、第6条第1項(a)又は第9条第2項(a)に従ってその取扱いの根拠である同意を撤回し、かつ、その取扱いのための法的根拠が他に存在しない場合。
  - そのデータ主体が、第21条第1項によって取扱いに対する異議を述べ、かつ、その取扱いのための優先する法的根拠が存在しない場合、又は、第21条第2項によって異議を述べた場合。
  - その個人データが違法に取扱われた場合。
  - その個人データが、管理者が服するEU法又は加盟国の国内法の法的義務を遵守するために消去されなければならない場合。
  - その個人データが、第8条第1項に定める情報社会サービスの提供との関係において収集された場合。
- 管理者が個人データを公開のものとしており、かつ、第1項によって、その個人データを消去すべき義務を負っている場合、その管理者は、利用可能な技術及びその実装費用を考慮に入れた上で、技術的手段を含め、その個人データを取扱いしている管理者に対して、そのデータ主体が、そのデータ主体の個人データへのリンク又はそのコピー若しくは複製物が、その管理者によって消去されることを要求した旨の通知をするための合理的な手立てを講ずる。
- 第1項及び第2項は、以下のいずれかのために取扱いが必要となる場合、その範囲内で、適用されない。
  - 表現及び情報伝達の自由の権利の行使のため。
  - 管理者が服するEU法又は加盟国の国内法により取扱いをすべき法的義務の遵守のため、又は、公共の利益において、若しくは、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のため。
  - 第9条第2項(h)及び(i)並びに第9条第3項に従う公衆衛生の分野における公共の利益上の理由のため
  - 第89条第1項に従い、公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的のため。ただし、第1項に定める権利が、当該取扱いの目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、それを深刻に阻害するおそれがある場合に限る。
  - 訴えの提起、攻撃防御のため。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(GDPR)

## GDPR 20条 データポータビリティの権利

1. データ主体は、以下の場合においては、自己が管理者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらの個人データを移行する権利を有する
  - (a) その取扱いが第6条第1項(a)若しくは第9条第2項(a)による同意、又は、第6条第1項(b)による契約に基づくものであり。かつ
  - (b) その取扱いが自動化された手段によって行われる場合。
2. データ主体は、第1項により自己のデータポータビリティの権利を行使する際、技術的に実行可能な場合、ある管理者から別の管理者へと直接に個人データを移行させる権利を有する。
3. 本条の第1項に規定する権利の行使は、第17条を妨げない。この権利は、公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために必要となる取扱いには適用されない。
4. 第1項に規定する権利は、他の者の権利及び自由に不利な影響を及ぼしてはならない。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(GDPR)

## GDPR 21 条 異議を述べる権利

1. データ主体は、自己の特別な状況と関連する根拠に基づき、第6条第1項(e)公共の利益又は(f)正当な利益に基づいて行われる自己と関係する個人データの取扱いに対し、それらの条項に基づくプロファイリングの場合を含め、いつでも、異議を述べる権利を有する。管理者は、データ主体の利益、権利及び自由よりも優先する取扱いについて、又は、訴えの提起及び攻撃防御について、やむをえない正当な根拠があることをその管理者が証明しない限り、以後、その個人データの取扱いをしない。
2. 個人データがダイレクトマーケティングの目的のために取扱われる場合、データ主体は、いつでも、そのようなマーケティングのための自己と関係する個人データの取扱いに対して、異議を述べる権利を有する。その取扱いは、そのようなダイレクトマーケティングと関係する範囲内で、プロファイリングを含む。
3. データ主体がダイレクトマーケティングの目的のための取扱いに対して異議を述べる場合、その個人データは、そのような目的のために取扱われてはならない。
4. 遅くともデータ主体への最初の連絡の時点で、第1項及び第2項に規定する権利は、明示的にデータ主体の注意を引くようにされ、かつ、他の情報とは明確に分けて表示されなければならない。
5. 情報社会サービスの利用の過程において、かつ、指令 2002/58/EC にかかわらず、データ主体は、技術的な仕様を用いる自動化された仕組みによって異議を述べる自己の権利を行使できる。
6. 第 89 条第 1 項により科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的で個人データが取扱われる場合、データ主体は、公共の利益のための理由によって行われる職務の遂行のためにその取扱いが必要となる場合を除き、自己の特別な状況と関連する根拠に基づき、自己と関係する個人データの取扱いに対して、異議を述べる権利を有する。

# 個人情報保護法改正2020ポイント開示義務強化 海外動向(GDPR)

## GDPR22 条 プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思

1. データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼすプロファイリングを含むもつぱら自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利を有する。
2. 第1項は、以下のいずれかの決定には、適用されない
  - (a) データ主体とデータの管理者の間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合
  - (b) 管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の安全性を確保するための適切な措置も定めるEU法又は加盟国の国内法によって認められる場合。  
又は
  - (c) データ主体の明示的な同意に基づく場合
3. 第2項(a)及び(c)に規定する場合においては、そのデータの管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益、少なくとも、管理者の側での人間の関与を得る権利、データ主体の見解を表明する権利及びその決定を争う権利の保護を確保するための適切な措置を実装するものとする。
4. 第9条第2項(a)又は(g)が適用され、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益の保護を確保するための適切な措置が設けられている場合を除き、第2項に規定する決定は、第9条第1項に規定する特別な種類の個人データを基礎としてはならない。

# 本人の権利強化関連改正

---

## 開示請求対応の義務強化

- 「保有個人データ」の範囲拡大  
= 開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止請求の対象が拡大
- 開示の適正化
- 開示のデジタル化

## 利用停止、消去、第三者提供の停止義務の拡大

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 現行法の利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

利用停止等請求対応 (利用停止等=利用停止、消去)(第三者提供停止は利用停止等の定義に含まれないものの同じ条項中に規定)

本人からの請求により、  
保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者提供を停止しなければならないという対応

- ◆ 例外=義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合、又は義務の例外に当たる場合は、対応しなくても良い
  - 保有個人データ: 前述。もともと、本人にとってより良い対応を行うべき
  - 義務の例外: 保有個人データを利用しないか消去するか第三者提供を停止するのに多額の費用を要する場合やその他の理由で利用停止等を行うことが困難な場合であって、かつ本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき(個人情報保護法30条2・4・6項但書)
- ◆ 利用停止等や提供停止をした場合、しない場合ともに、本人に遅滞なく、その旨を通知しなければならない(法35条7項)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

利用停止等請求対応 (利用停止等＝利用停止、消去)(第三者提供停止は利用停止等の定義に含まれないものの同じ条項中に規定)

本人からの請求により、  
保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者提供を停止しなければならないという対応

◆ 対応しなければならない場合は次の通り(個人情報保護法35条1・2・3項)→以降のスライドで詳解

- ① 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある  
(利用する必要がなくなった場合、漏えい・滅失・毀損等発生時など)  
→ 保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者への提供を停止する(本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく)
- ② 不適正利用(個人情報保護法19条違反) → 保有個人データを利用しないか、消去する(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)
- ③ 目的外取扱い(個人情報保護法18条違反) → 保有個人データを利用しないか、消去する(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)
- ④ 不適正取得(個人情報保護法20条違反) → 保有個人データを利用しないか、消去する(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)
- ⑤ 第三者提供制限違反(個人情報保護法27条1項違反) → 保有個人データの第三者への提供を停止する(遅滞なく)
- ⑥ 外国提供違反(個人情報保護法28条違反) → 保有個人データの第三者への提供を停止する(遅滞なく)

※①②が、2020年法改正によって、義務追加

184

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

権利利益を害するおそれ ➡ 保有個人データを利用しないか、消去するか、第三者への提供を停止する  
(本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく)

「権利利益を害するおそれ」とは何か

- 個人情報取扱事業者がその個人データを利用する必要がなくなった場合、漏えい・滅失・毀損等発生時などが例示されている
- それらに限られず、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、これに該当する
- 何をもって「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」かどうかは、不明瞭であり、ガイドラインやFAQである程度解説がなされると思われるものの、解釈に幅が出て、消費者側と事業者側のトラブルになる事態も考えられなくはない。事業者としては、幅広く本人の希望通りに対応することが望まれる。

どのような対応が必要か

- 本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去するか、第三者提供を停止する必要がある。

※ 改正法第35条第5項

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

**不適正利用** (個人情報保護法19条違反) ➡ **保有個人データを利用しないか、消去する** (違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)

「不適正利用」とは何か

- 違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用(改正法19条)。

どのような対応が必要か

- 違法な個人情報の利用を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去する必要がある。

条文

- (不適正な利用の禁止)
- 第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

目的外取扱い(個人情報保護法18条違反) → 保有個人データを**利用しないか、消去する**(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)

「目的外取扱い」とは何か

- 利用目的に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは違法。
- ただし、法律で狭い範囲ではあるが、目的外利用が可能な場合が認められている(個人情報保護法16条)。

どのような対応が必要か

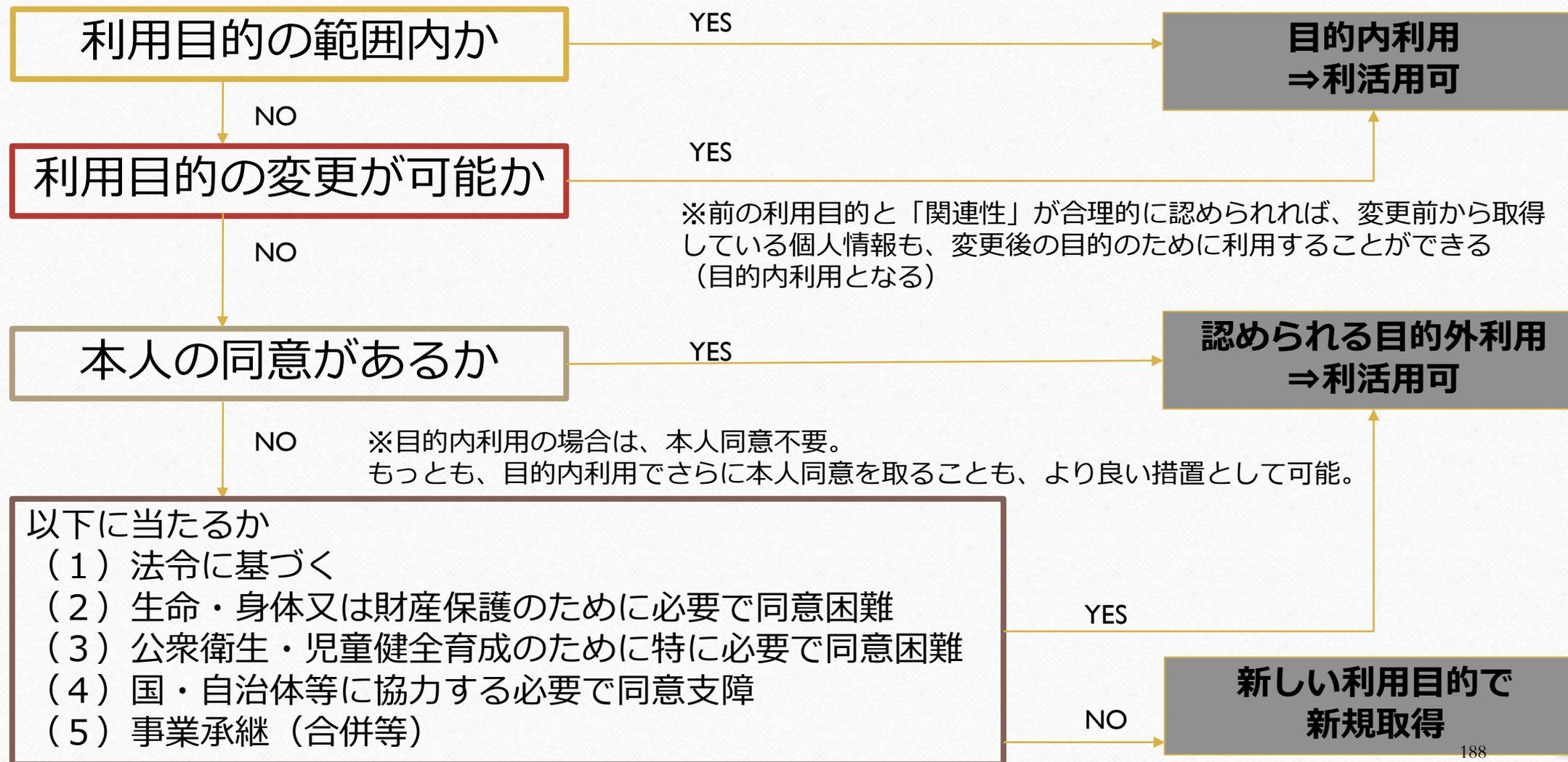
- 目的内利用か、法律で認められた目的外利用以外は違法(なお、合法的に利用目的を変更した場合は目的内利用となる)。この違法行為を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去する必要がある。

条文

- (利用目的による制限)第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。  
2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。  
3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。  
一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合  
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。  
五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)  
六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

# 参考：個人情報利用の検討フロー

[http://www.miyauchi-law.com/f/191126pii\\_zenpan.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/191126pii_zenpan.pdf) 39-50ページ参照



# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

不適正取得(個人情報保護法20条違反) → 保有個人データを利用しないか、消去する(違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく)

「不適正取得」とは何か

- 偽りその他不正な手段による個人情報の取得は違法。また要配慮個人情報の場合、同意以外で取得できる場合が法律で限定されている(個人情報保護法20条)。

どのような対応が必要か

- 違法な個人情報/要配慮個人情報の取得を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの利用をやめるか消去する必要がある。

条文

- (適正な取得)第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。  
2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。  
一 法令に基づく場合  
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。  
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。  
五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)  
六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)  
七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合  
八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

# 参考：要配慮個人情報

## 要配慮個人情報

人種	本人の人種(法2条3項)	例) アイヌ
信条	信条(法2条3項)	例) 政治的思想
社会的身分	社会的身分(法2条3項)	
障害・健康等	<b>障害</b> (法2条3項、政令2条1号) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の規則で定める心身の機能の障害*があること	例) 療育手帳を交付され所持している
	<b>病歴</b> (法2条3項)	例) ガンに罹患
	<b>診療等</b> (法2条3項、政令2条3号) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	例) インフルエンザのため、2月11日にA病院内科を受診した
	<b>健康診断等の結果</b> (法2条3項、政令2条2号) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(「医師等」)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(「健康診断等」)の結果	例) 健康診断の結果、ストレスチェックの結果、特定健康診査の結果

# 参考：要配慮個人情報

## 要配慮個人情報

犯罪等	犯罪の経歴(法2条3項)	例) 強盗の前科2犯
	刑事事件(法2条3項、政令2条4号) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと	例) 窃盗を被疑事実として逮捕された
	少年事件(法2条3項、政令2条5号) 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと	例) 少年時代に傷害で審判を受けた
犯罪被害	犯罪により害を被った事実(法2条3項)	例) 空き巣に入られた

## 法律による規制

- 原則として本人の同意を得て取得・提供
  - 実務的には、**オプトアウトによる第三者提供・取得の禁止**(27条2項・20条2項)

但し、金融ガイドラインに注意！

# 参考：要配慮個人情報を取得・提供できる場合

類型	場合	取得	提供
法27条1項類型	同意	○(法20条2項柱書)	○(法27条1項柱書)
	法令に基づく場合	○(法20条2項1号)	○(法27条1項1号)
	人の生命・身体・財産の保護のために必要で、同意を得ることが困難	○(法20条2項2号)	○(法27条1項2号)
	公衆衛生の向上・児童の健全な育成推進のために特に必要で、同意を得ることが困難	○(法20条2項3号)	○(法27条1項3号)
	国・自治体・受託者に協力する必要がある、同意を得ると支障のおそれ	○(法20条2項4号)	○(法27条1項4号)
	オプトアウト	×(法20条2項になし)	×(法27条2項)
非第三者 (法27条5項類型)	委託	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項1号)
	事業承継	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項2号)
	共同利用	○(法17条2項6号・政令7条2号)	○(法23条5項3号)
法20条2項類型	公開(by本人・国・自治体・規則)	○(法17条2項5号)	—
	本人を目視又は撮影して、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合(政令7条1号)	○(法17条2項6号・政令7条1号)	—

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

**第三者提供制限違反** (個人情報保護法27条1項違反) → 保有個人データの**第三者への提供を停止する** (遅滞なく)

「第三者提供制限」とは何か

- 個人データの外部提供(社外への提供)は法律で制限されている。
- 認められるのは、同意、法令に基づく、生命・身体・財産の保護、公衆衛生・児童育成、国等への協力、オプトアウトの場合(個人情報保護法27条1・2項)。
- また、委託・事業承継・共同利用の場合は「第三者」に当たらないとして外部提供可(個人情報保護法27条5項)。

どのような対応が必要か

- 違法な個人データの第三者提供を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの第三者提供をやめる必要がある。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

第三者提供制限違反(個人情報保護法27条1項違反) ➡ 保有個人データの第三者への提供を停止する(遅滞なく)

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～4 オプトアウトの規定のため略

←オプトアウトの場合、そもそも本人から請求があれば提供を停止しなければならない。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

←第三者に当たらないため、利用停止等が求められる条項から抜けているが、仮装委託、不法共同利用等の場合は、そもそも27条5項を満たさずに27条1項違反となるので、結局、結論としては同じで、利用停止等が求められることになる。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

# 参考：個人データを提供できる場合

**ルール** 第三者に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(27条)。

ポイント① 対象は「個人情報」ではなく「個人データ」

ポイント② 本人同意を得なくても、提供できることが法律上認められている

## 提供できる場合

① 本人の**同意**がある場合(法27条1項柱書)

- 書面でなくてもよい
- Webサイトでチェックボックスにチェックしてもらうなどの方法も可
- 口頭でもよいが、重要度によって、原則として記録が残せる形が良い

② **法令**に基づく場合(法27条1項1号)

例) 令状に基づき裁判所に提出

③ 人の**生命、身体**又は**財産の保護**のために**必要**がある場合であって、本人の**同意を得ることが困難**であるとき(法27条1項2号)

例) 災害時、意識不明時、重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する等

# 参考：個人データを提供できる場合

## 提供できる場合

- |  |   |
|--|---|
| ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法27条1項3号)   | 例)健康増進法に基づく地域がん登録事業による国又は地方公共団体への情報提供、児童虐待の情報提供 |
| ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法27条1項4号) | 例)統計法に定める一般統計調査に協力する                            |
| ⑥ オプトアウト(法27条2項)   | 例)一定事項を通知等要。本人に求められれば提供を止める                     |
| ⑦ 委託(法27条5項1号)   | 例)データ入力業者への委託、印刷業務の委託                           |
| ⑧ 事業の承継(法27条5項2号)  | 例)合併先の会社  |
| ⑨ 共同利用(法27条5項3号)   | 例)一定事項を通知等必要。病院と訪問看護ステーション                      |

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

外国提供違反(個人情報保護法28条違反) ➡ 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)

「外国提供違反」とは何か

- 外国は個人情報保護法が適用できる場合が限られる(個人情報保護法171条参照。日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していれば個人情報取扱事業者に当たる)ため、外国に個人データを提供できる場合は、法律上限定されている(平成27年改正事項)。
- 外国提供が可能な場合は、次の通り(個人情報保護法28条)。
  - ① あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の**同意**を得た場合
  - ② **適切な国**として認められているところへの提供(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める国への提供)
    - = EU [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_h31iinkaikokuji01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_h31iinkaikokuji01.pdf)
  - ③ **適切な体制**を整備しているところへの提供(個人データの取扱いについて個人情報保護法4条第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供)
    - = 契約・内規・APEC CBPR
  - ④ 個人情報保護法**27条1項各号**に掲げる場合
- **委託・事業承継・共同利用(第三者に当たらない場合)も、外国提供規制下にあるので①から④に当たらないといけない**

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応が必要な場合

外国提供違反(個人情報保護法28条違反) ➡ 保有個人データの**第三者への提供を停止する**(遅滞なく)

どのような対応が必要か

- 違法な個人データの外国提供を行った場合は、本人から請求があれば、保有個人データの第三者提供をやめる必要がある。

条文

- (外国にある第三者への提供の制限)  
第二十八条 個人情報取扱事業者は、**外国**(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)**にある第三者**(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

# 個人情報保護法改正2020ポイント利用停止・消去・第三者提供停止 本人(消費者等)の不満

- 中間整理18ページ [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press\\_betten1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf)
  - 利用停止等に関しては、相談ダイヤルに寄せられる意見や、タウンミーティングにおける議論でも、消費者からは、自分の個人情報を事業者が削除・利用停止しないことへの強い不満が見られる。
  - 平成27年改正法により、個人情報取扱事業者は、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去する努力義務が追加された(個人情報保護法第19条)。このような法令上の要請に応じてデータの最小化を行う事業者も多いと考えられるが、必ずしもそのような対応を行っていない事業者も存在することが想定される。今後、企業の実務上の問題を整理する必要がある。
  - 利用停止等については、消費者側からの根強い要望に対して、個人の権利を保護していく観点からどのようにすれば一定の対応が可能か、企業側の実態も踏まえつつ、具体的に検討していく必要がある。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

### 利用停止・消去・第三者提供停止請求の義務対象 追加

前提	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用停止等請求・第三者提供停止請求とは、本人からの請求により、<b>保有個人データ</b>を利用しないか、消去するか、<b>第三者提供を停止しなければならない</b>という対応</li> <li>例外＝義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合、又は義務の例外に当たる場合は、対応しなくても良い</li> <li>対応が必要な場合は、以下の違法行為がある場合に限られる             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>権利利益を害する恐れ・不適正利用・目的外取扱い・不適正取得・第三者提供制限違反・外国提供違反</b></li> </ul> </li> </ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある(利用する必要がなくなった場合、漏えい・滅失・毀損等発生時など)場合に、利用停止、消去又は第三者提供停止義務が新設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当初は、本人が希望したらいつでも利用停止等義務があるという法改正も検討されていたが、改正法案では、このように限定的な場合に限られるようになっている。</li> <li>✓ もっとも、何を以て「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」かどうかは、不明瞭であり、ガイドラインやFAQである程度解説がなされると思われるものの、解釈に幅が出て、消費者側と事業者側のトラブルになる事態も考えられなくはない。事業者としては、幅広に本人の希望通りに対応することが望まれる。</li> </ul> </li> <li><b>不適正利用時にも、利用停止又は消去義務がある</b></li> <li><b>対象の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>現在、対象から除外されている「6か月以内に消去する短期保存データ」も開示義務の対象に</b></li> </ul> </li> </ul>
必要な対応	<p>現行の自社対応確認 → フロー改訂 → プライバシーポリシー改訂 → 従業者教育等</p>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryuu-1-2.pdf)

利用する必要がなくなった場合として利用停止、消去又は第三者提供停止をしなければならないときの例

- 事例1)ダイレクトメールを送付するために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 事例2)電話勧誘のために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者が電話勧誘を停止した後、本人が消去を請求した場合
- 事例3)キャンペーンの懸賞品送付のために個人情報取扱事業者が保有していた当該キャンペーンの応募者の情報について、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合
- 事例4)採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryoku-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryoku-1-2.pdf)

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合として利用停止、消去又は第三者提供停止をしなければならないときの例

- 事例1)ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例2)電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例3)個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例4)個人情報取扱事業者が、法第23条第1項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例5)個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryuu-1-2.pdf)

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがない場合の例

- 事例1) 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 事例2) インターネット上で匿名の投稿を行った者が、発信者情報開示請求による発信者の特定やその後の損害賠償請求を免れるため、プロバイダに対してその保有する接続認証ログ等の利用停止等を請求する場合
- 事例3) 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合
- 事例4) 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryuu-1-2.pdf)

本人の権利又は正当な利益が害されるおそれという「正当」の意味

※GDPRのLegitimate Interestに類似した考え方か

- 「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まる。個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。
- 本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下の様な事情を考慮する。
  - (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
  - (イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
  - (ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情
  - (エ) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
  - (オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryuu-1-2.pdf)

本人の権利利益侵害防止のために必要な限度で対応すればよい

【本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例】

- 事例1) 本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合
- 事例2) 法第23条第1項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryuu-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryuu-1-2.pdf)

利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ればよい。

※「困難な場合」:利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合等

【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】

- 事例1)既に市販されている名簿の刷り直し及び回収作業に多額の費用を要するとして、名簿の増刷時の訂正を約束する場合や必要に応じて**金銭の支払い**をする場合
- 事例2)個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、**以後漏えい等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策**を講じる場合
- 事例3)他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による**保存期間の終了後に消去を約束**する場合

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 開示・訂正等・利用停止・消去・第三者提供停止請求対応

### やるべきこと1) 現行対応の再確認

- 現在の自社対応の確認(現状確認)
  - 特に対応フロー、対応状況、開示/全部不開示/部分不開示の実績確認、利用停止・消去・第三者提供停止・訂正・追加・削除の実績確認、対象、請求方法(書面/IT)、開示方法(書面/IT)、プライバシーポリシー等の記載内容
  - 個人情報保護法上のものではなく、DM停止、メール配信停止等の対応も合わせて確認する
- ギャップ分析
  - 現在の自社対応と、現行法でやるべきこととの間にギャップがないかどうかの念のための確認
- 苦情・質問等の検討
  - 本人(消費者等の個人情報の対象者)等からの苦情状況の確認
  - 従業者・対応者からの質問・実務対応上困難を感じている点などの確認
  - これらなどを通して、現状の改善点はないかどうか検討する
- プライバシーポリシー等の記載に誤り・改善すべき点はないかの確認 等
- 改正法対応以外に、対応として何か改善すべき点はないかどうかを検討

### やるべきこと2) 改正法

- 改正事項
  - 開示請求対応の義務強化(開示方法の変更、開示対象の拡大)
  - 第三者提供/受領の記録の開示義務化
  - 利用停止・消去・第三者提供停止請求の義務対象 追加
- 上記の改正事項及び左記1について
  - 実務フロー改訂
  - プライバシーポリシー改訂
  - 従業者教育等

# 訂正・追加・削除請求対応

## 訂正等請求対応 ※改正なし

本人からの請求により、保有個人データの**内容が事実でない**ときに、保有個人データの**内容を内容訂正、追加、削除**(「訂正等」という)しなければならないという対応

- ◆ 請求を受けたら、以下を行う義務がある
  - 利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行う
  - 調査結果に基づき、内容訂正、追加又は削除しなければならない
- ◆ 利用目的からみて訂正等が必要ではない場合や保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。
- ◆ また、義務の対象である「保有個人データ」に当たらない場合は、対応しなくても良い
  - 保有個人データ: 前述。 もっとも、本人にとってより良い対応を行うべき
- ◆ 訂正等をした場合、しない場合ともに、本人に遅滞なく、その旨を**通知**しなければならない(個人情報保護法34条3項)。

# 海外関連改正

---

域外適用を広く認める改正

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 海外関連

### 海外関連

法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を外国において取り扱う場合についても適用される(改正法171条) 但し、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者に該当する必要あり</li><li>個人情報保護法の施行に当たって、国際約束の誠実な履行、国際法規の遵守(改正法173条)</li></ul>
GDPR	<ul style="list-style-type: none"><li>GDPRでも域外適用され、日本企業がEEAデータを取り扱う際にGDPRが適用される</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>海外事業者も、日本の個人情報保護法対応をする必要がある場合がある</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 海外関連

### 海外事業者 日本の個人情報保護法が適用になる例 (GL160-161P)

※個人情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も適用

- 事例1) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売・配送に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例2) 外国のメールサービス提供事業者が、日本の消費者に対するメールサービスの提供に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例3) 外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例4) 外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者による日本の消費者へのキャンペーン情報の配信等のサービス提供に関連して、当該インターネット通信販売事業者が保有する日本の消費者の個人データと結び付けることが想定される個人関連情報を提供する場合
- 事例5) 外国のアプリ提供事業者が、日本の消費者に対するサービス提供に関連して、新サービスの開発のために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された仮名加工情報を取り扱う場合
- 事例6) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売又はサービスの提供に関連して、傾向分析等を行うために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された匿名加工情報を取り扱う場合

**【域外適用の対象とならない事例】**外国にある親会社が、グループ会社の従業員情報の管理のため、日本にある子会社の従業員の個人情報を取り扱う場合

# 規制緩和関連改正

---

公益目的による個人情報の取扱い  
仮名加工情報

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 公益目的による個人情報の取扱い

### 公益目的による個人情報の取扱い

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報を活用することで、人々の役に立てたり社会課題を解決できることがある</li><li>しかし、個人情報の利用目的にそれらが含まれていない場合は、たとえ公益に役立つ利用であっても、「目的外利用」に当たり、原則本人同意が必要になり、個人情報の活用ができない場合も多かった</li><li>とはいえ、個人情報保護法にはすでに、「人の生命、身体又は財産の保護」「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進」等のためには、本人同意のない「目的外利用」「第三者提供」が可能という条項が存在</li><li>しかし、それらはあくまで例外規定があり、かつ消極的に厳格に解釈される傾向があった</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>ガイドラインやQ&amp;AでOKな場合を具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進する</li><li>質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などは、利用や提供がしやすくなる場合がたまにある</li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>自社で、活用したい場合は、活用を検討する</li></ul>

## 公益目的による個人情報の取扱い

- 例1) 製薬企業が過去に臨床試験等で取得した個人情報を、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために、自社内で利用又は医療機関から製薬企業へ提供。本人の連絡先を保有しておらず、本人の同意を得ることが困難な場合、本人同意なしで可(Q&A2-12、Q5-20-6)
- 例2) 医療機関が、以前治療を行った患者の臨床症例を、症例研究のために、他の医療機関へ提供。本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず、本人の同意を得ることが困難な場合、本人同意なしで可(Q&A5-20-5)

# 規制緩和関連改正

---

公益目的による個人情報の取扱い

仮名加工情報

# 個人情報等の種類

規制強い  
加工強度弱い

生の個人情報	<ul style="list-style-type: none"><li>そのままの状態(生データ)</li></ul>
仮名加工情報 	<ul style="list-style-type: none"><li>パッと見、誰かわからなくなっている情報だが、法的には原則個人情報のまま<ul style="list-style-type: none"><li>①特定の個人を識別できる記述等(氏名・住所・生年月日・郵便番号等)の削除・置換</li><li>②個人識別符号の削除・置換</li><li>③不正利用により財産的被害のおそれがある記述等の削除・置換</li></ul></li><li>個人情報への<b>義務が一部軽減</b></li><li><b>内部利用目的に限定</b></li></ul>
匿名加工情報	<ul style="list-style-type: none"><li>誰かわからなくなっている情報<ul style="list-style-type: none"><li>①特定の個人を識別できる記述等(氏名・住所・生年月日・郵便番号等)の削除・置換</li><li>②個人識別符号の削除・置換</li><li>④連結符号等の削除・置換</li><li>⑤特異な記述等の削除</li><li>⑥個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置</li></ul></li><li><b>容易な手続</b>で利活用・外部提供可能</li><li>内部利用目的に<b>限定されない</b></li><li>再識別は<b>禁止</b></li></ul>
統計情報	<ul style="list-style-type: none"><li>特定の個人との対応関係がなく、完全に個人情報でも個人に関する情報でもない</li><li>匿名加工情報との境界は曖昧な部分が残る</li></ul>

規制弱い  
加工強度強い

# 個人情報保護法改正2020ポイント 仮名加工情報 新設

## 仮名加工情報の新設

前提	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報/個人データは、漏えい時に報告する義務があり、目的外利用や第三者提供等が制限される。</li><li>「匿名加工情報」化すれば、消費者等のプライバシー権に配慮しながら情報の利活用が可能。但し、加工レベルが非常に高度で加工が難しい。</li></ul>
法改正	<ul style="list-style-type: none"><li>「匿名加工情報」とは違う、「仮名加工情報」というジャンルが新設された</li><li>他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからない情報のこと。<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 例) 単発IDと1回の買い物履歴等</li><li>◆ 他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからなくさせることで、個人(消費者等)を保護</li></ul></li><li>仮名加工情報のメリット<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 利用目的の変更が自由に行える(17条2項が適用除外)</li><li>◆ 漏えい報告義務がかからなくなる(改正法41条9項) (認定個人情報保護団体次第だが、Pマークでも漏えい報告が簡素化される可能性??)</li><li>◆ 開示請求、訂正等請求、利用停止請求等の対応が不要になる</li></ul></li></ul>
必要な対応	<ul style="list-style-type: none"><li>自社で、仮名加工しているデータがあれば、改正個人情報保護法上の各種義務に対応する必要がある</li><li>自社で、仮名加工したいデータがあれば、仮名加工情報の活用を検討する</li></ul>

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

### 仮名加工情報の新設

#### 加工基準

- 法定の加工基準を満たす必要がある(改正法41条1項)
  - ◆ 「他の情報と組み合わせない限り、誰の情報かわからなくする」のは、実は意外と難しい
  - ◆ 例えば、ユーザIDとネット上での行動履歴(閲覧履歴・ログイン日時履歴・検索履歴・投稿履歴・購買履歴・出品履歴等)は、特異な行動等があったり、長期間に及ぶと、他の情報と組み合わせなくても、誰の情報かわかる場合もある
  - ◆ 但し、匿名加工情報とは異なり仮名加工情報の作成は、委員会規則で基準の明確化が図られ、容易にできる
  - ◆ 削除情報や元情報等を保有し続けると、容易照合性があり、個人情報である仮名加工情報の義務を遵守要(GL6P)
- 法定の加工基準とは以下のとおり(規則31条)
  - ◆ 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→氏名削除、住所丸め、生年月日丸め等
  - ◆ 個人情報に含まれる個人識別符号の全部削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→マイナンバー、保険証記号番号の削除等
  - ◆ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等削除(元記述等を復元できない、規則性のない置換でも可)  
→クレジットカード番号の削除等(これに対しクレジットカード番号下4桁や口座番号全体であれば、削除は必須ではない、Q&A14-8)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

### 仮名加工情報の新設

#### 義務・ 注意点

- **安全管理措置義務**あり(改正法41条2項)
  - ◆ 仮名加工情報を作成したとき又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(削除された記述等及び個人識別符号並びに加工方法に関する情報)を取得したときに生じる
  - ◆ ①削除情報等を取り扱う者の**権限及び責任**を明確に定める必要あり(規則32条第1号)
  - ◆ ②削除情報等の取扱いに関する**規程類**を整備し、規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について**評価**を行い、その結果に基づき**改善**を図るために必要な措置を定める必要(規則32条2号)
  - ◆ ③削除情報等を取り扱う**正当な権限を有しない者**による削除情報等の**取扱いを防止**するために必要かつ適切な**措置**を講ずる必要(規則32条3号)
- 仮名加工情報であっても、**目的外利用や第三者提供は基本的には禁止**されている
  - ◆ 目的外利用できるのは、「**法令に基づく場合**」のみで、**通常の個人情報よりも厳しい**(改正法41条3項)
  - ◆ 第三者提供できるのは、「**法令に基づく場合**」のみで、**通常の個人情報よりも厳しい**  
(第三者に当たらない、委託・事業承継・共同利用は可)(改正法41条6項、42条1・2項)
  - ◆ 第三者提供/受領時の**記録・確認義務は適用なし**
  - ◆ **利用目的の公表等**も、当然必要(改正法41条4項)
  - ◆ 電話をかける、郵便・信書・電報・FAX・電子メール等を送る、住居訪問するために、仮名加工情報に含まれる**連絡先等**を利用しては**ダメ**  
(改正法41条8項、42条3項、規則33条)
  - ◆ 消去の努力義務もかかっている(改正法41条5項)
- **照合も禁止**(改正法41条7項、42条3項)
  - ◆ 本人を識別するために、他の情報と仮名加工情報を照合しては**ダメ**
- 仮名加工情報と、**匿名加工情報/非識別加工情報/匿名加工医療情報とは異なる!**
  - ◆ 他の仕組みとの差異を正しく理解しないと、それぞれに必要な対応・義務が遵守できず、違法のリスク
  - ◆ とはいえ、現実問題として、通常の事業者や役人において、**確実な区別・的確な対応**ができるかどうかは懸念も

# 個人情報保護法改正2020ポイント 仮名加工情報 新設

## 生の個人情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1983/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

## 抽象化情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持し  
たうえで日の削除

千代田区神保町2のデータは、  
氏名等を加工しても、誰の情報かわかるおそれあり

# 個人情報保護法改正2020ポイント 仮名加工情報 新設

## 仮名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	5000万-5500万	独身	あり

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持し  
たうえで日の削除

財産的被害のおそれ？  
どう加工すればよいか？

## 匿名加工情報

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
—	千代田区五番町2	1983/10	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町2	1984/05	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関3	1970/06	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町1	1963/09	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町2	1997/10	男性	2000万超	独身	なし
	千代田区神保町2	1997/10	男性	2000万超	独身	なし

削除

番地以下削除

年齢・月齢情報を保持し  
たうえで日の削除

上位・下位5%丸め処理

その他特異データの削除、ノイズ付加等

# 個人情報保護法改正2020ポイント 仮名加工情報 新設

## 統計情報

住所	年齢構成	性別	世帯年収	既婚/独身	子の有無
千代田区五番町	高め(平均X)	男性55%	平均700万	既婚75%	あり55%
千代田区霞が関					
千代田区麴町					
千代田区神保町					

必ずしもここまで丸める必要はない

統計情報の場合、レコードが1になってはダメ。統計によって、3以上、5以上、10以上などのルールあり。

222

## 個人情報保護法改正2020ポイント

# 匿名加工情報と仮名加工情報の差異

仮名加工情報加工基準(規則31条)	匿名加工情報加工基準(規則34条)
①特定の個人を識別することができる記述等の削除 例) 氏名の削除、生年月日の丸め、住所の削除	
②個人識別符号の削除 例) マイナンバーの削除、旅券番号の置換	
③不正利用により財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 例) クレジットカード番号の削除	—
—	③ ‘情報を相互に連結する符号の削除 例) 管理用IDの削除
—	④特異な記述等の削除 例) 116才
—	⑤適切な措置 例) 位置情報の削除、トップコーディング

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

Q マスクした個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の違いは？

A 加工レベルの厳格さが異なる

- 個人情報とは、「誰の情報か」がわかる情報のこと。  
氏名がなくても「今の東の横綱」といえば誰かわかるので個人情報。  
氏名がなく仮IDだけの位置情報・購買履歴だけでも長期間追いかければ誰かわかる場合がある。例えば、匿名SNSでも、投稿を追いかければ誰かわかる場合がある。  
「特異な情報」（身長272センチ、難病のため総理大臣を辞任等）も誰かわかる場合がある。
- つまり、「誰の情報か」がわかるかどうかは、奥が深く、厳格に匿名化するのは難易度が非常に高い場合がある（データの状態にもよる。特異情報がなく近似的な場合等は容易かもしれない）。
- 匿名加工情報は加工レベルが厳格。  
仮名加工情報は、照合さえしなければ誰かわからない状態であって、加工基準も比較的容易。  
マスクした個人情報は、匿名加工レベルや仮名加工レベルを満たしていない場合が多い。  
仮に偶然満たしている場合も、GL上は、仮名加工情報としては扱わないとされている。

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

- 仮名加工情報に当たらない場合
  - 仮名加工情報の加工基準に基づかずに、マスキング等によって仮名化した場合には、仮名加工情報としては扱われない。
  - 客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合でも、個人情報に係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された情報については、仮名加工情報に係る規律は適用されない(Q&A14-4)。
- 安全管理措置が必要となる削除情報等の取扱い
  - その情報を用いることによって元の個人情報を復元することができるものをいう。そのため、例えば、住所を都道府県レベルに加工したことや、年齢を10歳刻みにしたなどは、元の個人情報を復元できるものではなく、委託先などに伝えることも可能(Q&A14-11)。
  - 仮名加工情報の作成委託等では、委託元と委託先が削除情報等を共有することは可能。ただし、委託元も含め施行規則32条に定める基準に従って適切な安全管理措置を講じる必要(Q&A14-12)

# 個人情報保護法改正2020ポイント

## 仮名加工情報 新設

- 利用目的

- 仮名加工情報を作成した時点で仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。この場合、作成の元となった個人情報に関して特定された利用目的が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。
- 他方、個人情報である仮名加工情報について、利用目的の変更を行った場合には、原則として、変更後の利用目的を公表する必要があります(法第41条第4項により読み替えて適用される法第21条第3項、同条第4項)。なお、変更後の利用目的の公表に際しては、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にする必要。(Q&A14-15)

# 仮名加工情報に関する大綱記載

- EUにおいても、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。
- 我が国においても、「仮名化」のように、個人情報と匿名加工情報の中間的規律について、従前から経済界から要望があり、中間整理の意見募集でも、匿名加工情報等との関係を整理した上で、「仮名化」制度の導入を支持する意見が多く寄せられた。
- 特に、こうした、仮名化された個人情報について、加工前の個人情報を復元して特定の個人を識別しないことを条件とすれば、本人と紐付いて利用されることはなく、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することとなる。一方で、こうした情報を企業の内部で分析・活用することは、我が国企業の競争力を確保する上でも重要である。
- したがって、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報(仮称)」を導入することとする。この「仮名化情報(仮称)」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報(仮称)」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求)への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。  
(水町注)但し、目的外利用原則不可(改正法35条の2第3項)
- なお、一般に、「仮名化情報(仮称)」を作成した事業者は、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データも保有していることが想定される。したがって、本人は、それ単体では特定の個人を識別することができない「仮名化情報(仮称)」に対しては各種請求を行うことができないものの、当然のことながら、その原データ(保有個人データ)に対しては、各種請求を行うことができることとなる。
- また、「仮名化情報(仮称)」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報(仮称)」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データ(保有個人データ)を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である。あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、(現行法における)個人データとして、第三者に提供することも可能である。(大綱21-22ページ)。

# 個人情報保護法改正2020年のポイント・影響度・実務対応

影響を受ける人	改訂すべき文書	法改正事項	説明	やるべき対応案	影響度
全員	規程・社内フロー等	漏えい時等の当局報告と本人通知の義務付け <b>漏えい時等に当局報告と本人通知が必要に。実務フロー・社内ルールの変更が必要な場合も。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の例外あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の自社対応確認</li> <li>規程・社内フロー改訂</li> <li>従業員教育等</li> <li>仮名加工情報の活用検討</li> </ul>	★★
	プライバシーポリシー等	保有個人データの公表事項追加 <b>プライバシーポリシー等の修正が必要になる可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人データに関する具体的な安全管理措置の内容、プロファイリング等の公表義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全社的な実態調査</li> <li>プライバシーポリシーの改訂</li> <li>プライバシーポリシー更新スキーム検討</li> </ul>	★★
	プライバシーポリシー等	外国提供時の情報提供義務 <b>外国に個人データが行くことを、本人が予測できるように。本人に必要な情報提供をする義務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人への情報提供義務</li> <li>移転先法制度や移転先事業者における個人情報保護措置について情報提供</li> <li>移転先国名も情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国提供の洗い出し</li> <li>プライバシーポリシーの追記</li> <li>本人の求めに応じるスキーム・実務フロー等の検討</li> </ul>	★★★★★
	規程等	不適正利用の禁止 <b>個人情報保護法、これまでは明確には禁止されていなかった利用も、違法になる可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、ハッシュ化、利用目的の拡大解釈、一般人から見て特に違和感を感じる利用(本人から見て予測可能か、社会常識的に妥当か)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報利用の全チェック</li> </ul>	★ 規制対象がある場合は影響甚大
	規程等	罰則強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定刑の引き上げ</li> <li>主に法人の罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常想定として、特段の対応は不要だが従業員教育等</li> </ul>	—

# 個人情報保護法改正2020年のポイント・影響度・実務対応

影響を受ける人	改訂すべき文書	法改正事項	説明	やるべき対応案	影響度
全員	規程・社内フロー・プライバシーポリシー等	<p>「保有個人データ」の範囲拡大 ＝開示、訂正等、利用停止等、第三者提供停止請求の<b>対象が拡大</b></p> <p><b>これまで開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止をしなくてよかったものも対応必須になる可能性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月以内消去データも対象に（Pマークと同じ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の自社対応確認</li> <li>フロー改訂</li> <li>規程改訂</li> <li>プライバシーポリシー改訂</li> <li>従業者教育等</li> </ul>	★★
		<p>利用停止、消去、第三者提供の停止義務の<b>拡大</b></p> <p><b>これまで利用停止等・第三者提供停止をしなくてよかったものも対応必須になる可能性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある（利用する必要がなくなった場合、漏えい・滅失・毀損等発生時など）場合に、利用停止、消去又は第三者提供停止義務が新設</li> <li>不適正利用時にも、利用停止又は消去義務がある</li> </ul>		★
	プライバシーポリシー等	<p>開示の適正化</p> <p><b>開示は重要な本人の権利。適正に対応要。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示義務を適正に履行しているか当局が注視</li> </ul>		★
	規程等	<p>開示のデジタル化</p> <p><b>紙でない開示方法が必要になる可能性。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるように</li> </ul>		★

# 個人情報保護法改正2020年のポイント・影響度・実務対応

影響を受ける人	改訂すべき文書	法改正事項	説明	やるべき対応案	影響度
委託等以外で個人データの授受がある人	規程・社内フロー等	提供・受領時の記録開示義務化 <b>本人が要求したら、どこの間で個人データを提供/受領したか、記録を開示する義務が新設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人データの<b>第三者提供時・第三者からの受領時</b>は記録を作成・保存する義務あり</li> <li>その<b>記録を</b>、本人が要求したら<b>本人に見せる義務</b>新設(開示請求)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の記録実務を確認</li> <li>開示対象にするよう、規程類・社内フロー・従業員教育を改訂</li> </ul>	★★★
CookieやWeb活王者等	規程・契約書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人関連情報」の提供規制</li> <li>公取「優越的地位の濫用」</li> <li>不適正利用</li> </ul> <b>これまでのCookie等の利用・提供が違法になる可能性があるので、全面的なチェックを推奨します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>個人情報ではない「個人関連情報」であっても提供が規制</b></li> <li>提供先で個人データと想定される場合の提供規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社に該当するものがあるか確認</li> <li>特に広告関連</li> <li>本人同意の取得</li> <li>記録の作成・保存対応のスキーム・実務フロー等の検討</li> </ul>	ー～ ★★★ ★★ 規制対象がある場合は影響甚大
オプトアウトで個人データを提供・取得している人	規程・社内フロー・契約書等	<b>オプトアウト規制強化</b> <b>個人データをオプトアウトで外部提供していた場合、これまで通りのやり方だと違法になるリスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>オプトアウト禁止対象が拡大</b>(オプトアウトで取得した個人データをさらにオプトアウト不可&amp;不適正取得した個人データと要配慮個人情報は不可)</li> <li>オプトアウト時の<b>通知・公表等事項</b>の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社でオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認</li> <li>自社で、禁止される類型をオプトアウトで取得/提供しているものがあるか確認</li> <li>禁止対象は提供・取得不可</li> <li>通知・公表等事項の追加対応</li> </ul>	ー～ ★★★ ★★ 禁止類型がある場合は、影響甚大

# 個人情報保護法改正2020年のポイント・影響度・実務対応

ジャンル	項目	説明	やるべき対応案	影響度
規制緩和	公益目的による個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などは、利用・提供しやすく</li> <li>おそらくガイドラインで詳細が明らかに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用検討</li> </ul>	— 使わなくても良い
	仮名加工情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工した「仮名加工情報」の新設</li> <li>利用目的の変更可</li> <li>漏えい報告義務や開示請求対応等が不要</li> <li>仮名加工情報の目的外利用や外部提供は基本的には不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用検討</li> </ul>	
	利活用相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護委員会が相談にのってくれる「PPCビジネスサポートデスク」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用検討</li> </ul>	
海外	海外でも日本法適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>域外適用を広く認める改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外事業者も、日本の個人情報保護法対応要な場合も</li> </ul>	

# 個人情報保護法改正経緯

---

# 個人情報保護法の改正経緯

## 個人情報保護法の経緯

- 平成15年に制定(平成17年全面施行)
- 平成27年に改正(平成29年5月30日に全面施行)
  - 個人情報大規模漏えい事件や国民感情の高まりを踏まえ、**規制強化**
    - ・ 要配慮個人情報というカテゴリを新設し、原則本人同意を要求
    - ・ 外国への個人データ提供を規制
    - ・ 個人データ授受のトレーサビリティ確保のための記録・確認義務新設
    - ・ 小規模事業者に対しても個人情報保護法を適用に
    - ・ 新たな罰則規定の新設
  - データ利活用を促進**するための仕組みも
    - ・ 匿名加工情報というカテゴリを新設し、簡易な手続での利活用・提供を可能に
- 平成27年改正により、**施行後3年ごとの改正検討**が必要に
  - ・ 平成29年(2017年)より3年後＝令和2年(2020年改正)
- これとは別に令和3年(2021年)に個人情報保護法制自体が改正(国・自治体・独法・研究・医療関係) <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>

# 個人情報保護法改正2020年当局資料

## 個人情報保護法改正関連資料等

### 1. 個人情報保護委員会関連

- 考え方
  - ✓ 不適正利用 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryoku-1-1.pdf)
  - ✓ 利用停止 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219\\_shiryoku-1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210219_shiryoku-1-2.pdf)
  - ✓ 公益目的のための目的外利用 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210126\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210126_shiryoku-1.pdf)
  - ✓ 仮名加工情報 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201127\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201127_shiryoku-1.pdf)
  - ✓ 個人関連情報 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120_shiryoku-1.pdf)
  - ✓ 越境移転に係る情報提供の充実等 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104\\_shiryoku-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201104_shiryoku-2.pdf)
  - ✓ 漏えい報告・本人通知 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201030\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201030_shiryoku-1.pdf)
  - ✓ 公表事項の充実 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201014_shiryoku-1.pdf)
  - ✓ 基本的な考え方 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200722\\_shiryoku-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200722_shiryoku-1.pdf)
- スケジュール・ロードマップ [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615\\_shiryoku1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615_shiryoku1.pdf)

# 個人情報保護法改正2020年当局資料

## 個人情報保護法改正関連資料等

### 1. 個人情報保護委員会関連(続き)

- 大綱(令和元年12月13日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱)  
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>
- 大綱骨子(令和元年11月29日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱(骨子))  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191129\\_houdou\\_koshi.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191129_houdou_koshi.pdf)
- 中間整理(平成31年4月25日 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理)  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press\\_betten1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press_betten1.pdf)
- いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点(平成31年1月28日)  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190128\\_shiryu1-2.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190128_shiryu1-2.pdf)

### 2. 公正取引委員会関連

- 令和元年12月17日「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_dpfgl.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html)

# 個人情報保護法改正2020年水町資料

---

## 1. 簡潔なWord

<http://www.miyauchi-law.com/f/200923piikaisei.pdf>

旬刊経理情報2020年8月1日号通巻No.1585に掲載したものの元原稿をWeb公表中

## 2. 詳細なPowerPoint

<http://www.miyauchi-law.com/f/200325pii2020kaiseigaiyou.pdf>

# 参考

---

- ◆ ITをめぐる法律問題について考えるブログ  
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>
- ◆ 各種参考資料を事務所Webにて公表中
  - 個人情報保護法2020年改正前に押さえておくべき重要ポイント20と法改正の見直し  
<http://www.miyauchi-law.com/f/200114pii2020.pdf>
  - 個人情報保護に関する社内整備と 関連規程の見直し  
<http://www.miyauchi-law.com/f/170313piikaiseigaiyou.pdf>
  - 安全管理措置の比較  
[http://www.miyauchi-law.com/f/170906anzenkanrisochi\\_comparison.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/170906anzenkanrisochi_comparison.pdf)
  - 個人データの取得/提供時の記録様式  
<http://www.miyauchi-law.com/f/teikyoutoukiroku.pdf>
  - マイナンバー制度の改善のために必要なことは何か  
[http://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber\\_kadai.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber_kadai.pdf)
  - マイナンバー  
[http://www.miyauchi-law.com/f/mynumber\\_kigyuu.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/mynumber_kigyuu.pdf)

個人情報、マイナンバー、医療情報、医療ビッグデータ法(次世代医療基盤法)、行政ビッグデータ、DPIA、IT/ICT、契約書・規程策定、国との交渉、企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

---

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 水町 雅子

電話 → 03-5761-4600

メール → [osg@miyauchi-law.com](mailto:osg@miyauchi-law.com)

※本資料はあくまで当職の意見にすぎず、当局見解と異なる場合があります。  
また誤記・漏れ・ミス等あり得ますので、改正法、現行法やガイドライン原典に必ず当たるようお願いいたします。